

# 馬頭最終処分場整備運営事業

## 様式集

平成28年10月

栃木県



## 1 記載要領

### (1) 共通事項

#### ア 会社名の記載

入札時の提出書類のうち、設計図書と業務提案書には、構成員・協力企業の会社名及び会社を類推できる記載（ロゴマーク等）を行わないものとし、代わりに参加資格審査結果通知書に提示する受付番号を記載すること。

#### イ 記載方法

(ア)「3 記載内容」に従い、明確かつ具体的に記述すること。

(イ)語、略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の個所に定義を記述すること。

(ウ)他の様式や補足資料に関連する事項が記載されている等、参照が必要な場合には、該当するページを記入すること。

(エ)入札書類に用いる言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とすること。

#### ウ 書式等

(ア)使用する用紙は、特に指定のない限り、A4縦長又はA3横長の横書き片面とすること。

(イ)図面等を除き、提出書類で使用する文字の大きさは、10ポイント以上とすること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

(ウ)各様式における記載内容が複数ページにわたるときは、様式番号の後ろに番号を振ること。（例：[1/3]）

(エ)図表等は適宜使用してよいが、規定のページ数に含めること。

(オ)各様式は片面印刷とすること。

#### エ 各様式の記載要領

(ア)本様式集「3 記載内容」に従って作成すること。

(イ)本様式集において、「Excel」と指定があるものは様式集（Excel版）を用いること。それ以外については、様式集（Word版）の様式を用いること。

(ウ)各様式の枠内に記載されている注記事項については、削除した上で提案内容を記載すること。

(エ)電子入札システムを利用する場合には、代表企業が、電子入札システムにより電子データ（PDF形式によるものとする）を提出（送信）すること。電子データの容量は3MB以内とすること。

## 2 提出要領

### (1) 入札説明書等に関する質問書等

入札説明書を参照すること。

書類名	様式番号	部数	製本形態
①入札説明書等に関する質問書	1-1	1部	-
②意見交換会参加申込書	1-2	1部	-
③意見交換会の議題	1-3	1部	-
④自由提案事業に関する照会書	1-4	1部	

### (2) 入札参加資格の確認審査に関する提出書類

(様式 2-1) から (様式 2-11) 及び添付書類 (会社概要等) を A 4 縦長ファイルに一括して綴じ、表紙及び背表紙に「事業名」「入札参加資格の確認審査に関する提出書類」と「代表企業名」書いたものを正本 1 部及び写し 1 部提出すること。

書類名	様式番号	部数	提出方法
入札参加資格の確認審査に関する提出書類			
①参加表明書兼参加資格確認申請書	2-1	正 1 部	A 4 縦長 ファイル綴じ
②応募グループ構成表	2-2	写し 1 部	
③委任状 (代表企業宛)	2-3	各社正 1 部 写し 1 部	
④委任状 (受任者宛)	2-4	正 1 部 写し 1 部	
⑤設計業務の実績	2-5	各社正 1 部 写し 1 部	
⑥建設工事業務 (土木) の実績	2-6		
⑦建設工事業務 (建築) の実績	2-7		
⑧建設工事業務 (水処理) の実績	2-8		
⑨運営・維持管理業務及び埋立完了後の 管理業務の実績	2-9		
⑩暴力団対策に係る誓約書	2-10		
⑪役員名簿	2-11		

### (3) 紙入札方式参加承諾等の提出書類

入札説明書を参照すること。

書類名	様式番号	部数	提出方法
①紙入札方式参加承諾願	2-12	1部	-
②委任状 (紙入札方式参加承諾願の提出者宛)	2-13	1部	-
③入札辞退届	2-14	1部	-
④構成員等変更承諾願	2-15	1部	-

#### (4) 入札時の提出書類

##### ア 入札時の提出書類及び部数

以下の提出書類を準備すること。

書類名	様式番号	部数	提出方法
入札書類提出書等に関する提出書類			
①入札書類提出書	3-1	正 1 部	A 4 縦長 ファイル綴じ
②入札書類確認書	3-2		
入札価格に関する提出書類			
④入札書	4-1	1 部	封筒に封入
⑤入札価格内訳書	4-2	1 部	封筒に封入
⑥割賦金利の提案スプレッド	4-3		
提案内容に関する提出書類			
⑦会社名対応表	5-1	正 1 部	⑨の正本に添付
⑧設計図書	6、6-1 及び 任意様式	正 1 部 副 20 部	A 3 横長 ファイル綴じ
⑨業務提案書			
a. 事業計画に関する提案書	7～7-4	正 1 部 副 20 部	A 4 縦長 ファイル綴じ
b. 設計・建設に関する提案書	8～8-6		
c. 運営・維持管理に関する提案書	9～9-8		
d. 不法投棄物撤去に関する提案書	10～10-3		
e. 自由提案事業に関する提案書	11～11-1		
f. プロフィットシェアリングに関する提案書	12～12-1		
⑩電子データ	—	1 部	⑨の正本に添付

##### イ 入札書類提出書等に関する提出書類

(様式 3-1) から (様式 3-2) を A 4 縦長ファイルに一括して綴じ、表紙及び背表紙に「事業名」、「受付番号」及び「入札書類提出書等に関する提出書類」を記載すること。

##### ウ 入札価格に関する提出書類

(ア) (様式 4-1) は封筒に入れ封印し、封筒の表面に、「事業名」、「受付番号」及び「入札書在中」(朱書き)を記載の上、提出すること。

(イ) (様式 4-2) 及び (様式 4-3) は、(様式 4-1) とは別の封筒にまとめて入れて、封筒の表面に、「事業名」、「受付番号」及び「入札添付書在中」を記載の上、提出すること。

##### エ 入札価格以外に関する提出書類

###### (ア) 会社名対応表 (様式 5-1)

「設計図書」及び「業務提案書」は、正本・副本とも、構成員・協力企業についてのみ設計企業A、建設企業B等に置き換えるものとし、その対応表 (様式 5-1) をそれぞれの正本の最初のページに綴じ込むこと。

###### (イ) 設計図書 (様式 6～6-1 及び任意様式)

a (様式 6) から (様式 6-1) 及び提案書補足図書として、次の図面等を様式任意で提出すること。

【最終処分場】

- ①施設諸元（施設面積、埋立面積、埋立容量等）
- ②施設計画概要、主要な仕様等
- ③公害防止対策
- ④点検・補修計画
- ⑤遮水工（シート、保護材等）の仕様一覧
- ⑥浸出水処理施設処理概要
  - ・プロセス説明（基本設計時処理フローとの変更箇所を明示すること）
  - ・処理能力設定根拠（散水計画及び廃棄物安定化促進計画含む）
  - ・水質、容量計算等
- ⑦防災調整池の性能が確認できる資料
- ⑧一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）を満足することが確認できる資料
- ⑨施設の運営・維持管理に必要な人員体制・配置が確認できる資料
- ⑩工事工程表（設計期間を含む）
- ⑪図面類
  - ・パース図（鳥瞰、埋立地内部 各1枚）
  - ・施設全体配置平面図
  - ・動線計画図
  - ・標準縦横断図
  - ・貯留構造物構造図
  - ・地下水集排水施設平面図
  - ・遮水工平面図
  - ・遮水工構造図
  - ・遮水工部分詳細図（柱脚部、小段部、法尻部、天端部、接続部、取り合い部等）
  - ・浸出水集排水施設平面図
  - ・被覆施設仕上表
  - ・被覆施設平面図
  - ・被覆施設断面図
  - ・被覆施設立面図（北面、東面）
  - ・被覆施設屋根伏図
  - ・被覆施設梁伏図
  - ・被覆施設電灯設備図
  - ・被覆施設換気設備図
  - ・散水設備図（配置平面図含む）
  - ・照度分布図（被覆施設内）
  - ・浸出水処理施設フローシート
  - ・浸出水処理施設水位高低図
  - ・浸出水処理施設平面図

- ・浸出水処理施設主要機器配置平面図
- ・浸出水処理施設主要機器配置断面図
- ・管理棟（平面図、立面図、断面図、仕上表）
- ・その他、提案する構造物等に関する図面【最終処分場】

**【北沢不法投棄物撤去】**

- ①計画概要、主要施設の仕様等
- ②公害防止対策
- ③提案する汚染拡散防止対策の有効性が確認できる資料
- ④不法投棄物撤去・運搬処理の計画
- ⑤不法投棄物埋立処理の計画
- ⑥工事工程表（設計期間を含む）
- ⑦図面類

- ・汚染拡散防止対策工事平面図
- ・汚染拡散防止対策工事縦横断面図
- ・汚染拡散防止対策標準横断面図
- ・汚染拡散防止対策構造図
- ・不法投棄物撤去計画平面図
- ・不法投棄物埋立処理計画平面図
- ・不法投棄物撤去完了後平面図

b A 3 版横長左綴じの 2 穴パイプファイルに綴じること。

c ファイルの表紙に「馬頭最終処分場整備運営事業 設計図書」と記入し、(ウ) に示すラベルを背表紙下隅に添付すること。

**(ウ) 業務提案書（様式 7～12-1）**

a A 4 判縦長左綴じ 2 穴パイプファイルに綴じることとし、A 3 判の様式については、A 4 判に折り込むこと。

b ファイルの表紙に「馬頭最終処分場整備運営事業 業務提案書」と記入し、以下に示すラベルを背表紙下隅に添付すること。また、入札書類ごとにインデックスを付けること。

正本の場合

<b>正本</b>
〇〇（受付番号）

副本の場合

<b>副本 〇／20</b>
〇〇（受付番号）

**(エ) 上記提案書の電子データ**

a 設計図書（ア⑧）は PDF 形式、業務提案書（ア⑨）は Microsoft Word 又は Excel 形式で保存すること。なお、Excel を指定されている様式の電子データは、出来るだけ計算式がわかるようにして提出すること。

b ファイルを一括保存した電子媒体には、ケース等の表紙に「事業名」及び「受付番号」を記載すること。

### 3 記載内容

次の各様式に従って記載すること。



入札説明書等に関する質問書

「馬頭最終処分場整備運営事業」に関する入札説明書等について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	内線 ( )
	F A X	
	E-mail	
提出質問数		

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
1							
2							
...							
(例)	入札説明書	2	2	(1)	ア	事業名称	

※Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。

意見交換会参加申込書

「馬頭最終処分場整備運営事業（仮称）」の意見交換会への参加を申し込みます。

1 連絡先

会社名		
所在地		
担当者	所属	
	役職／氏名	/
	電話／FAX	/
	メールアドレス	

※1：グループで参加の場合は、連絡先となる会社を1社記入してください。

2 参加希望日時

第一希望： 月 日（ ）： ～：

第二希望： 月 日（ ）： ～：

第三希望： 月 日（ ）： ～：

3 参加者名簿

1	会社名	
	所属	
	役職／氏名	/
2	会社名	
	所属	
	役職／氏名	/
3	会社名	
	所属	
	役職／氏名	/

※2：記入欄が足りない場合は、必要に応じて追加してください。

※3：参加人数等について、後日調整を行う可能性があります。

※4：実施日時、会場等詳細については、申込書到着後別途連絡します。

意見交換会の議題

連絡先（会社名） \_\_\_\_\_

優先 順位	該当箇所		タイトル	内容	公表 の 可否
	資料名	ページ、項目名			
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

- ※ 1 : 記入欄が足りない場合は、必要に応じて追加してください。
- ※ 2 : 優先順位順に対話を進めることを原則とします。
- ※ 3 : 必要に応じて、図面等の参考資料を添付してください。（データ形式はPDF）
- ※ 4 : 「タイトル」欄は、内容を要約して記入してください。
- ※ 5 : 参加者は、特殊な技術、ノウハウ等に関わり、入札参加者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断する事項について、非公表を求めることができるものとします。「公表の可否」欄に「可」の場合は「○」、「不可」の場合は「×」を記入してください。なお、「不可」とした場合でも、県が質問者間の公平性・透明性を保つためには公表する必要があると判断した場合は、県と質問者との間で協議した上で、公表することができるものとします。
- ※ 6 : 自由提案事業については、想定する事業の内容等を記載し、詳細は（様式1-4）に記載してください。
- ※ 7 : Microsoft社製Word（Windows版）のファイル形式で提出してください。

自由提案事業に関する照会書

連絡先（会社名）\_\_\_\_\_

想定する事業の名称	
提案の趣旨・目的	※提案する事業の実施趣旨及び目的を記載してください。
提 案 内 容	※想定する事業、施設内容について具体的に記載してください。 （想定する利用者、実施方法、開催時間・頻度、営業時間、施設概要など）
そ の 他	※県に特に確認を希望する事項等、特記事項があれば記載してください。

※ 1 : 1つの提案に対し、本様式を1枚ずつ使用してください。

※ 2 : 内容は具体的に分かりやすく記載してください。

※ 3 : Microsoft Wordで作成の上、電子メールで送付してください。

参加表明書兼参加資格確認申請書

栃木県知事 ○○○○様

[応募グループの代表企業]

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成 28 年 10 月 13 日に公告された「馬頭最終処分場整備運営事業」に係る総合評価一般競争入札への参加について、参加資格を証する書類を添えて申請します。

なお、以下の構成員及び協力企業は、入札説明書 3 の「(1) 入札参加者の構成等」、「(2) 入札参加者の参加資格要件（共通）」、「(3) 入札参加者の参加資格要件（業務別）」に掲げられている事項を満たしていること、並びに、この申請書及び添付書類の全ての記載事項が事実と相違ないこと、及び、他の応募グループの構成員・協力企業として「馬頭最終処分場整備運営事業」に係る総合評価一般競争入札に参加しないことを誓約します。

【応募グループの構成（役割分担）】

通番	参加区分 ※1	役割 ※2	商号又は名称
1	代表企業		
2			
3			
4			
5			

※ 1 : 「代表企業」、「構成員」、「協力企業」のいずれかを記入してください。

※ 2 : 「設計企業」、「建設企業」、「工事監理企業」、「運営・維持管理企業」、「不法投棄物撤去企業」、「その他」のいずれかを記載してください。

※ 3 : 記入欄が足りない場合は、適宜追加・変更してください。

応募グループ構成表

1 代表企業	
所在地 商号又は名称 代表者名 担当者氏名 所属 電話 E-mail	所在地 FAX 印
2 構成員・協力企業※1	
所在地 商号又は名称 代表者名 担当者氏名 所属 電話 E-mail	所在地 FAX 印
3 構成員・協力企業※1	
所在地 商号又は名称 代表者名 担当者氏名 所属 電話 E-mail	所在地 FAX 印
4 構成員・協力企業※1	
所在地 商号又は名称 代表者名 担当者氏名 所属 電話 E-mail	所在地 FAX 印
5 構成員・協力企業※1	
所在地 商号又は名称 代表者名 担当者氏名 所属 電話 E-mail	所在地 FAX 印

※1：構成員又は協力企業のいずれかを記載してください。

※2：記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加してください。

平成 年 月 日

委任状（代表企業宛）

栃木県知事 ○○○○様

委任者 (応募グループの 構成員又は 協力企業)	所在地	印
	商号又は名称	
	代表者氏名	

私は、下記の代表企業代表者を代理人として定め、入札参加申請書の提出の日からSPC設立日まで、「馬頭最終処分場整備運営事業」に係る県との契約について、次の権限を委任します。

受任者 (代表企業)	所在地	印
	商号又は名称	
	代表者氏名	
委任事項	1 下記事業に関する入札への入札参加申請について 2 下記事業に関する入札辞退について 3 下記事業に関する入札及び提案について 4 下記事業に関するSPC設立以前の契約に関することについて 5 復代理人の選任及び解任について	
事業名	馬頭最終処分場整備運営事業	

※1：応募グループの構成員又は協力企業毎に提出してください。

平成 年 月 日

委任状（受任者宛）

栃木県知事 ○○○○様

委任者	所在地 商号又は名称 代表者氏名 印
-----	-----------------------------

私は、下記の者を代理人として定め、入札参加申請書の提出の日からS P C設立日まで、「馬頭最終処分場整備運営事業」に係る県との契約について、次の権限を委任します。

受任者 (代理人)	所在地 商号又は名称 役職名 氏名 印
委任事項	1 下記事業に関する入札への入札参加申請について 2 下記事業に関する入札辞退について 3 下記事業に関する入札及び提案について 4 下記事業に関するS P C設立以前の契約に関することについて
事業名	馬頭最終処分場整備運営事業



設計業務の実績

所在地					
商号又は名称					
構成員又は協力企業の別		・構成員 ・協力企業 (いずれかを囲むこと)			
本業務における担当内容					
一級建築士事務所又は建設コンサルタント登録番号		(登録年月日:○年○月○日)			
実績 (有・無)	業務の名称	○○○○設計業務			
	業務の発注者名				
	受注形態	・単独 ・共同企業体 (いずれかを囲むこと)			
	施工場所	○○県○○市			
	業務工期	平成○年○月○日～平成○年○月○日			
配置 予定者	氏名				
	所属				
	年齢・経験年数	年齢	歳	経験年数	年
	資格等	○○○ (○年○月○日取得/登録番号○○)			

※1: 入札説明書の参加資格要件に示す実績の有無及び配置予定者の有無に係らず、当該業務(不法投棄物撤去業務における当該業務を含む)に当たる者全てが個別に本様式を作成してください。

※2: 実績の有無について、有・無のいずれかに○をつけ、有る場合は内容を記載してください。

【添付書類】

書類名		参加者確認	県確認
1	会社概要		
2	商業登記簿謄本(現在事項証明書)		
3	貸借対照表及び損益計算書(直近3期分)		
4	納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税)の写し(最近1年間の未納がないことが証明できるもの)		
5	建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所又は建設コンサルタント登録規程第2条の規定に基づく建設コンサルタント(廃棄物部門に限る。)の登録を行っていることを証する書類		
6	担当業務に係る本県の競争入札参加資格審査結果通知書の写し		
7	配置予定者の資格を証明できるもの及び雇用関係がわかるもの(在職証明書、雇用保険証等)の資料		
8	実績に記載された契約書の写し。共同企業体による場合は、協定書の写し		

※必要書類が揃っていることを確認した上で、「参加者確認」欄に「○」をつけてください。

建設工事業務（土木）の実績

所在地					
商号又は名称					
構成員又は協力企業の別		・構成員 ・協力企業（いずれかを囲むこと）			
本業務における担当内容					
建設業許可番号		（許可年月日：○年○月○日）			
経営事項審査点数		土木一式工事○○○○点			
実績 (有・無)	業務の名称	○○○○工事			
	業務の発注者名				
	受注形態	・単独 ・共同企業体（いずれかを囲むこと）			
	施工場所	○○県○○市			
	業務工期	平成○年○月○日～平成○年○月○日			
配置 予 定 者	氏名				
	所属				
	年齢・経験年数	年齢	歳	経験年数	年
	実績等	○○○工事（現場代理人・主任技術者・監理技術者）			
	資格等	○○○（○年○月○日取得／登録番号○○）			

※1：入札説明書の参加資格要件に示す実績の有無及び配置予定者の有無に係らず、当該業務（不法投棄物撤去業務における当該業務を含む）に当たる者全てが個別に本様式を作成してください。

※2：実績の有無について、有・無のいずれかに○をつけ、有る場合は内容を記載してください。

【添付書類】

書類名		参加者確認	県確認
1	会社概要		
2	商業登記簿謄本（現在事項証明書）		
3	貸借対照表及び損益計算書（直近3期分）		
4	納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）の写し（最近1年間の未納がないことが証明できるもの）		
5	建設業許可申請書の写し（許可区分及び当該営業所が確認できる項のみで可）		
6	担当業務に係る本県の競争入札参加資格審査結果通知書の写し		
7	配置予定者の実績及び資格を証明できるもの及び雇用関係がわかるもの（在職証明書、雇用保険証等）の資料		
8	実績に記載された契約書の写し。共同企業体による場合は、協定書の写し		
9	建設業法第27条の23の規定に基づく直前の経営事項審査（土木）に係る総合評定値が1,400点以上の者であることを証する書類		

※必要書類が揃っていることを確認した上で、「参加者確認」欄に「○」をつけてください。

建設工事業務（建築）の実績

所在地					
商号又は名称					
構成員又は協力企業の別		・構成員 ・協力企業（いずれかを囲むこと）			
本業務における担当内容					
建設業許可番号		（許可年月日：○年○月○日）			
経営事項審査点数		建築一式工事○○○○点			
実績 (有・無)	業務の名称	○○○○工事			
	業務の発注者名				
	受注形態	・単独 ・共同企業体（いずれかを囲むこと）			
	施工場所	○○県○○市			
	業務工期	平成○年○月○日～平成○年○月○日			
配置 予定 者	氏名				
	所属				
	年齢・経験年数	年齢	歳	経験年数	年
	資格等	○○○（○年○月○日取得／登録番号○○）			

※1：入札説明書の参加資格要件に示す実績の有無及び配置予定者の有無に係らず、当該業務（不法投棄物撤去業務における当該業務を含む）に当たる者全てが個別に本様式を作成してください。

※2：実績の有無について、有・無のいずれかに○をつけ、有る場合は内容を記載してください。

【添付書類】

書類名		参加者確認	県確認
1	会社概要		
2	商業登記簿謄本（現在事項証明書）		
3	貸借対照表及び損益計算書（直近3期分）		
4	納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）の写し（最近1年間の未納がないことが証明できるもの）		
5	建設業許可申請書の写し（許可区分及び当該営業所が確認できる項のみで可）		
6	担当業務に係る本県の競争入札参加資格審査結果通知書の写し		
7	配置予定者の資格を証明できるもの及び雇用関係がわかるもの（在職証明書、雇用保険証等）の資料		
8	実績に記載された契約書の写し。共同企業体による場合は、協定書の写し		
9	建設業法第27条の23の規定に基づく直前の経営事項審査(建築)に係る客観的点数が1,400点以上の者であることを証する書類		

※必要書類が揃っていることを確認した上で、「参加者確認」欄に「○」をつけてください。

建設工事業務（水処理）の実績

所在地					
商号又は名称					
構成員又は協力企業の別		・構成員 ・協力企業（いずれかを囲むこと）			
本業務における担当内容					
建設業許可番号		（許可年月日：○年○月○日）			
実績 (有・無)	業務の名称	○○○○工事			
	業務の発注者名				
	受注形態	・単独 ・共同企業体（いずれかを囲むこと）			
	施工場所	○○県○○市			
	業務工期	平成○年○月○日～平成○年○月○日			
配置 予定者	氏名				
	所属				
	年齢・経験年数	年齢	歳	経験年数	年
	実績等	○○○工事（現場代理人・主任技術者・監理技術者）			

※1：入札説明書の参加資格要件に示す実績の有無及び配置予定者の有無に係らず、当該業務（不法投棄物撤去業務における当該業務を含む）に当たる者全てが個別に本様式を作成してください。

※2：実績の有無について、有・無のいずれかに○をつけ、有る場合は内容を記載してください。

【添付書類】

	書類名	参加者確認	県確認
1	会社概要		
2	商業登記簿謄本（現在事項証明書）		
3	貸借対照表及び損益計算書（直近3期分）		
4	納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）の写し（最近1年間の未納がないことが証明できるもの）		
5	建設業許可申請書の写し（許可区分及び当該営業所が確認できる項のみで可）		
6	担当業務に係る本県の競争入札参加資格審査結果通知書の写し		
7	配置予定者の実績を証明できるもの及び雇用関係がわかるもの（在職証明書、雇用保険証等）の資料		
8	業務実績に記載された契約書の写し。共同企業体による場合は、協定書の写し		

※必要書類が揃っていることを確認した上で、「参加者確認」欄に「○」をつけてください。

運営・維持管理業務及び埋立完了後の管理業務の実績

所在地					
商号又は名称					
構成員又は協力企業の別		・構成員 ・協力企業 (いずれかを囲むこと)			
本業務における担当内容					
実績 (有・無)	実績の種類	・産業廃棄物処分場営業実績 ・埋立管理実績 ・浸出水処理施設運転管理実績 (いずれかを囲むこと)			
	業務の名称	〇〇〇〇			
	業務の発注者名				
	受注形態	・単独 ・共同企業体 (いずれかを囲むこと)			
	履行場所	〇〇県〇〇市			
	業務工期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日			
配置 予定者	氏名				
	所属				
	年齢・経験年数	年齢	歳	経験年数	年
	資格等	〇〇〇 (〇年〇月〇日取得/登録番号〇〇)			

※1：入札説明書の参加資格要件に示す実績の有無及び配置予定者の有無に係らず、当該業務（不法投棄物撤去業務における当該業務を含む）に当たる者全てが個別に本様式を作成してください。

※2：実績の有無について、有・無のいずれかに〇をつけ、有る場合は内容を記載してください。

【添付書類】

	書類名	参加者確認	県確認
1	会社概要		
2	商業登記簿謄本（現在事項証明書）		
3	企業単体の貸借対照表、損益計算書（直近3期分）		
4	納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）の写し（最近1年間の未納がないことが証明できるもの）		
5	担当業務に必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有することを証する書類		
6	担当業務に係る本県の競争入札参加資格審査結果通知書の写し		
7	配置予定者の資格を証明できるもの及び雇用関係がわかるもの（在職証明書、雇用保険証等）の資料		
8	実績に記載された契約書の写し。共同企業体による場合は、協定書の写し		

※必要書類が揃っていることを確認した上で、「参加者確認」欄に「〇」をつけてください。

暴力団対策に係る誓約書

栃木県知事 ○○○○様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

平成 28 年 10 月 13 日に公告された「馬頭最終処分場整備運営事業」に係る総合評価一般競争入札への参加にあたり、当社（私）は下記事項について誓約いたします。

なお、この誓約に違背した場合は、貴県から競争入札参加資格の取消、入札参加停止、契約解除等のいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

記

- 1 当社（私）及び当社の役員並びに使用人は、栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は第 4 号に規定する暴力団又は暴力団等ではありません。  
また、栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 21 年 3 月 26 日付け監第 299 号）別表第 2 第 12 号から第 16 号（暴力団等）まで及び栃木県競争入札参加資格者停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）別表第 7 号（暴力団等）のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団や暴力団と関係がある企業との私的交際等いかなる名目であっても関係を持たず、暴力団等の不当介入に対しては、貴県や警察等の関係機関と協力の上、その排除に努めます。
- 3 1 を確認できるよう、役員等の「氏名、フリガナ、生年月日、性別（以下「氏名等」という。）」を提出します。また、提出した氏名等に変更が生じた場合は、速やかに変更後の氏名等を提出します。
- 4 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第 2 第 12 号から第 16 号まで及び栃木県競争入札参加資格者停止等措置要領別表第 7 号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請負以降すべての下請負人を含む。）、再委託人又は資材、原材料業者等としません。

以上

注 1：企業ごとにそれぞれ、本様式を作成し提出してください。

役員名簿

栃木県知事 ○○○○様

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名

印

役職	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
		年 月 日	男・女
		年 月 日	男・女
		年 月 日	男・女
		年 月 日	男・女
		年 月 日	男・女
		年 月 日	男・女
		年 月 日	男・女
		年 月 日	男・女
		年 月 日	男・女

注1:企業ごとにそれぞれ、本様式を作成し提出してください。

注2:役員等とは、監査役（常勤・非常勤問わず）や社外取締役・社外監査役も含む、現在事項全部証明書に記載のある全ての者を指します。

注3:行が不足する場合は、適宜、行を挿入して記入してください。

平成 年 月 日

紙入札方式参加承諾願

栃木県知事 ○○○○様

[応募グループの代表企業]

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

平成 28 年 10 月 13 日に公告された「馬頭最終処分場整備運営事業」に係る総合評価一般競争入札について、下記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

電子入札システムでの参加ができない理由	<input type="checkbox"/> ICカードの失効（更新中）や破損等で使用できない <input type="checkbox"/> パソコンの破損や通信回線の障害等で使用できない <input type="checkbox"/> その他（理由を具体的に記載すること）
---------------------	--

上記について承諾します。

平成 年 月 日

様

栃木県知事 ○○○○



平成 年 月 日

委任状（紙入札方式参加承諾願の提出者宛）

栃木県知事 ○○○○様

委任者 (構成員)	所在地 商号又は名称 代表者氏名 印
委任者 (構成員)	所在地 商号又は名称 代表者氏名 印
委任者 (協力企業)	所在地 商号又は名称 代表者氏名 印
委任者 (協力企業)	所在地 商号又は名称 代表者氏名 印

私は、下記の者を紙入札方式参加承諾願の提出者（入札参加者の代表企業）とし、次の権限を委任します。

受任者 (代表企業)	所在地 商号又は名称 役職名 氏名 印
委任事項	1 下記事業に関する紙入札方式参加承諾について
事業名	馬頭最終処分場整備運営事業

様式 2-14

平成 年 月 日

入札辞退届

栃木県知事 ○○○○様

[応募グループの代表企業]

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成 28 年 10 月 13 日に公告された「馬頭最終処分場整備運営事業」に係る総合評価一般競争入札について、入札参加資格を有する旨の通知を受けましたが、都合により入札を辞退します。

様式 2-15

平成 年 月 日

構成員等変更承諾願

栃木県知事 ○○○○様

平成 28 年 月 日に提出した「馬頭最終処分場整備運営事業」の入札参加資格の確認審査に関する提出書類のうち様式 2-2「応募グループ構成表」に記載した内容の一部変更について、承諾願います。

なお、入札説明書に定められた入札参加者に関する条件を満たしていること並びに本承諾願の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

受付番号		
代表企業	所在地 商号又は名称 代表者名	印

変更内容	
変更理由	

注 1：「入札参加資格の確認審査に関する提出書類」を全て添付してください。ただし、先に提出した「入札参加資格の確認審査に関する提出書類」と同一内容のものについては、省略することができます。

様式 3-1

平成 年 月 日

入札書類提出書

栃木県知事 ○○○○様

[応募グループの代表企業]

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成 28 年 10 月 13 日に公告された「馬頭最終処分場整備運営事業」に係る総合評価一般競争入札に対する提案書類を提出します。

入札書類確認書

必要書類	部数	参加者確認	県確認
(1) 入札書類提出書等に関する提出書類 (様式 3-1) 入札書類提出書 (様式 3-2) 入札書類確認書	1		
(2) 入札価格に関する提出書類 (様式 4-1) 入札書 (様式 4-2) 入札価格内訳書 (様式 4-3) 割賦金利の提案スプレッド	1		
(3) 提案内容に関する提出書類 (様式 5-1) 会社名対応表	1		
(4) 設計図書 (様式 6) 設計図書 (表紙) (様式 6-1) 要求水準書と同等又はそれ以上の水準である ことの確認書 (様式任意) 設計図書	正1 副20		
(5) 事業計画に関する提案書 (様式 7) 事業計画に関する提案書 (表紙) (様式 7-1) 1. 事業の取組方針及び実施体制 (様式 7-2) 2. 資金調達及び長期収支の安定性 (様式 7-3) 長期収支計画表 (様式 7-4) 3. リスク管理 (様式 7-5) 4. 地域経済・地域コミュニティとの関わり方	正1 副20		
(6) 設計・建設に関する提案書 (様式 8) 設計・建設に関する提案書 (表紙) (様式 8-1) 1. 遮水対策 (様式 8-2) 2. 浸出水処理施設の性能 (様式 8-3) 3. 被覆施設 (様式 8-4) 4. 環境への負荷低減及び自然との調和 (様式 8-5) 5. 配置・動線計画、施工計画 (様式 8-6) 初期投資費内訳書	正1 副20		
(7) 運営・維持管理に関する提案書 (様式 9) 運営・維持管理に関する提案書 (表紙) (様式 9-1) 1. 施設管理 (様式 9-2) 補修・更新計画書 (様式 9-3) 2. 埋立計画 (様式 9-4) 3. 環境保全対策及び環境への負荷低減 (様式 9-5) 4. 見学者対応・情報発信 (様式 9-6) 5. 営業活動・顧客創出 (様式 9-7) 運営・維持管理費内訳書 (様式 9-8) 埋立終了後の管理費内訳書	正1 副20		
(8) 不法投棄物撤去に関する提案書 (様式 10) 不法投棄物撤去に関する提案書 (表紙) (様式 10-1) 1. 事前調査及び環境対策 (様式 10-2) 2. 汚染拡散防止対策及び不法投棄物撤去・運 搬 (様式 10-3) 不法投棄物撤去費内訳書	正1 副20		
(9) 自由提案事業に関する提案書 (様式 11) 自由提案事業に関する提案書 (表紙) (様式 11-1) 1. 自由提案事業	正1 副20		
(10) プロフィットシェアリングに関する提案書 (様式 12) プロフィットシェアリングに関する提案書(表 紙) (様式 12-1) 1. プロフィットシェアリング	正1 副20		

※必要書類が必要部数揃っていることを確認した上で、「参加者確認」欄に「○」をつけてください

※ (9) 自由提案事業に関する提案書については、提案がある場合「○」をつけ、ない場合は「×」をつけてください。

様式 4-1

平成 年 月 日

入 札 書

栃木県知事 ○○○○様

[応募グループの代表企業]

商号又は名称

所 在 地

代 表 者 氏 名

印

下記の金額で契約いたしたく、入札説明書等の内容を承諾のうえ、入札します。

記

件 名 馬頭最終処分場整備運営事業

金 額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

- ※1：金額、月日等の数字はアラビア字体で明確に記載してください。
- ※2：金額の頭に¥記号をつけてください。
- ※3：金額は、消費税及び地方消費税を含まず記載してください。
- ※4：金額は訂正しないでください。
- ※5：入札金額が予定価格を超えている場合は失格とします。
- ※6：代理人が入札する場合には、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、かつ委任状に押印した印を押印してください。

様式 4-2

入札価格内訳書

(単位：円)

費 目	実 額
入札価格 (①+②)	
特定施設に係る建設工事業務の対価	
①サービス購入料 A	
(ア) 割賦元金分	
(イ) 割賦金利分 (割賦金利 = . . . %、うちスプレッド . . . %)	
不法投棄物撤去業務の対価	
②サービス購入料 B	
(ア) サービス購入料 B-1	
(イ) サービス購入料 B-2	

※ 1 : 各項目とも事業期間中の総額を記入してください。

※ 2 : 金額は、消費税及び地方消費税を含まず記載してください。

※ 3 : 入札金額の各内訳が予定価格の各内訳を超えている場合は失格とします。

契約金額 (円) (入札価格に消費税を加えた金額)	
------------------------------	--

※ 4 : 消費税率については、8%を用いてください。

※ 5 : 割賦金利の消費税計算については、法令に従ってください。

割賦金利の提案スプレッド

栃木県知事 ○○○○様

[応募グループの代表企業]

商号又は名称

所在地

代表者氏名

印

(1) サービス購入料A

基準金利 (a)

0.195%

スプレッド (b)

%

割賦金利 (a + b)

%

※1 : 提案時の基準金利は、0.195% (平成 28 年 9 月 15 日午前 10 時現在の TOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR) としてテレレート 17143 頁に公表される 6 ヶ月 LIBOR ベース 12 年物 (円/円) スワップレート) とします。

※2 : 金利及びスプレッドは、小数点以下第三位までとします。



様式 5-1

会社名対応表

提案書表記※1	参加区分※2	企業の商号又は名称
〇〇企業	代表企業	〇〇〇会社
設計企業A	構成員	〇〇〇会社
設計企業b	協力企業	〇〇〇会社
建設企業C	構成員	〇〇〇会社

※1：「設計企業」「建設企業」「運営企業」「維持管理企業」「不法投棄物撤去企業」「その他」について、英字を設定してください。なお、構成員は大文字、協力企業は小文字としてください。

※2：「代表企業」「構成員」「協力企業」のいずれかを記入してください。

# 馬頭最終処分場整備運営事業

## 設計図書

要求水準と同等又はそれ以上の水準であることの確認書

◆ 作成要領

- ①「要求水準書の内容」に示す項目に合わせ、施設の設計方針や材質、規格、諸元等を右の「計画内容」の欄に記述してください。  
 提案内容は、具体的かつ明解に記載してください。  
 なお、要求水準書の内容を上回る計画とすることは可とします。  
 その他、下記の記入要領にしたがい、確認書フォーマットに必要事項を記入し、資料の添付はしないでください。  
 （要求水準書の内容の欄にあるものは、要求水準書（入札公告時）の記載内容と同じです。）
- ②用紙はA3判両面とし、フォントの大きさは10.5ポイント（図表は除く）としてください。
- ③本確認書の作成にあたり、文末（です・ます調等）の修正は不要です。
- ④本確認書提出の際は、確認書フォーマットに記入後、A3判横ファイル1冊にまとめ、表紙、目次を付け、提出してください。  
 また、**本Excelデータ**も併せて提出してください。

◆ 記入要領

要求水準書の内容	計画内容
<p>● ▲ ■ □ □</p> <p>1. ● ● ●                  . . . . .</p> <p>2. ▲ ▲ ▲                  . . . . .</p>	<p><b>要求水準書と同じ</b></p> <p>1. ● ● ●                  . . . . .</p> <p>2. ▲ ▲ ▲                  . . . . .</p> <p><b>【記入要領①】</b>                  要求水準書と同じとする節には、その冒頭に、「<b>要求水準書と同じ</b>」と朱書きしてください。</p>
<p>● ▲ ■ □ □</p> <p>. . . . .とする。</p>	<p><b>要求水準書と同じ</b></p> <p>. . . . .とする。</p>
<p>● ▲ ■ × × × 工事</p> <p>(1) 目的と機能                  . . . . .とする。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件                  (ア) . . . . .は、. . . . .とする                  (イ) . . . . .は、● ● ● ● 本とする                  (ウ) . . . . .は、● ● ● ● m2とする</p>	<p><b>朱書き部を除き、要求水準書と同じ</b></p> <p>(1) 目的と機能                  . . . . .とする。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件                  (ア) . . . . .は、. . . . .とする                  (イ) . . . . .は、● ● ● ● 本とする                  (ウ) . . . . .は、● ● ● ● m2とする</p> <p><b>【記入要領②】</b>                  要求水準書の内容を一部変更する場合、該当節の冒頭に、「<b>朱書き部を除き、要求水準書と同じ</b>」と朱書きしてください。                  変更箇所は朱書きしてください。</p>
<p>● ▲ ■ × × × 工事</p> <p>(1) 目的と機能                  . . . . .とする。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件                  (ア) . . . . .は、. . . . .とする                  (イ) . . . . .は、● ● ● ● 本とする                  (ウ) . . . . .は、● ● ● ● m2とする</p>	<p><b>朱書き部を除き、要求水準書と同じ</b></p> <p>(1) 目的と機能                  . . . . .とする。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件                  (ア) . . . . .は、. . . . .とする                  (イ) . . . . .は、● ● ● ● 本とする                  (ウ) . . . . .は、● ● ● ● m2とする                  (エ) . . . . .は、● ● ● ● m2とする</p> <p><b>【記入要領③】</b>                  要求水準書の内容を一部変更または仕様を追加した箇所も朱書きしてください。</p>
<p>▲ ● ■ × × × 工事</p>	<p><b>下記のとおり、× × ×を追加いたします。</b></p> <p>(1) 目的と機能                  . . . . .とする。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件                  (ア) . . . . .は、. . . . .とする                  (イ) . . . . .は、● ● ● ● 本とする                  (ウ) . . . . .は、● ● ● ● m2とする                  (エ) . . . . .は、● ● ● ● m2とする</p>

※万が一計画内容が空欄となっていた場合は、「要求水準書と同じ」であるものとみなします。

要求水準書の内容	計画内容
<b>第1章 総則</b>	
<b>1.7 基本条件</b>	
<b>1.7.1 施設</b>	
<p>(1) 処分場形式 管理型最終処分場（クローズド（被覆）型）</p> <p>(2) 本施設において処理可能とする産業廃棄物の種類 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、政令第2条第13号廃棄物</p> <p>(3) 埋立構造 準好気性埋立構造</p> <p>(4) 埋立方式 サンドイッチ方式</p> <p>(5) 覆土計画 ア 中間覆土 （ア）材料 本工事発生土を基本とする。（参考） （イ）厚さ 法令に準拠する。 イ 最終覆土 （ア）材料 本工事発生土を基本とする。（参考） （イ）厚さ 100cm以上</p>	
<b>1.7.2 受入廃棄物</b>	
<p>受入廃棄物は、下記のとおりとする。また、「1.7.1 施設」及び「4.5.3 不法投棄物埋立処理業務」の各条件等を満たした上で事業者が追加等の提案をすることは妨げない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内から排出される産業廃棄物（中間処理施設から排出されるものを含む。）を基本とし、具体的な種類等は提案とする。</li> <li>・北沢不法投棄物（受入基準に適合するものに限る。）</li> </ul> <p>なお、受入廃棄物は、県と町等が締結する環境保全協定等により変更する場合がある。変更に伴い追加的な費用が発生する場合は、県が合理的な範囲で負担する。また、受入廃棄物中に含まれる放射性物質濃度の受入れ基準については、環境保全協定で定めるものとし、事業者はそれを遵守する。</p>	
<b>1.8 公害防止基準</b>	
<p>法令及び条例で定める環境基準及び排出基準等の各種基準を遵守するとともに、その他平成27年5月28日に公表した馬頭最終処分場に係る事業実施のための環境影響評価書【添付資料4】（以下「環境影響評価書」という。）の記載内容等関係資料を遵守する。</p> <p>また、県が実施する調査又は事業者が自ら行う調査により環境に影響が見られた場合は、県と事業者で協議の上、対策を講じる。</p>	

要求水準書の内容

計画内容

1.9 環境モニタリング調査

(1) 本事業の設計・建設期間から埋立終了後の管理期間にわたり、周辺環境への影響について、事業区域内の環境モニタリング調査を継続的に実施し、その結果については、積極的に情報公開を行う。  
 (2) 環境モニタリング調査では、表1.1に示す調査項目を実施する。調査方法は、県と協議する。  
 なお、環境モニタリング調査項目は、今後県が作成する環境保全計画等により変更する場合がある。変更に伴い追加的な費用が発生する場合は、県が合理的な範囲で負担する。

環境モニタリング調査項目

項目	調査項目	
	設計・建設期間	運営・維持管理期間及び埋立終了後の管理期間
大気質	(工事中) 敷地境界で粉じん調査を行う。	—
水質	(工事中) 工事排水口で工事排水水質(SS)の調査を行う。	(施設供用開始から埋立終了後の管理期間まで) ・地下水観測井戸で地下水水質(環境基準項目等)の調査を行う。 ・地下水集排水ヒットにおいて、水質(pH、EC、塩化物イオン等、環境基準項目)の調査を行う。
騒音振動	(工事中) 敷地境界で工事騒音・振動の調査を行う。	(施設供用開始から埋立終了まで) 敷地境界で工事騒音・振動の調査を行う。
悪臭	—	(施設供用開始から埋立終了まで) 敷地境界で悪臭(臭気指数)の調査を行う。
植物(生態系含)	(工事中) 施設エリア内で新たに貴重種が確認された場合は、施設エリア外へ移植する。	—
動物(生態系含)	(工事中) 工事中、ロードキル等の発生状況を把握する。	(施設供用開始から埋立終了まで) 埋立中から埋立終了後の管理期間において、ロードキル等の発生状況を把握する。

環境モニタリング調査項目

項目	測定回数	測定場所・項目

1.15 自由提案事業(任意で実施する事業)

運営・維持管理業務の一環として、本施設を利用した活動については、事業者提案により実施することを妨げない。  
 なお、本施設と別の用途の施設整備を行う自由提案については、環境影響評価書の結果に影響を与えない範囲で実施するものとし、県が認めたものとする。

(1) 事業期間  
 事業契約成立の日～平成48年12月

(2) 提出図書  
 県との協議により、決定する。

(3) 事業期間終了後の自由提案施設の取扱い  
 自由提案施設を本施設とは独立して整備した場合には、施設を撤去し更地にし、本施設と一体のものとして整備した場合には、内装等の撤去を行った状態で、県に返還すること。ただし、県と事業者の協議により、自由提案施設を県が無償で譲り受ける場合がある。

要求水準書の内容	計画内容
<b>第2章 設計業務、建設工事業務に関する要件</b>	
<b>2.2 実施設計に関する特記事項</b>	
<p>本工事を実施するに当たり、本施設の整備・運営方針等を十分に踏まえ、安全性の確保、機能的・効率的な建設・運営が図られる施設となるよう次の事項に留意して計画する。</p> <p>(1) 本施設の建設工事、運営・維持管理に関すること</p> <p>ア 各施設の役割・機能が十分に発揮され、安全で効率的な動線計画、配置計画とする。</p> <p>イ 工車用車両の搬入・搬出の安全性に配慮した動線計画、施設配置計画とする。</p> <p>ウ 廃棄物搬入車両（以下「搬入車両」という。）、埋立作業重機の安全性に配慮した動線計画、施設配置計画とする。</p> <p>エ 周辺道路との接道、給排水・電気等のライフラインとの接続位置に留意した施設配置計画とする。</p> <p>オ 作業員の安全性・利便性に配慮した作業動線が確保できる施設配置計画とする。</p> <p>カ 雨水と浸出水の処理区分を明確に分けることができる施設配置計画とする。</p> <p>キ 各施設間の機能性に配慮した管理動線が確保できる施設配置計画とする。</p> <p>ク 本施設への搬入車両は、「県道那須・黒羽・茂木線」及び「町道備中沢線」を利用する。なお、町道からの施設への搬入道路については、別途県が整備する。搬入道路の実施設計については、【添付資料13】を参照。なお、施設配置計画により実施設計の変更が必要な場合は、県と協議する。</p> <p>ケ 浸出水は、浸出水処理施設により処理後、埋立地へ散水する無放流方式とする。なお、生活雑排水は、合併浄化槽により処理後、浸出水処理施設で処理する。</p> <p>コ 埋め立てた廃棄物が早期に安定化できる計画とする。</p> <p>サ 施設エリアの立木の伐採は、必要最小限に留め、有効利用を図る。</p> <p>シ 本施設東側の窪地に雨水が滞水することが無いよう十分に余裕のある排水計画とする。</p> <p>ス 施設全体を安全に見学できるコースや学習コーナー等を有するとともに、地域住民が集い憩えるコミュニティ活動の場としての機能を有する施設とする。</p> <p>セ 必要な覆土量の仮置場を計画する。</p> <p>(2) 自然条件（地形・地質、気象等）に関すること</p> <p>ア 施設エリアの形状、周辺の土地利用状況を踏まえ、それらの状況を有効に活用する。</p> <p>イ 地質状況を考慮する。</p> <p>ウ 雨水等を速やかに集排水する。</p> <p>エ 流域界の改変をしない。</p> <p>(3) 周辺環境との調和に関すること</p> <p>ア 施設エリアの形状や周辺の土地利用を十分に踏まえ、周辺環境と調和した施設配置及び植栽等を行う。</p> <p>イ 周辺住宅地、主要道路等からの景観に影響のない施設配置とするとともに、景観に配慮した門扉、圍障（フェンス）等とする。</p> <p>ウ 施設エリアにある樹姿、樹勢が優れた樹木は、修景に生かすなど、施設エリアは、極力緑化に努める。</p> <p>エ 最終処分場のイメージアップ等を考慮した施設を計画する。</p>	

要求水準書の内容	計画内容
<b>2.3 施工に関する特記事項</b>	
<b>2.3.1 共通事項</b>	
<p>(1) 一般事項</p> <p>ア 本工事で使用する工事基準点は、工事開始前に県が指示するものとし、施設エリアの確認しやすい箇所に仮基準点を設ける。仮基準点は、定期的に確認する。</p> <p>イ 工事周囲及び危険な箇所等には柵を設けるなど安全管理に十分配慮し、必要な措置を講じる。</p> <p>ウ 本工事の出来形管理については、土木工事は「栃木県土木工事施工管理基準及び規格値」、建築工事は「国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「国土交通省公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」によるが、規定のない項目についてはあらかじめ県と協議する。</p> <p>エ 本工事の品質管理については、土木工事は「栃木県土木工事施工管理基準及び規格値」、建築工事は「国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「国土交通省公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」による。また、使用する材料について、品質の確保に必要な管理・検査（遮水シート接合部検査、ペントナイト砕石品質管理等）を行うこと。</p> <p>オ 作業日及び作業時間は、県と十分協議する。</p> <p>カ 粉じん、濁水、騒音、振動、交通障害等による地域住民との摩擦、トラブル等を防止するため、綿密に施工計画の検討を行う。</p> <p>キ 施設エリア内に地中障害物や既設構造物等が発見された場合には、事業者の負担において、適切に撤去・処分する。ただし、予期しない大規模な地中障害物（遺跡、洞穴等）が発見された場合は、県と協議する。</p> <p>ク 本工事で発生する廃棄物は、法令等に準拠するとともに、できる限り再利用を計画する。</p> <p>ケ 工事用車両の待機は原則、施設エリア内で行い、周辺道路に駐車しない。</p> <p>コ 交通誘導員は、工事用車両の出入り口や現道交差点等に、必要に応じて配置する。</p> <p>サ 地域住民等への工事着工前の説明会、工事中の進捗状況報告及び、建設現場見学者への対応等、県と協力して行う。</p> <p>シ 工事に先立ち、準備工として測量を実施し、現況と実施設計図面との相違の有無を確認する。</p> <p>ス 施設エリアに廃棄物等が発見された場合には、県に報告した上で、その対応を協議し、指示に従う。なお、費用負担は、県の負担とする。</p> <p>セ 建設工事に伴い、工事中の騒音・振動を正確に把握するため、必要に応じて騒音・振動の調査を実施する。</p> <p>(2) 施工計画</p> <p>ア 土木工事の施工計画書の作成は、「土木工事施工計画書作成の手引き（栃木県県土整備部）」に基づいて行う。規程のない工事については、あらかじめ県と協議する。</p> <p>イ 事業者は、工事着手前までに速やかに全体施工計画書及び工事工程表を作成し、県に提出する。なお、現場の状況等で計画を変更する必要がある場合は、変更計画書を県に提出する。</p> <p>ウ 県が指示した事項については、あらかじめ必要な図書等を提出し、県の承諾を得る。</p> <p>(3) 仮設工事等</p> <p>ア 事業者が設置する現場事務所内に、県の監督員との打合せや現地見学会等の説明場所として、共用スペースを確保する。共用スペースの規模は、最大10人程度が打合せできる広さとする。</p> <p>イ 工事に必要な受電設備等の仮設設備は、施工計画書に基づき県と協議し、事業者の負担において設置・撤去する。</p> <p>ウ 造成工事の進捗に伴い、沈砂池、板柵水路等の仮設防災設備を設置し、工事中の安全対策を講じる。また、仮設防災設備は、常に安全性を確認し、必要に応じて補強し、維持管理を十分行う。なお、沈砂池等が満砂した場合は、速やかに除砂する。</p> <p>エ 工事用車両により、既存道路が傷んだ場合は、事業者の責任において補修する。また、工事用車両の洗車施設を設け、退出時には、工事用車両の洗車を行うとともに、必要に応じて工事用道路の清掃を行う。</p> <p>オ 現場状況を十分に調査し適切な構造及び工法を選択する。特に、排水方法、排水経路、濁水処理方法等を十分に検討する。</p> <p>カ 本工事により発生する濁水等により周辺環境に重大な影響を及ぼさないよう濁水処理施設及び汚濁防止フェンス等を設置し、建設工事着手から工事終了までの期間、状況に応じて運転等を行い、工事終了時には撤去する。また、濁水処理施設等の設置位置及び濁水処理施設の処理能力の検討書を作成する。</p> <p>キ 第三者の侵入を防ぐため、仮囲いを設ける。</p> <p>ク 電気、電話等の仮設は、本施設との関係を十分考慮して設置する。</p> <p>ケ 事業者は、公衆に迷惑を及ぼす行為（公害の発生や付近の地権者との紛争を起すような行為）のないよう十分な措置を講じる。</p> <p>コ 敷地周辺の交通量、交通規制、仮設配線等を十分考慮し、機械、資材等の搬入、搬出口を検討するとともに、必要に応じて交通整理員を配置するなど、交通の危険防止に努める。</p>	

要求水準書の内容	計画内容																																						
2.3.2 その他特記事項																																							
<p>(1) 本工事により発生する濁水を直接備中沢へ流出させない等、周辺環境に十分に配慮する。</p> <p>(2) 施設エリアへの工事用車両進入道路は、「県道那須・黒羽・茂木線」及び「町道備中沢線」を利用する。</p> <p>(3) 原則として、本工事で発生する掘削土及び地盤改良工事等での排泥等は盛土材料、覆土材料等に活用し、残土を場内で処理する。なお、工事で発生する残土のうち、約23,000m<sup>3</sup>は、県の搬入道路工事の盛土材料として利用する。</p> <p>(4) 上記以外に発生する残土は、埋立業務における覆土材料として利用する。なお、その他必要となる覆土材料については、事業者により確保する。</p>																																							
2.4 施設に関する技術的要求水準																																							
以下に示す内容は、基本的な諸元を示すものである。																																							
2.4.1 造成工事																																							
<p>(1) 目的と機能 施設エリアに埋立地、浸出水処理施設、管理施設等の施設を整備するための土地造成工事を目的とする。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件 ア 現況の地下水位及び切盛土量の収支を考慮した形状とする。 イ 埋立地内で盛土が必要となる場合には、必要に応じて盛土材料を安定処理して使用すること。なお、法面に使用する場合などは、十分な安定が確保されることを安定解析等で確認すること。</p> <p>(3) 設計諸元 以下に示す設計諸元を基本とするが、実施設計時の技術的要件を達成した上で構造等の詳細は提案による。</p> <p style="text-align: center;">造成工事の設計諸元（参考）【添付資料5】参照</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成高（埋立地天端）</td> <td>標高 TP+165.0m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">造成勾配（切土）</td> <td>埋立地内</td> <td>1：1.0</td> </tr> <tr> <td>埋立地外</td> <td>1：1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">造成勾配（盛土）</td> <td>埋立地内</td> <td>1：2.0</td> </tr> <tr> <td>埋立地外</td> <td>1：2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小段</td> <td>小段幅</td> <td>2.0m</td> </tr> <tr> <td>直高</td> <td>5.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 施工時の技術的要件 ア 伐開、除根 (ア) 施工に先立ち、杭、旗等で施工範囲を明確にし、県の確認を受ける。 (イ) 除根は、斜面が崩壊しないように、また、遮水工の支障とならないよう完全に行う。 (ウ) 伐開に伴う立木の処理については、有価物として売却し、事業者の収入とすることを妨げない。 (エ) 樹木、枝葉、木根等の不要物は、適正に処理する。 イ 切り取り、床掘及び掘削 (ア) 掘削法面は、掘削後、速やかに遮水工の地下となるモルタル吹付け（t=5cm）を施し、平滑に仕上げるとともに、掘削面の風化防止を図る。 (イ) 土工量の確認は、原則として前測、後測によるものとするが、これにより難しい場合は、県と協議する。 ウ 盛土及び埋戻し (ア) 1層の仕上がり厚さは、原則として30cm以下とし、十分に締め固める。 (イ) 土工量の確認は、原則として前測、後測によるものとするが、これにより難しい場合は、県と協議する。 (ウ) 盛土に先立ち、試験盛土を行う。管理基準値は、試験盛土結果を参考に決定するが、原則として締固め度 90%以上を目標とする。 エ 法面保護工 (ア) 切土法面の施工に際しては、浮石、木根等不安定な要素を完全に除去してから保護措置を講じる。 (イ) 盛土法面の施工に際しては、法面を十分に転圧し安全を確認してから保護措置を講じる。 (ウ) 種子吹付は、原則として冬季を避けて施工する。</p>	項目	諸元	造成高（埋立地天端）	標高 TP+165.0m	造成勾配（切土）	埋立地内	1：1.0	埋立地外	1：1.0	造成勾配（盛土）	埋立地内	1：2.0	埋立地外	1：2.0	小段	小段幅	2.0m	直高	5.0m	<p style="text-align: center;">造成工事の設計諸元</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成高（埋立地天端）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">造成勾配（切土）</td> <td>埋立地内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋立地外</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">造成勾配（盛土）</td> <td>埋立地内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋立地外</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小段</td> <td>小段幅</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直高</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	諸元	造成高（埋立地天端）		造成勾配（切土）	埋立地内		埋立地外		造成勾配（盛土）	埋立地内		埋立地外		小段	小段幅		直高	
項目	諸元																																						
造成高（埋立地天端）	標高 TP+165.0m																																						
造成勾配（切土）	埋立地内	1：1.0																																					
	埋立地外	1：1.0																																					
造成勾配（盛土）	埋立地内	1：2.0																																					
	埋立地外	1：2.0																																					
小段	小段幅	2.0m																																					
	直高	5.0m																																					
項目	諸元																																						
造成高（埋立地天端）																																							
造成勾配（切土）	埋立地内																																						
	埋立地外																																						
造成勾配（盛土）	埋立地内																																						
	埋立地外																																						
小段	小段幅																																						
	直高																																						



2. 4. 2 貯留構造物工事	要求水準書の内容	計画内容																																														
	<p>(1) 目的と機能 貯留構造物は、埋め立てた廃棄物の流出や崩壊を防ぎ安全に貯留するために、埋立地の周囲に設置する施設である。貯留構造物は、廃棄物の流出や崩壊を防ぐ重要な構造物であることから、十分な安全性を確保する。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件 ア 貯留構造物は、本施設に埋め立てた廃棄物の流出を防ぐとともに、豪雨等による崩壊を防ぎ、安全に貯留できる構造とする。 イ 貯留構造物は、埋立地内で発生する浸出水の外部への流出防止及び埋立地内の浸出水を貯留可能な構造とする。最終埋立形状及び積雪等の影響も考慮し、長期的な沈下に対し十分な検討を行う。 ウ 貯留構造物の沈下に対する検討及び法面の安定解析を実施する。なお、これらの検討における荷重の考え方については、「全国都市清掃会議 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」に準拠する。 エ 廃棄物を安全に貯留するため、貯留構造物の自重、廃棄物、水圧及び地震力等の荷重に対して、十分な安全性が確保できる設計とする。 オ 貯留構造物の耐震設計は、「全国都市清掃会議 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」に準拠して行うこととし、万が一、事業区域周辺で大地震が発生しても、十分な安全性が確保できる設計とする。 カ 貯留構造物の盛土材料は、現地で発生する掘削土を有効利用する。盛土部の施工においては、沈下が起きないように十分に締め固めるとともに、必要に応じてセメント改良などの固化材を用いて、沈下に対する安全性を確保できる設計とする。 キ 貯留構造物は、盛土、切土の土構造を基本とし、構造上必要な箇所に補強土壁、補強盛土構造等の対策を施す。 ク 本施設を廃止する時点において、浸出水集排水施設で集水した浸出水等を放流先に自然放流できる構造とする。</p> <p>(3) 設計諸元 以下に示す設計諸元を基本とするが、実施設計時の技術的要件を達成した上で構造等の詳細は提案による。</p> <p style="text-align: center;"><b>貯留構造物の設計諸元（参考）【添付資料5】参照</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">箇所</th> <th colspan="2">構造</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>構造形式</th> <th>勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">埋立地内</td> <td>東側、南側、西側</td> <td>盛土・切土</td> <td>1:2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北側</td> <td>切土 (1段目)</td> <td>1:2.0</td> </tr> <tr> <td>切土 (2段目から上)</td> <td>1:1.0</td> <td>自然環境の保全、掘削土量の縮小のため</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">埋立地外側</td> <td>南東側、北西側、北東側</td> <td>盛土</td> <td>1:2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南西側</td> <td>補強土壁 (下部)</td> <td>垂直</td> <td rowspan="2">備中沢からの離隔を確保するため</td> </tr> <tr> <td>補強盛土(少'チキマ(4) (上部)</td> <td>1:1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※盛土の法面勾配は、1:2.0を基本とし、法面高5mごとに2.0mの小段を設ける。</p> <p>(4) 施工時の技術的要件 ア 盛土に先立ち、試験盛土を行い、所要の締め固め度が確保できることを確認する。なお、原則として締め固め度は、90%以上を目標とする。 イ セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用した場合、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合、六価クロムの溶出試験を行い、安全性（六価クロム濃度 0.05mg/L 以下）を確認する。</p>	箇所	構造		備考	構造形式	勾配	埋立地内	東側、南側、西側	盛土・切土	1:2.0	北側	切土 (1段目)	1:2.0	切土 (2段目から上)	1:1.0	自然環境の保全、掘削土量の縮小のため	埋立地外側	南東側、北西側、北東側	盛土	1:2.0	南西側	補強土壁 (下部)	垂直	備中沢からの離隔を確保するため	補強盛土(少'チキマ(4) (上部)	1:1.0	<p style="text-align: center;"><b>貯留構造物の設計諸元</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">箇所</th> <th colspan="2">構造</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>構造形式</th> <th>勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">埋立地内</td> <td>東側、南側、西側</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北側</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">埋立地外側</td> <td>南東側、北西側、北東側</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南西側</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	箇所	構造		備考	構造形式	勾配	埋立地内	東側、南側、西側			北側			埋立地外側	南東側、北西側、北東側			南西側		
箇所	構造		備考																																													
	構造形式	勾配																																														
埋立地内	東側、南側、西側	盛土・切土	1:2.0																																													
	北側	切土 (1段目)	1:2.0																																													
		切土 (2段目から上)	1:1.0	自然環境の保全、掘削土量の縮小のため																																												
埋立地外側	南東側、北西側、北東側	盛土	1:2.0																																													
	南西側	補強土壁 (下部)	垂直	備中沢からの離隔を確保するため																																												
補強盛土(少'チキマ(4) (上部)		1:1.0																																														
箇所	構造		備考																																													
	構造形式	勾配																																														
埋立地内	東側、南側、西側																																															
	北側																																															
埋立地外側	南東側、北西側、北東側																																															
	南西側																																															

2. 4. 3 地下水集排水施設工事	要求水準書の内容	計画内容																																
	<p>(1) 目的と機能 地下水集排水施設は、地下水の揚圧力による遮水工の膨れ上がりの防止、ひいては遮水工の損傷を防止するため、埋立地の周囲や下部からの地下水を速やかに排水するために遮水工下部に設置する。 また、現況の沢筋を盛土して、埋立地を形成する箇所もあるため、沢筋に地下水集排水管を布設し、盛土内湧水を効率的に排除する。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件 ア 集排水施設の平面・縦断配置等 (ア) 地下水集排水管と浸出水集排水管の幹線の平面配置は、排水管相互の水平離隔を十分に確保する。 (イ) 地下水集排水管の支線の配管間隔は、20m以内とする。 (ウ) 地下水集排水管の幹線、支線の設置位置は、造成後の地質状況、埋立地内の被覆施設の柱の位置、地下水の浸み出し状況に十分配慮して決定する。 イ 集排水施設の構造等 (ア) 十分な耐久性を有する構造の管渠等を設ける。 (イ) 地下水集排水管の管径及び材質は、水理計算・構造計算等により、支障なく使用できるものであることを確認する。 (ウ) 地下水集排水施設は、有孔管を単粒度砕石や栗石などのフィルター材で覆った暗渠排水構造とし、横断方向には支線を接続する。 (エ) 管径は、150～600mmを基本とする。 ウ 地下水集水ピット (ア) 地下水集排水管の末端部に地下水水質のモニタリングを行う地下水集水ピットを設置する。 (イ) 地下水集水ピットに水質の常時監視設備（pH計、EC計等）を設置し、地下水水質をリアルタイムにモニタリングする。 (ウ) 集水した地下水の一部を、浸出水処理水貯留槽に送水可能な構造とする。 (エ) 地下水の水質の異常検知時には、集水した地下水を即時に浸出水調整槽に送水し、処理できる構造とする。 (オ) 本施設を廃止する時点で浸出水を自然放流する際には、地下水集水ピットを通る構造とする。なお、浸出水と地下水の水質を別々に測定できる構造とする。</p> <p>(3) 設計諸元 以下に示す設計諸元を基本とするが、実施設計時の技術的要件を達成した上で構造等の詳細は提案による。</p> <p style="text-align: center;">地下水集排水施設の設計諸元（参考）【添付資料5】参照</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">埋立地地下水</td> <td>集排水幹線</td> <td>有孔高密度ポリエチレンダブル管φ300mm以上</td> </tr> <tr> <td>集排水支線</td> <td>有孔高密度ポリエチレンダブル管φ150mm以上</td> </tr> <tr> <td>小段地下水集排水管</td> <td>有孔高密度ポリエチレンダブル管φ150mm以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">沢筋地下水集排水</td> <td>集排水幹線</td> <td>有孔高密度ポリエチレンダブル管φ600mm以上</td> </tr> <tr> <td>集排水管</td> <td>有孔高密度ポリエチレンダブル管φ300mm以上</td> </tr> <tr> <td>集排水支線</td> <td>有孔高密度ポリエチレンダブル管φ150mm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 施工時の技術的要件 ア 埋立地内の地下水の浸み出し位置及び範囲は、場内造成工事中及び工事完了後に十分に調査し、調査結果を踏まえ、地下水集排水施設の設置位置を検討し、県と協議する。 イ 平面排水材は、モルタル吹き付け（t=5cm）と地山の間隙が生じないように密着するよう敷設する。なお、法面の造成中に設計範囲以外から地下水の浸み出しが確認された場合は、速やかに県と協議する。 ウ 管渠は、所定の位置に下流部から施工する。管径の異なる管の接合は、特に規定するもののほか原則として管頂接合とする。 エ 管の継手部は、1か所毎に受口部への差口部長さを確認し、確実に接合する。 オ 管口端部は、土砂等が入らないようにキャップを付ける。 カ 埋め戻しに際しては、土砂や異物の混入のない砕石や栗石などのフィルター材を管への衝撃や偏圧を与えないよう左右均等に層状に築立てる。 キ 埋戻し・盛土に際しては、管渠を損傷しないよう留意し、偏心・偏圧が生じないよう所定の埋戻し材を左右均等に層状に締め固める。</p>	項目	諸元	埋立地地下水	集排水幹線	有孔高密度ポリエチレンダブル管φ300mm以上	集排水支線	有孔高密度ポリエチレンダブル管φ150mm以上	小段地下水集排水管	有孔高密度ポリエチレンダブル管φ150mm以上	沢筋地下水集排水	集排水幹線	有孔高密度ポリエチレンダブル管φ600mm以上	集排水管	有孔高密度ポリエチレンダブル管φ300mm以上	集排水支線	有孔高密度ポリエチレンダブル管φ150mm以上	<p style="text-align: center;">地下水集排水施設の設計諸元</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">埋立地地下水</td> <td>集排水幹線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集排水支線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小段地下水集排水管</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">沢筋地下水集排水</td> <td>集排水幹線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集排水管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集排水支線</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	諸元	埋立地地下水	集排水幹線		集排水支線		小段地下水集排水管		沢筋地下水集排水	集排水幹線		集排水管		集排水支線	
項目	諸元																																	
埋立地地下水	集排水幹線	有孔高密度ポリエチレンダブル管φ300mm以上																																
	集排水支線	有孔高密度ポリエチレンダブル管φ150mm以上																																
小段地下水集排水管	有孔高密度ポリエチレンダブル管φ150mm以上																																	
沢筋地下水集排水	集排水幹線	有孔高密度ポリエチレンダブル管φ600mm以上																																
	集排水管	有孔高密度ポリエチレンダブル管φ300mm以上																																
	集排水支線	有孔高密度ポリエチレンダブル管φ150mm以上																																
項目	諸元																																	
埋立地地下水	集排水幹線																																	
	集排水支線																																	
小段地下水集排水管																																		
沢筋地下水集排水	集排水幹線																																	
	集排水管																																	
	集排水支線																																	

2. 4. 4 遮水工工事	要求水準書の内容	計画内容																																																									
	<p>(1) 目的と機能                      遮水工は、埋立廃棄物の保有水や散水により発生する浸出水による公共水域や地下水の汚染を防止し、及びこれらに起因する周辺環境への悪影響を防止するために設置する。この目的を達成するために、以下のような各種機能を満足する必要がある。なお、本施設は、遮水性、モニタリング性に優れた二重遮水シート構造とし、バックアップ機能として、自己修復性シート、漏水検知システム及び土質系遮水材等を備えた多重の遮水構造とする。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件                      ア 共通事項                      (ア) 遮水工は、埋土地の地形や現地盤の透水係数及び地下水等の状況に応じて、埋土地内の浸出水が外部へ漏水しない構造とする。                      (イ) 遮水工の実施設計に当たっては、基準省令に定める構造基準を満足する二重遮水構造とする。                      (ウ) 遮水工表層には、保護土 (t=100cm) による遮水シートへの損傷防止機能を確保する。なお、保護土は、放射性物質を吸着する材料を採用する。                      (エ) 土質系遮水材 (ベントナイト砕石) の採用による汚染拡散防止機能を確保する。                      (オ) 漏水検知システムは、浸出水の漏水が生じた場合に適切に対処するため、早期に漏水箇所及び漏水規模を検知できるセンサー類を計画的に配置する。                      (カ) 二重遮水シートの間に、自己修復性シートを採用することにより、万が一遮水シートが破損した場合に、自己修復機能により浸出水の漏水を防止する。                      (キ) 二重遮水シートの下部に、漏水検知集排水管を設置し、万が一漏水した場合、浸出水を集水する。漏水した浸出水は、漏水検知集排水管を通り、漏水検知ピットに集水し、集水された水量や水質を測定することによって漏水の有無を検知する。漏水検知集排水管は、8区画に別けて配置し、遮水工下部には、平面排水材を設置する。                      イ 表面遮水工破損検知設備 (漏水検知システム)                      (ア) 設置直後から廃止までの期間にわたって、遮水機能が維持されているかを観測・管理できる設備とする。                      (イ) 実際の処分場あるいは処分場を模擬した実験場等において、検知精度など、後述する仕様を十分確認した実績を有するものとする。                      (ウ) 早期に遮水シート (上層遮水シート、下層遮水シート等) の破損、漏水が検知できる機能を有するものとする。                      ウ 土質系遮水材 (ベントナイト砕石)                      (ア) 必要な難透水性を有すること。透水係数が<math>1 \times 10^{-7}</math>cm/s 以下であり、層厚は、10cm以上とする。                      (イ) 埋立盛土荷重や埋立時の重機や落下物等の衝撃荷重に対し、十分な耐力を有すること。                      (ウ) 法面の施工において、自立安定可能な強度を有していること。                      (エ) 圧密沈下 (不同沈下) や変形が生じないこと。また、地下水の排除対策を講じるること。                      (オ) 地下水などにより流亡しないこと。                      (カ) 施工の容易性を考慮すること。                      エ 遮水シート                      (ア) 安全性の高い熱融着による接合が可能な材料・材質を選定する。                      (イ) 急勾配法面にも対応できるよう柔軟性に富み、敷設、接合において作業効率に優れている。                      (ウ) 沈下等に対して安全性を確保しつつ、容易に対応できる地盤追従性に優れている。                      (エ) 敷設時の作業性及び品質管理性に優れている。                      (オ) 熱安定性及び化学特性に優れている。                      オ 被覆施設柱基礎部での遮水工の固定及び遮水工保護                      (ア) 埋立作業時に重機等が中間柱に接触し、遮水構造が破損することを防止するとともに、廃棄物の圧密沈下等による引張力が遮水シート、保護マットに伝わりにくくするため、防護管を敷設する。                      (イ) 埋立層中の遮水シート、保護マットは、フラットバー及びアンカーボルトにより中間柱に固定する。                      (ウ) 中間柱と底盤部の接合部の遮水シートには、工場加工品を使用する。</p> <p>(3) 設計諸元                      以下に示す設計諸元とする。なお、詳細な構造については【添付資料5】を参照のこと。</p> <p style="text-align: center;"><b>遮水構成の設計諸元【添付資料5】参照</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">底面部+法面部 1 段目</th> <th>法面部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上部</td> <td>保護土 t=100cm</td> <td>保護土 t=50cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保護マット</td> <td>保護マット</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>遮水シート</td> <td>遮水シート</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自己修復性シート</td> <td>自己修復性シート</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>漏水検知システム</td> <td>漏水検知システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>遮水シート</td> <td>遮水シート</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保護マット</td> <td>保護マット</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>漏水検知集排水管</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>セメント改良土 t=250mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ベントナイト砕石 t=100mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下部</td> <td>セメント改良土 t=250mm</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		底面部+法面部 1 段目		法面部	上部	保護土 t=100cm	保護土 t=50cm			保護マット	保護マット			遮水シート	遮水シート			自己修復性シート	自己修復性シート			漏水検知システム	漏水検知システム			遮水シート	遮水シート			保護マット	保護マット			漏水検知集排水管				セメント改良土 t=250mm				ベントナイト砕石 t=100mm			下部	セメント改良土 t=250mm			<p style="text-align: center;"><b>遮水構成の設計諸元</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>底面部</th> <th>法面部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下部</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		底面部	法面部	上部			下部		
	底面部+法面部 1 段目		法面部																																																								
上部	保護土 t=100cm	保護土 t=50cm																																																									
	保護マット	保護マット																																																									
	遮水シート	遮水シート																																																									
	自己修復性シート	自己修復性シート																																																									
	漏水検知システム	漏水検知システム																																																									
	遮水シート	遮水シート																																																									
	保護マット	保護マット																																																									
	漏水検知集排水管																																																										
	セメント改良土 t=250mm																																																										
	ベントナイト砕石 t=100mm																																																										
下部	セメント改良土 t=250mm																																																										
	底面部	法面部																																																									
上部																																																											
下部																																																											

要求水準書の内容	計画内容
<p>(4) 施工時の技術的要件</p> <p>ア 遮水シート</p> <p>(ア) 遮水材敷設の下地は、角礫、突起物（根株、竹等）を除去し、締固めを十分に行い、不陸整正を行い平坦に仕上げる。</p> <p>(イ) 敷設法面に湧水箇所がある場合、県と協議の上、地下水集排水管を増設するなど法面崩壊が生じないよう必要な措置を講じて、遮水シートの安定を図る。</p> <p>(ウ) 軟弱地盤で圧密沈下等からシートに破損のおそれが予想される場合は、県と協議の上、地盤改良、置換工法、不織布等の補強工事を行う。</p> <p>(エ) 腐食土層からの発生ガス、集中豪雨時の地下水浸透により押し出される土中間隙中の空気による揚圧力に対しては、必要箇所空気抜き等の措置を講じる。</p> <p>(オ) シートの接合方法については、詳細な施工計画書を作成するとともに、現場作業は十分な経験、技能を有する資格者又は同等の能力を有する者が、十分な経験、技術を有する資格者若しくは同等の技術を有する施工管理技術者のもとに行う。接合部分については、工事前に強度試験を行う。また、テストピースをとり試験を行う。</p> <p>(カ) シートと異物質（コンクリート、配管等）との取り合い部、法面天端部の押え方法及び将来工事との取り合い部等の処理については、施工計画書に記載する。</p> <p>イ 土質材料系遮水材</p> <p>(ア) ベントナイト砕石は、Na系ベントナイトとする。</p> <p>(イ) 透水性等についての管理基準は、別途県と協議するが、透水係数は、<math>1 \times 10^{-7}</math>cm/s 以下とする。</p> <p>(ウ) 締固め度は、90%以上とする。</p> <p>(エ) 施工方法は、ベントナイト砕石の試験施工を行い、最適な施工重機、施工方法を決定する。</p> <p>(オ) 施工中は、適切な養生を行い、ベントナイト砕石と水分との接触を防止すること。</p> <p>(カ) 施工後に現場密度と含水比を測定し、所定の締固め度と透水係数を満足していることを確認する。</p> <p>(キ) 試料採取による含水比測定を行う。</p> <p>(ク) ベントナイト砕石の施工は、基盤を清掃した後に行う。</p> <p>ウ 保護マット</p> <p>(ア) 凹部では、浮きがないように下地に十分なじませる。</p> <p>(イ) 重ね方向は、現場内の風の影響及び遮水シート接合機械の走行方向を考慮する。</p> <p>(ウ) 遮水シート下側の不織布は、突起等がないことを十分確認した上で敷設する。</p> <p>(エ) 遮水シート上側の不織布は、遮水シートを十分に清掃した後に敷設する。保護マット敷設後、保護土を100cm敷均す。なお、敷均方法は、施工計画書に記載する。</p> <p>(オ) 保護マットは、保護土まき出し中にずれが生じないよう全線熱溶着を行う。</p> <p>(カ) 保護マットは、保護土まき出し後にも重ね合わせ長さが十分に取れるよう敷設する。</p> <p>エ 表面遮水工破損（漏水）検知設備</p> <p>(ア) 遮水工モニタリング</p> <p>事業者は、工事の着手に先立ち、施工計画書において遮水工モニタリング計画を明らかにする。遮水工モニタリング計画には、以下の項目を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 遮水工モニタリングの目的</li> <li>② モニタリングシステム概要             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア) システムの特徴                 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ) システム構成</li> <li>ウ) システムの原理</li> <li>エ) 配置図面等</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>③ モニタリング設備の仕様             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア) 検知対象範囲                 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ) 検知精度</li> <li>ウ) システム仕様（検知方式、測定管理、使用材料）</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>④ 施工             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア) 施工フロー、施工方法、施工記録、施工図</li> <li>イ) 試運転及び運転指導</li> </ol> </li> <li>⑤ 保証期間・保証内容</li> <li>⑥ 維持管理</li> </ol> <p>(イ) メンテナンス性</p> <p>本施設の埋立開始時点から廃止に至るまでの間、システムの機能を含め、全て交換等のメンテナンスが可能なものとし、そのメンテナンス方法を遮水工モニタリング計画に示す。</p> <p>(ウ) システムの操作性</p> <p>自動運転を基本とするが、必要に応じて手動による測定ができるものとする。また、異常を検知した場合は異常とその発生ブロックを認知できる情報伝達方法を、さらに、部品の劣化等により機能が低下した場合は自動で知らせる方法を備えていること。</p> <p>(エ) その他の機能</p> <p>通常想定される天候変化（集中豪雨、雷、停電）等に対しては、対策を講じる。</p>	

2. 4. 5 雨水集排水施設工事(防災調整池工事を含む)	要求水準書の内容	計画内容																		
	<p><b>(1) 目的と機能</b>                      雨水集排水施設は、被覆施設を含め、開発区域内の雨水を速やかに防災調整池に流下させるために設置する。雨水集排水施設は、その流域、降雨強度等により適切に流量を予測し、流量に応じた施設を設置する。                      また、下流河川への雨水流出量の増大を抑制するため防災調整池を設置する。なお、防災調整池の設置に当たり、県が行う森林法（昭和26年法律第249号）に基づく林地開発許可の協議に協力する。</p> <p><b>(2) 実施設計時の技術的要件</b>  <b>ア 共通事項</b>                      (ア) 実施設計に先立ち、放流先の現況地盤、標高等を確認する。                      (イ) 放流先における排水管の標高は、放流先の最高水位以上を原則とする。                      (ウ) 水路断面の決定に当たっては、「全国都市清掃会議 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」等に準拠し、水理計算を行い確認する。                      (エ) 計画降雨確率年は、10年降雨確率とする。粗度係数、許容される最大・最小流速等は、「道路土工-排水工指針（日本道路協会）」等に準拠する。                      (オ) 水路断面の余裕率は、設計流量の1.2倍以上とする。                      (カ) 排水管（暗渠部分）は、必要に応じて補強し、勾配を十分確保する。  <b>イ 雨水集排水施設</b>                      (ア) 雨水集排水施設は、雨水を速やかに防災調整池に流下させる配置とする。                      (イ) 雨水集排水施設の断面設定においては、「林地開発手引き」に基づき計画降雨を設定する。計画対象降雨は、林地開発手引きに基づき「那珂川（旧馬頭）」の10年確率降雨強度を用いる。                      (ウ) 雨水集排水施設は、排水路の清掃が容易に行えるコンクリート構造を基本とする。                      (エ) 水路には、適所に集水柵を設ける。なお、集水柵の大きさはそれぞれ側溝断面に合わせ、沈砂を考慮し、泥だめを設ける。  <b>ウ 防災調整池</b>                      (ア) 林地開発手引きに基づき、洪水調整容量を算出する降雨強度は、「那須烏山、さくら、那珂川」の降雨強度式の30年確率で設定し、開発後のピーク流量が開発前のピーク流量以下となるように、かつ、下流河川の狭窄部で対象流量を流下できるように設計する。                      (イ) 防災調整池の洪水吐は、林地開発手引きに基づき、計画降雨は、「那須烏山、さくら、那珂川」の降雨強度式の100年確率の1.2倍で設定した降雨強度により設計する。                      (ウ) 防災調整池からの放流先は、備中沢とし、自然流下できる高さとする。なお、放流標高は、県と協議の上、実施設計で決定する。                      (エ) 備中沢への放流部の構造は、護岸決壊や河床洗掘が生じないよう必要な対策を講じる。                      (オ) 雨水排水の系統及び防災調整池の流域対象面積は、【添付資料6】を参考とすること。                      (カ) 防災調整池の堤体の余裕高は、60cm以上とする。</p> <p><b>(3) 設計諸元</b>                      以下に示す設計諸元を基本とするが、実施設計時の技術的要件を達成した上で構造等の詳細は提案による。</p> <p style="text-align: center;"><b>雨水集排水施設の設計諸元（参考）【添付資料5】参照</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨水集排水施設</td> <td>コンクリート製自由勾配側溝等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防災調整池</td> <td>堰堤の構造</td> <td>鉄筋コンクリート構造</td> </tr> <tr> <td>調整容量</td> <td>約 10,500m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(4) 施工時の技術的要件</b>  <b>ア 埋戻し・盛土に際しては、</b> 管渠を損傷しないよう留意し、偏心・偏圧が生じないよう所定の埋戻し材を左右均等に、層状に締め固める。  <b>イ 防災調整池の底版コンクリートは、</b> 浮力による浮き及びコンクリートのひび割れが生じない対策を講じる。</p>	項目	諸元	雨水集排水施設	コンクリート製自由勾配側溝等	防災調整池	堰堤の構造	鉄筋コンクリート構造	調整容量	約 10,500m <sup>3</sup>	<p style="text-align: center;"><b>雨水集排水施設の設計諸元</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨水集排水施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防災調整池</td> <td>堰堤の構造</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調整容量</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	諸元	雨水集排水施設		防災調整池	堰堤の構造		調整容量	
項目	諸元																			
雨水集排水施設	コンクリート製自由勾配側溝等																			
防災調整池	堰堤の構造	鉄筋コンクリート構造																		
	調整容量	約 10,500m <sup>3</sup>																		
項目	諸元																			
雨水集排水施設																				
防災調整池	堰堤の構造																			
	調整容量																			

2. 4. 6 浸出水集排水施設工事	要求水準書の内容	計画内容																						
	<p>(1) 目的と機能                      浸出水集排水施設は、埋立地の底面や法面に浸出水集排水管を配置して浸出水を集め、浸出水調整槽に排出するための施設である。なお、当該施設は、浸出水の集排水だけでなく、空気供給及びガス抜き機能も兼ねることとする。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件                      ア 平面配置                      (ア) 浸出水集排水管の配管間隔は、20m以内とする。                      (イ) 浸出水集排水管は、分枝形の配置を基本とする。                      (ウ) 浸出水は、最下流部に設置した集水ピットに導水する。                      イ 浸出水集排水施設の構造                      (ア) 管径の大きさ、配管周辺の被覆材及び保護土の材質・形状は、沈殿物やスケールによる目詰まり防止、空気の流入等を十分に考慮する。                      (イ) 十分な耐久性を有する構造の管渠等を設ける。                      (ウ) 管内は、常に水深が20%以下となるよう設計する。                      (エ) 浸出水集排水管の管径及び材質は、水理計算・構造計算等により、支障なく使用できるものであることを確認する。                      (オ) 浸出水集排水管は、被覆材（栗石等）を組み合わせた構造とし、被覆材の幅は、「全国都市清掃会議 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」より、管径の3倍以上を確保する。                      ウ 浸出水集水ピット                      (ア) 浸出水取水ポンプは、2台設置し、1台をバックアップ用とする。                      (イ) 浸出水取水ポンプの交換等、維持管理を考慮した設備を設ける。                      (ウ) 浸出水集水ピットは、容易かつ安全に管理ができるよう、点検用通路を設置する。                      (エ) 浸出水集水ピットは、漏水の点検ができる構造とする。                      (オ) 浸出水集排水管と浸出水集水ピットとの接続部は、浸出水が滞留しない構造とし、遮水構造との適応性、浸出水集水ピットとの高さの関係を考慮する。                      (カ) 浸出水集排水管の壁貫通部は、二重遮水構造とするとともに、漏水が確認できる構造とする。                      (キ) 浸出水集水ピット内の浸出水は、送水ポンプにより、点検用通路内に格納した浸出水送水管を通して浸出水処理施設に送水する。なお、浸出水送水管は、目視確認が可能となるよう、点検用通路を設置し、通路内に設置する。                      (ク) 本施設を廃止する時点において、浸出水集排水施設で集水した浸出水を地下水集水ピットに自然放流できる構造とする。                      (ケ) 点検用通路の幅・高さ等は、日本道路協会・共同溝設計指針等を参考に決定する。                      (コ) 点検用通路の階段の踏み面・蹴上げ等は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき決定する。</p> <p>(3) 設計諸元                      以下に示す設計諸元を基本とするが、実施設計時の技術的要件を達成した上で構造等の詳細は提案による。</p> <p style="text-align: center;"><b>浸出水集排水施設の設計諸元（参考）【添付資料5】参照</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th colspan="2">諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">浸出水集排水管</td> <td>幹線</td> <td>有孔高密度ポリエチレンダブ管φ400mm以上</td> </tr> <tr> <td>支線</td> <td>有孔高密度ポリエチレンダブ管φ200mm以上</td> </tr> <tr> <td>点検用通路</td> <td colspan="2">鉄筋コンクリート造（階段付）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	諸元		浸出水集排水管	幹線	有孔高密度ポリエチレンダブ管φ400mm以上	支線	有孔高密度ポリエチレンダブ管φ200mm以上	点検用通路	鉄筋コンクリート造（階段付）		<p style="text-align: center;"><b>浸出水集排水施設の設計諸元</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th colspan="2">諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">浸出水集排水管</td> <td>幹線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>点検用通路</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	項目	諸元		浸出水集排水管	幹線		支線		点検用通路		
項目	諸元																							
浸出水集排水管	幹線	有孔高密度ポリエチレンダブ管φ400mm以上																						
	支線	有孔高密度ポリエチレンダブ管φ200mm以上																						
点検用通路	鉄筋コンクリート造（階段付）																							
項目	諸元																							
浸出水集排水管	幹線																							
	支線																							
点検用通路																								

要求水準書の内容	計画内容								
<p>(4) 施工時の技術的要件</p> <p>ア 底部集排水管布設</p> <p>(ア) 施工に当たっては、遮水シートを損傷することがないように十分留意する。</p> <p>(イ) 集排水管上部は、重機を走行させてはならない。施工上やむを得ず走行させる場合は、適切な対策を講じる。</p> <p>イ 法面部集排水管布設</p> <p>(ア) 法面部の集排水管の管口端部は、土砂等が入らないようにキャップを付ける。</p> <p>(イ) 土砂の流入や埋立作業等による管の閉塞及び転倒等が生じないよう、必要な保護措置を講じる。</p> <p>ウ 浸出水集水ピット</p> <p>(ア) 浸出水集排水管の壁貫通部は、漏水のないよう特に急に施工する。</p> <p>(イ) 浸出水集水ピット周辺は、人力により埋戻しを行う。</p> <p>(ウ) 原則としてコンクリート躯体で止水するものとし、防水剤は補助として使用する。打継場所には必要に応じて止水板を入れる。</p> <p>(エ) 点検用通路の踏み面は、点検中に滑らないような措置を講ずる。</p> <p>(オ) 集水ピット及び集排水管の壁貫通部は、漏水が確認できる構造とする。</p> <p>エ 水張り試験</p> <p>(ア) 水張り試験は、防食塗装の施工前に行う。</p> <p>(イ) 水張り試験の対象は、ピット内のHWLまで水を張り最低48時間漏水がないことを確認する。</p> <p>(ウ) 水張り試験の水は、淡水を基本とする。</p> <p>(エ) 水張り試験の前に試験項目・試験方法・管理基準を施工計画書に記載する。</p> <p>(オ) 埋戻しは、水張り試験において漏水がないことを県が確認した後、施工する。</p> <p>オ 送水管</p> <p>地下水集排水施設工事に準ずる。</p>									
<p><b>2.4.7 埋立ガス抜き施設工事</b></p> <p>(1) 目的と機能</p> <p>埋立地内の廃棄物が安定する過程で埋立地から可燃性ガスなど種々のガス（以下「埋立ガス」という。）が発生することから、これらの発生ガスを速やかに排除するために埋立ガス抜き施設を設置する。</p> <p>また、埋立ガス抜き施設は、埋め立ての進行に伴い上方へ延伸していくことで埋立地内の堅集排水機能も付加され、埋立地内に空気を供給することで埋立地内を準好氣的状態とし、埋立物の早期安定化を促進させる。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件</p> <p>ア 平面配置</p> <p>(ア) 埋立ガス抜き施設の配置は、2,000m<sup>2</sup>に1箇所とする。</p> <p>(イ) 管の寸法及び設置箇所数等は、埋立廃棄物の種類及び割合並びに埋立方法等を十分に考慮する。</p> <p>イ 埋立ガス抜き施設の構造</p> <p>(ア) 浸出水集排水管としての機能も兼ねていることから、十分な集排水機能を有する構造とする。</p> <p>(イ) 埋立ガス抜き施設の管径は、性能指針に基づきφ200mm以上とする。</p> <p>(ウ) 埋立ガス抜き施設の配置は、早期安定化の観点で、管径、埋立方法等に配慮して設定する。</p> <p>(エ) 立上げ管は、ネガティブフリクションによる影響を考慮し設計する。</p> <p>(3) 設計諸元</p> <p>以下に示す設計諸元を基本とするが、実施設計時の技術的要件を達成した上で構造等の詳細は提案による。</p> <p style="text-align: center;"><b>埋立ガス抜き施設の設計諸元（参考）【添付資料5】参照</b></p> <table border="1" data-bbox="465 1050 1106 1134"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埋立ガス抜き施設</td> <td>有孔高密度ポリエチレンダブ管φ200mm以上 2,000㎡に1か所以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 施工時の技術的要件</p> <p>ア 堅型ガス抜き設備</p> <p>(ア) 設置場所の地盤が軟弱で、設備の維持管理上支障となることが予測される場合は、県と協議し必要な措置を講じる。</p> <p>(イ) 埋立作業の進捗に応じて継ぎ足しするため、継ぎ足し部に損傷を生じさせないよう必要な措置を講じる。</p> <p>(ウ) 図面等に詳細が規定されていない場合においても、土砂の流入や埋立作業等による管の閉塞及び転倒等が生じないよう、碎石等で管を被覆するなど必要な保護措置を講じる。その場合、集ガス孔の孔径より大きい粒径の碎石等を用いる。</p> <p>(エ) 管の継手や集ガス孔は、他の部位に比較し腐食の進行が著しいので、塗装等を損傷させないように十分留意する。</p> <p>イ 法面ガス抜き設備</p> <p>(ア) 埋立作業の影響で管の移動や接合部の離脱等が生じないよう堅固に固定する。</p> <p>(イ) 土砂の流入等による閉塞が生じないよう必要な措置を講じる。</p>	項目	諸元	埋立ガス抜き施設	有孔高密度ポリエチレンダブ管φ200mm以上 2,000㎡に1か所以上	<p style="text-align: center;"><b>埋立ガス抜き施設の設計諸元</b></p> <table border="1" data-bbox="1364 1050 2004 1134"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埋立ガス抜き施設</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	諸元	埋立ガス抜き施設	
項目	諸元								
埋立ガス抜き施設	有孔高密度ポリエチレンダブ管φ200mm以上 2,000㎡に1か所以上								
項目	諸元								
埋立ガス抜き施設									



要求水準書の内容	計画内容
<p><b>2.4.8 被覆施設工事</b></p> <p>(1) 目的と機能 被覆施設は、埋立地を覆う屋根・壁から構成される施設である。被覆施設で埋立地を覆うことにより、埋立廃棄物の飛散や粉じん、悪臭、騒音の発生を抑制し、雨水の流入を防ぎ、景観や地域環境に調和した施設とする。 なお、被覆施設の設置を伴うことにより必要となる各法令に基づく手続について、県が行う各種関係機関への申請・協議に協力する。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件 ア 意匠・構造 (ア) 被覆（屋根）構造は、設置期間中、基礎を含む構造物全体が安全であるとともに、建物の意匠、構造、境界条件及び使用条件を考慮して、もっとも適したものを選択するものとする。また、周辺環境に特に適合した形状を有し、景観を損なうものであってはならない。 (イ) 屋根に要求される各種性能のうち、防水性、耐久性及び耐分布圧性以外の性能（断熱性、遮音性、防湿性、耐衝撃性、耐摩耗性、耐火性）は、その目的に応じた他材との組合せにより補うものとする。 (ウ) 被覆施設の構造計画・構造設計に当たっては、固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風荷重及び地震荷重などを考慮して行う。各荷重による応力の組合せは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に従う。 (エ) 搬入車両出入口にシャッター等を設け、埋立地外部への飛散防止を図る。 (オ) 埋立地の形状に応じた形状とするとともに、周辺環境に調和する形状、材質、色彩とする。 (カ) 廃棄物の飛散、粉じん、悪臭、騒音の敷地外への拡散を抑制する構造とする。 (キ) 上屋の防火性、耐火性については、搬入される廃棄物の性質（不燃物、可燃物、難燃物）によって、関係法令上、要求される性能が異なるので留意する。 (ク) 耐薬品性、耐候性、耐熱性及び耐水・耐湿性を確保する。特に化学的な耐久性の確保に留意する。 (ケ) 建設、解体が容易にできる構造及び施工方法を採用する。 (コ) 被覆施設は、柱・梁を主要構造として埋立地全体を覆う。 (サ) 被覆施設の構造計算における条件値は、基準風速（<math>V_0</math>）：30m/s、構造物安全性の分類：Ⅲ類（重要度係数<math>I=1.0</math>）とする。 (シ) 被覆施設の柱は、遮水工及び埋立作業の効率性に配慮し、必要な構造基準を満たした上で可能な限り本数を削減する。 (ス) 屋根材は、ガルバリウム鋼板（0.8mm）と同等以上とし、十分な耐候性、耐食性、耐久性を確保する。 (セ) 壁材は、十分な耐候性、耐食性、耐久性を確保する。 (ソ) 屋根高さは、最終覆土の施工方法を考慮し、重機が梁、点検歩廊、各種設備機器等に接触しないよう計画する。 (タ) 埋立地内の内周には、点検歩廊（<math>W=1.5m</math>以上）を設け、転落防止のための手すり等を設置する。また、天井部には、吊り下げの照明設備等を点検するための点検歩廊を設ける。 (チ) 被覆施設は、廃止まで残置する計画とする。なお、社会情勢等の変化による埋立期間の変更等に対応できる施設とする。 (ツ) 被覆施設が不同沈下などを起こさない基礎構造及び工法を採用すること。 (テ) 仕上材の形状及び色彩は、周辺の景観に配慮し、県立自然公園の所管部署と協議した上で、用途を十分に考慮し、耐候性・耐食性・耐久性に優れた材料とする。 (ト) 被覆施設内を安全に見学できるスペースを確保する。</p>	



要求水準書の内容	計画内容																																												
<p>イ 散水設備                      (ア) 運営・維持管理期間中に、廃棄物の早期安定化及び本施設での粉じん対策を目的とし、埋立地内に散水機能を設ける。                      (イ) 散水に使用する水は、浸出水処理施設により浄化された処理水を循環利用するとともに、一部地下水集排水施設により集水した地下水を利用する。                      (ウ) 散水設備は、外壁等に飛散しない方法とする。また、散水量が確認・記録可能な設備とする。</p> <p>ウ 換気設備                      (ア) 被覆施設内が閉鎖空間となるため、室内環境（粉じん・温度・悪臭・ガス・蒸気）を良好に保ち、可燃性ガスによる爆発の危険がないように、換気設備を設ける。                      (イ) 埋立作業員の作業場所においては、必要に応じて、局所的に送風・換気を行い、作業環境を保全できる計画とする。                      (ウ) 換気時の周辺環境への発生ガス、臭気、蒸気等による影響を抑制すること。また、屋外への影響を確認するため、発生ガスを測定できる構造とする。                      (エ) 換気設備は、原則として、自然換気と強制換気（機械換気）が選択できる方式とする。機械換気の場合底部での埋立作業環境を考慮し、第一種換気方式を基本とし、埋立の進捗にあわせて調整可能な局所換気を併用する計画とする。                      (オ) 臭気が発生した場合に周辺への拡散を防止するために、脱臭装置を併せ持つ換気設備を設ける。                      (カ) 安全な埋立作業環境を監視するためのガス検知器（酸素、硫化水素、メタン、一酸化炭素等）、警報器を設け、管理棟内で監視、記録、出力できる設備とする。ガス検知器は、測定するガスの比重を考慮するとともに、埋立作業箇所併せて移設等ができる構造とする。</p> <p>エ 照明設備                      (ア) 昼間は、自然採光により作業可能な環境とする。夜間時の作業に備え、照明設備を設ける。                      (イ) 構造上可能な範囲で多くの自然採光を取り入れるとともに、作業環境を考慮した照明設備（70lx以上を確保）を設ける。また、ランプの交換を容易に行える構造・配置とし、照明設備の照度計算には、自然採光は含めないものとする。</p> <p>オ 消火設備                      不測の火災の発生に備えて、防火材料の採用や火災報知機、消火器等の消火設備を設ける。</p> <p>カ その他設備                      被覆施設内に保守点検時等の電源確保を目的としたコンセントや電力制御盤等を設置する。                      被覆施設内の電話設備及び放送設備は、管理棟との連携を考慮する。</p> <p>(3) 設計諸元                      以下に示す設計諸元を基本とするが、実施設計時の技術的要件を達成した上で構造等の詳細は提案による。</p> <div style="text-align: center;"> <p>被覆施設の設計諸元（参考）【添付資料5】参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>架設（被覆）方式</td> <td>一括架設</td> </tr> <tr> <td>屋根面積</td> <td>約 50,000㎡（幅 190m×奥行き 280m）</td> </tr> <tr> <td>柱本数</td> <td>中間柱：28本、端部柱：48本</td> </tr> <tr> <td>柱構造</td> <td>SRC構造（鉄骨鉄筋コンクリート構造）</td> </tr> <tr> <td>柱寸法</td> <td>高さ 28.7m（最大）～12.4m（最小）幅 1.2m×1.2m</td> </tr> <tr> <td>梁構造</td> <td>システムトラス構造</td> </tr> <tr> <td>構造解析</td> <td>建築基準法及び同法施行令に基づき解析し耐震性を確認</td> </tr> <tr> <td>屋根高さ</td> <td>15.7m～11.5m（屋根勾配 5%）</td> </tr> <tr> <td>柱スパン（梁方向）</td> <td>59.5m+61.0m+59.5m</td> </tr> <tr> <td>柱間隔</td> <td>10.75m～24.5m</td> </tr> </tbody> </table> </div>	項目	諸元	架設（被覆）方式	一括架設	屋根面積	約 50,000㎡（幅 190m×奥行き 280m）	柱本数	中間柱：28本、端部柱：48本	柱構造	SRC構造（鉄骨鉄筋コンクリート構造）	柱寸法	高さ 28.7m（最大）～12.4m（最小）幅 1.2m×1.2m	梁構造	システムトラス構造	構造解析	建築基準法及び同法施行令に基づき解析し耐震性を確認	屋根高さ	15.7m～11.5m（屋根勾配 5%）	柱スパン（梁方向）	59.5m+61.0m+59.5m	柱間隔	10.75m～24.5m	<div style="text-align: center;"> <p>被覆施設の設計諸元</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>架設（被覆）方式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋根面積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>柱本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>柱構造</td> <td></td> </tr> <tr> <td>柱寸法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>梁構造</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造解析</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋根高さ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>柱スパン（梁方向）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>柱間隔</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	項目	諸元	架設（被覆）方式		屋根面積		柱本数		柱構造		柱寸法		梁構造		構造解析		屋根高さ		柱スパン（梁方向）		柱間隔	
項目	諸元																																												
架設（被覆）方式	一括架設																																												
屋根面積	約 50,000㎡（幅 190m×奥行き 280m）																																												
柱本数	中間柱：28本、端部柱：48本																																												
柱構造	SRC構造（鉄骨鉄筋コンクリート構造）																																												
柱寸法	高さ 28.7m（最大）～12.4m（最小）幅 1.2m×1.2m																																												
梁構造	システムトラス構造																																												
構造解析	建築基準法及び同法施行令に基づき解析し耐震性を確認																																												
屋根高さ	15.7m～11.5m（屋根勾配 5%）																																												
柱スパン（梁方向）	59.5m+61.0m+59.5m																																												
柱間隔	10.75m～24.5m																																												
項目	諸元																																												
架設（被覆）方式																																													
屋根面積																																													
柱本数																																													
柱構造																																													
柱寸法																																													
梁構造																																													
構造解析																																													
屋根高さ																																													
柱スパン（梁方向）																																													
柱間隔																																													
<p>(4) 施工時の技術要件                      ア 被覆（屋根）までの高さが大きくなるため、高所作業における安全面に配慮する。                      イ 内部及び外部において使用する施工機械等の選定は、十分検討する。</p>																																													

要求水準書の内容	計画内容
<p><b>2.4.9 浸出水処理施設工事</b></p> <p>(1) 目的と機能                  浸出水処理施設は、散水により廃棄物に触れた浸出水を浄化する施設である。                  浸出水処理方式は、周辺環境影響へのリスク回避を考慮し、処理後の処理水を散水のために再利用する循環式を採用する。循環式とは、埋立物の洗い出しと安定化のために散水を行い、その散水により発生した浸出水を処理し、再度散水に使用することで無放流とする方式である。                  循環散水の場合は、循環により塩類濃度が上昇して埋立層の生物反応による安定化に悪影響を与える可能性があるとともに、濃縮された塩類が、配管等の腐食、錆びを生じさせるため、脱塩装置を設置する。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件                  ア 全体計画                  (ア) 敷地の有効利用、全体配置の合理化、浸出水の水質や水量に対する変動対策など十分な機能を発揮するよう留意する。                  (イ) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の有害物質使用特定施設及び栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）の特定有害物質使用施設に該当するため、同法及び同条例で定める構造、仕様に関する基準を遵守する構造とする。                  (ウ) 騒音及び振動の発生を抑制するため、機器の配置、材料選定及び防音・防振対策を考慮する。                  (エ) 浸出水処理能力は、廃棄物の埋立量、安定化に必要な水分供給量、安定期間及び散水量から決定する。                  (オ) 計画原水水質は、既存の最終処分場の事例等を参考に、受入廃棄物の質・量を考慮し設定する。なお、受入廃棄物については、計画受入廃棄物割合（【添付資料9】参照）に記載の内容を想定しているが、事業者により計画される受入廃棄物の質・量により計画原水を設定する。                  (カ) 処理水の水質は、(3) ウの計画目標水質を基に、廃棄物の安定化を阻害せず、設備などに悪影響を与えない計画目標水質を設定する。                  (キ) 浸出水調整槽で浸出水の水量、水質を平準化できるよう必要容量を設定する。                  (ク) 浮遊物質質量(SS)、懸濁性ダイオキシン類の効率的な除去が可能な凝集膜分離（浸漬型膜処理）の採用を基本とする。                  (ケ) 脱塩装置は、電気透析処理の採用を基本とし、純度の高い塩類除去を行う。また、発生する塩類は有効利用方法を提案する。                  (コ) 浸出水原水及び処理水については、常時モニタリング（pH、EC等）を実施する。実施項目については、提案とする。                  (サ) 施設内を安全に見学できるスペース及びコースを確保する。</p> <p>イ 運転管理                  (ア) 運転管理に当たって、浸出水処理施設全体の制御及び監視が可能となるよう配慮するとともに、安全性、安定性を確保する。                  (イ) 各工程を効率的に管理することにより人員及び経費の節減を図る。                  (ウ) 安全、衛生設備を関係法令に準拠して完備するほか、作業環境を良好な状態に保つとともに、換気及び照度の確保、維持管理上必要なスペースを確保する。                  (エ) 高度処理設備を設ける場合は、適切な設備にバイパスラインを設ける。                  (オ) 蒸発乾燥固化設備から生成される乾燥塩を仮置、搬出するための設備を設け、搬出が円滑に行える構造及び室内を清潔に保つことができる構造とする。</p>	

要求水準書の内容	計画内容																																																																																																
<p>ウ 機器等の材質 汚水・結露水等により腐食しないよう耐久性、耐食性を考慮するとともに、薬品等の使用目的を考慮した材質とする。</p> <p>エ 水処理 (ア) 最終処分場の水処理方式として1年以上の運転実績を有する。 (イ) 設定した計画原水水質に対して、設定した循環処理水質を満たす。 (ウ) 水質、水量等の変動や、運転停止、間欠運転に対応できる。 (エ) 連続運転や長期間の運転及び腐食等に対する耐久性及び耐震性を有する。 (オ) 設備の運転に対し、維持管理費や薬品費など長期間にわたり経済的である。</p> <p>オ 汚泥処理 処理工程において発生する汚泥は、埋立地内に埋め戻すこととし、浸出水処理施設において脱水処理する。なお、受入れ基準に適合しない場合は、適正に処分する。</p> <p>カ 濃縮塩処理 浸出水処理工程において発生する濃縮塩は、提案に基づき有効利用を図る。</p> <p>(3) 設計諸元 以下に示す設計諸元を基本とするが、実施設計時の技術的要件を達成した上で構造等の詳細は提案による。</p> <p>ア 浸出水処理能力 浸出水処理水量：100m<sup>3</sup>/日（参考） 浸出水調整設備容量：1,000m<sup>3</sup>（500m<sup>3</sup>/槽×2槽）程度 イ 計画原水水質（参考）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">水質項目</th> <th>計画原水水質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>pH</td> <td>—</td> <td>5.0～9.0</td> </tr> <tr> <td>BOD</td> <td>mg/l</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>mg/l</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>pg-TEQ/l</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有害物質</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン</td> <td>mg/l</td> <td>3,000～15,000</td> </tr> <tr> <td>カルシウムイオン</td> <td>mg/l</td> <td>500～2,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 処理水の水質（循環処理水質）（参考）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">水質項目</th> <th>計画目標水質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>pH</td> <td>—</td> <td>6.5～8.5</td> </tr> <tr> <td>BOD</td> <td>mg/l</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>mg/l</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>pg-TEQ/l</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>有害物質</td> <td>—</td> <td>環境基準値以下</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン</td> <td>mg/l</td> <td>200以下</td> </tr> <tr> <td>カルシウムイオン</td> <td>mg/l</td> <td>100以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※その他の項目は、基準省令及び水質汚濁防止法等に示された排水基準値以下</p> <p>エ 処理時間 24時間/日</p>	水質項目		計画原水水質	pH	—	5.0～9.0	BOD	mg/l	250	SS	mg/l	300	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	—	有害物質	—	—	塩化物イオン	mg/l	3,000～15,000	カルシウムイオン	mg/l	500～2,500	水質項目		計画目標水質	pH	—	6.5～8.5	BOD	mg/l	3以下	SS	mg/l	10以下	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下	有害物質	—	環境基準値以下	塩化物イオン	mg/l	200以下	カルシウムイオン	mg/l	100以下	<p>イ 計画原水水質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">水質項目</th> <th>計画原水水質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>pH</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>BOD</td> <td>mg/l</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>mg/l</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>pg-TEQ/l</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有害物質</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン</td> <td>mg/l</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カルシウムイオン</td> <td>mg/l</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 処理水の水質（循環処理水質）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">水質項目</th> <th>計画目標水質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>pH</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>BOD</td> <td>mg/l</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>mg/l</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>pg-TEQ/l</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有害物質</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン</td> <td>mg/l</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カルシウムイオン</td> <td>mg/l</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水質項目		計画原水水質	pH	—		BOD	mg/l		SS	mg/l		ダイオキシン類	pg-TEQ/l		有害物質	—		塩化物イオン	mg/l		カルシウムイオン	mg/l		水質項目		計画目標水質	pH	—		BOD	mg/l		SS	mg/l		ダイオキシン類	pg-TEQ/l		有害物質	—		塩化物イオン	mg/l		カルシウムイオン	mg/l	
水質項目		計画原水水質																																																																																															
pH	—	5.0～9.0																																																																																															
BOD	mg/l	250																																																																																															
SS	mg/l	300																																																																																															
ダイオキシン類	pg-TEQ/l	—																																																																																															
有害物質	—	—																																																																																															
塩化物イオン	mg/l	3,000～15,000																																																																																															
カルシウムイオン	mg/l	500～2,500																																																																																															
水質項目		計画目標水質																																																																																															
pH	—	6.5～8.5																																																																																															
BOD	mg/l	3以下																																																																																															
SS	mg/l	10以下																																																																																															
ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下																																																																																															
有害物質	—	環境基準値以下																																																																																															
塩化物イオン	mg/l	200以下																																																																																															
カルシウムイオン	mg/l	100以下																																																																																															
水質項目		計画原水水質																																																																																															
pH	—																																																																																																
BOD	mg/l																																																																																																
SS	mg/l																																																																																																
ダイオキシン類	pg-TEQ/l																																																																																																
有害物質	—																																																																																																
塩化物イオン	mg/l																																																																																																
カルシウムイオン	mg/l																																																																																																
水質項目		計画目標水質																																																																																															
pH	—																																																																																																
BOD	mg/l																																																																																																
SS	mg/l																																																																																																
ダイオキシン類	pg-TEQ/l																																																																																																
有害物質	—																																																																																																
塩化物イオン	mg/l																																																																																																
カルシウムイオン	mg/l																																																																																																

要求水準書の内容	計画内容
<p>(4) <b>プラント設備工事の技術的要件</b>                      プラント設備は、浸出水を処理するためのポンプ、ブロワ、貯留タンク類で構成される機械設備、付帯する電気設備及び計装設備で構成する。</p> <p><b>ア 機械設備工事</b>                      (ア) 機器の配置は、処理工程、機器・副生成物の搬入出、効率的な作業性及び維持管理等を考慮する。                      (イ) 運転における誤操作や、難しい操作方法等の不安定な要素を可能な限り排除し、安定した維持管理を行うことができる処理方式とする。                      (ウ) 水処理工程に必要な主要機器（水中ポンプ、薬注ポンプ、ブロワ等）は、故障時のバックアップのため、交互運転用の機器を1台以上設ける。                      (エ) 機器類、配管類等のスケール対策を施す。また、浸出水の塩化物イオン濃度を考慮した腐食対策を施す。                      (オ) 必要な容量を有する散水用水の貯水槽を設ける。                      (カ) 薬品供給設備は、安定して定量の薬品を供給できるものであること。薬品貯留槽は、10日以上確保し、防液堤内（容量計算を行う。）に設置する。なお、防液堤の高さは、容量計算により決定する。                      (キ) 薬品貯留槽の防液堤内及び薬品注入ポンプの周辺は、耐薬品仕上げとする。                      (ク) 用水を供給するための給水設備を設ける。用水は、本施設の受水設備から送水し、給水ユニット等で安定して供給できるものとする。なお、浸出水処理施設における用水量が把握できる設備を設ける。                      (ケ) 配管、電線管等は、通路、作業動線等と交差する場合、これらをまたぐことのないように計画する。                      (コ) 更新等に必要の搬入出装の設置や作業場の確保など、作業性に配慮する。                      (サ) 危険物及び劇物を取り扱う場合、関係法令等に準拠した構造・設備とする。                      (シ) 騒音・振動を発生する機器は、原則として発生源で対処する。</p> <p><b>イ 電気設備工事</b>                      (ア) 受変電設備は、施設で使用する電力に対して適切な容量を持ったものとする。また、高周波を発生する機器を設置する場合は、高周波抑制対策技術指針に準拠する。                      (イ) 機器の運転及び制御は、容易で確実な方式とする。また、電気機器類の配置は、維持管理に配慮する。                      (ウ) 停電に対応するため必要に応じて復電時の自動復帰回路を設ける。                      (エ) 各機器の手動操作は、全ての機器について現場側で操作できること。また、緊急時に配慮し、浸出水ピット及び地下水ピットに設置する揚水ポンプ等は、浸出水処理施設の事務室から操作可能な構造とする。                      (オ) 定期点検、補修及びその他の動力用として作業用電源盤を施設内に設置する。また、分析室用電源盤を施設内に設置する。</p> <p><b>ウ 計装設備工事</b>                      (ア) 浸出水処理施設の運転管理は集中監視方式とし、必要な計装設備を設置する。                      ① 計装設備は、安全管理、処理効率の向上、処理の安定化、省力・省エネルギー化等に留意する。                      ② 処理状況、機器の稼働状況を監視するために自動計測機器（pH、流量、電流、電圧等）を設置し、得られたデータを容易に確認できるようグラフィックパネル、指示計等を配置した中央監視制御盤を設置する。                      ③ 処理状況、機器の稼働状況、各種計測値（自動計測機器）、故障発生、機器停止等の情報を収集・集計・記憶する情報処理装置を設ける。また、情報処理装置には、これらの情報を表示するためのディスプレイ（液晶20インチ以上）、プリンター、補助記憶装置、無停電電源装置、机・椅子等を備える。                      ④ 日報、月報等の各種帳票データは、エクセル形式を基本とし、印刷できるシステムとする。                      (イ) 無人時の異常通報用として非常通報装置（通報点数考慮）を設置する。                      (ウ) 地下水ピットでpH及び電気伝導率を常時監視できる設備を設ける。                      (エ) 散水量、浸出水量、処理水量、汚泥の重量等が把握できる設備を設け、把握したデータを記録・積算できるシステムとする。                      (オ) 風量計、風向風速計、蒸発量計、温度計、湿度計を適切な場所に設置する。</p>	

要求水準書の内容	計画内容
<p>(5) 土木・建築工事の技術的要件</p> <p>ア 土木・建築工事</p> <p>(ア) 各種機器、脱水機、薬品タンク類及び中央監視制御盤等は、建屋内に設置し、処理設備を維持管理に優れた集約型配置とする。なお、建屋は、敷地条件の制約によりできるだけコンパクトな施設とし、管理のための建屋周囲の動線を確保する。</p> <p>(イ) 浸出水処理施設には、事務室、トイレ（小用1、大用1）、処理室、ボイラー室、プロワ室、ホッパー室、蒸発乾燥固化室、電気室、分析室、倉庫（薬品・機材用及び書庫）等を設ける。</p> <p>(ウ) 事務室には、プラント設備を安全かつ円滑に運転するために中央監視制御盤を設置するスペースを設ける。</p> <p>(エ) 電気室には、高圧受変電盤、コントロールセンター、補助継電器盤等を配置し、換気、空調設備を設ける。また、配線はビット方式とする。</p> <p>(オ) 分析室には、水質検査や廃棄物の溶出試験等を行うための分析台、試薬品棚、分析器具収納棚、流し台（分析器具等洗浄用）等を設ける。なお、流し台の排水は、浸出水調整槽へ導水する。</p> <p>(カ) プラントの運転及び安全確保のため、必要な歩廊、階段、点検台、手摺り、手洗い設備（洗眼含む）等を設ける。また、回転部分、運転部分及び突起部分については、日常作業時の安全性に配慮する。</p> <p>(キ) 床には排水溝を設け、排水は、浸出水調整槽へ導水する。</p> <p>(ク) 建築物の開口部等は、耐候性、耐食性、耐臭性及び断熱性に優れた材料等とする。</p> <p>(ケ) 各室の外部に面する開口部の箇所は、ブラインド等を設ける。</p> <p>(コ) 機材・機器等の搬入出に必要な開口部を設けるとともに、開口部には、電動式シャッターを設けるなど、運営・維持管理の合理性に配慮する。</p> <p>(サ) 水槽有効容量は、必要容量に対して最大1.2倍程度を原則とする。</p> <p>(シ) 浸出水調整槽は、鉄筋コンクリート製の水槽とする。また、十分に維持管理できる構造とする。</p> <p>(ス) 処理水槽は、鉄筋コンクリート製の水槽を標準とするが、適切な維持管理が行える他形式の水槽構造の採用も可能とする。なお、鉄筋コンクリート製とする場合は、水密コンクリートを原則とする。</p> <p>(セ) 必要に応じて、地下部に機器設置スペース、管廊を設ける。</p> <p>(ソ) 水槽内に入り易いためのマンホールは、2か所以上設ける。</p> <p>(タ) 鉄筋コンクリート製の水槽の水張りテストは、48時間以上水を張って、外壁部及び各水槽間の壁に漏水箇所のないことを確認する。なお、テスト前に水張り試験要領書を県に提出し、承諾を得る。水張りテストの水は、淡水とし、その経費は、事業者の負担とする。</p> <p>(チ) 鉄筋コンクリート製水槽の地下部分は、漏水のないことが確認されるまで埋め戻してはならない。</p> <p>(ツ) 鉄筋コンクリート製水槽には、水質に適應する防食塗装又は無機質浸透性塗布防水を施工するとともに、浸出水ビット、地下水ビット、浸出水処理施設内の防液堤を含めた防食計画書を作成し、実施設計図書提出時に県に提出する。</p> <p>イ 建築設備工事</p> <p>(ア) 給排水管が集中する箇所は、ビット形状又は二重床構造とし、床点検口を設け、保守点検が容易に行える構造とする。また、原則として建築設備配管を水槽内上部に配管しない。</p> <p>(イ) 換気設備は、消音チャンバーを取り付ける等の防音対策を行う。</p> <p>(ウ) 施設内外の必要な場所に清掃用蛇口を設けるとともに、床排水がスムーズにかつ系統的に行えるよう配慮する。</p> <p>(エ) 施設に靴洗い場と作業用靴置場を設ける。また、必要に応じて散水栓を設ける。</p> <p>(オ) 加入電話及び場内電話、場内放送は、複合機能を有した装置を採用し、非常時の通報連絡が可能となるよう、必要な箇所に場内電話及びスピーカーを設置する。</p> <p>(カ) 作業員が常駐する居室等は、必要な箇所に換気設備及び空調設備を設ける。</p> <p>(キ) 給排気口には防虫対策を施す。</p> <p>(6) その他工事の技術的要件</p> <p>ア 据付工事</p> <p>(ア) 各種設備は、運転監視、保守点検が容易かつ安全で、合理的かつ効率的に行えるように設置する。なお、必要な箇所には、全て危険防止のための処置を講じる。</p> <p>(イ) 主要機器等は、十分な強度を有する基礎ボルトで強固に固定するなど地震力、動荷重による転倒、横滑り、脱落、破損等を起こさないようにする。なお、耐震対策は、日本建築センター建築設備耐震設計・施工指針等に準ずる。</p> <p>イ 配管工事</p> <p>(ア) 配管の布設は、可能な限り集合させ、作業性、外観に配慮するとともに、機械設備、電気計装設備、土木・建築との取り合いを考慮し、調和の取れたものとする。</p> <p>(イ) 配管は、可能な範囲で地上配管とし、漏水が点検できる構造とする。</p> <p>(ウ) 配管は、分解、修繕が容易に行えるように、適所にフランジ等の継手を設ける。</p> <p>(エ) ポンプ、機器との接続は、保守、点検が容易な方法とし、必要に応じてバイパス、防振継手を布設する。</p> <p>(オ) 配管は、容易に振動しないように支持、固定する。必要箇所には、防振装置を施すことを原則とする。固定金物（ボルト、ナット、アンカーボルト）については、原則としてステンレス製とする。また、埋込インサートからの結露発生に注意する。</p> <p>(カ) 壁その他の配管貫通部は、配管施工後適切な貫通処理をする。なお、止水を必要とする場所においては、短管（つば付）を埋め込む。</p> <p>(キ) 配管の適所に散水栓等を設ける。また、必要に応じて、試料採取用コック及び水抜き用のドレンコック等を適所に設ける。</p> <p>(ク) 凍結及び結露を防止するため、必要に応じて保温、防露工事を施工する。</p> <p>(ケ) FRP、FFU、SUS、VP、HIVP等の材料表面は、塗装しない。なお、配管は、流体別に色別し、流れ方向、名称を明示する。</p>	

2. 4. 10 管理棟工事	要求水準書の内容	計画内容														
	<p>(1) 目的と機能 本施設を適切に維持管理するために管理棟を設置する。管理棟は、搬入される廃棄物の埋立計画や埋立状況、施設の維持管理などの環境保持、安全の確保、効率的な運営を総合的に管理する。廃棄物の搬入量の把握や搬入車両の円滑な動線及び来客者の利便性、安全性に配慮する。 また、環境学習機能を有した、地域住民が集い憩えるコミュニティ活動の場として活用する。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件 ア 全体計画 (ア) 管理棟は、基準省令に従い、施設の運営・維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者（閲覧者）が、運営・維持管理状況に関する記録を閲覧できる設備・室を配置する。 (イ) 環境の保全、安全の確保、経済的な運営のために、埋立計画と埋立状況の確認、搬入データの整理・集計、モニタリング結果の整理・集計等の一連の作業を統合管理する機能を有する。 (ウ) ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰もが利用しやすい建築物となるよう計画する。2以上の階数となる場合は、利用者の移動の円滑化が図られるようエレベーターの設置等を行う。また、大会議室や学習コーナーなど、来訪者が利用する施設については、可能な限り1階に設ける。 (エ) 構造は、木造とし、内部については、可能な限り木質化を図る。 (オ) 運営・維持管理業務に必要な調度品（事務室等の机や椅子等）、各種備品及び消耗品類を運営維持管理期間において用意する。 (カ) 管理棟の耐震性能は、構造体安全性の分類：Ⅲ類（重要度係数I=1.00）で構造計算を行う。 イ 意匠・設備計画 (ア) 事務室及び会議室は、0Aフロアとすること。 (イ) 大会議室は、映像装置を有し、施設見学者への説明、会議、会合、講演、イベント等多目的に利用できるスペースとなるよう、60名程度を収容できるスペースとする。 (ウ) 小会議室は、職員等の打合せを行うスペースとし、掲示板、白板、スクリーンボックス、棚等を設ける。 (エ) 県職員の事務室を設ける。 (オ) 学習コーナー・エントランスホールには、モニタリングの状況の表示や、来訪者に対し、模型やパネル等による本施設の説明をするスペースを確保する。また、掲示板、ピクチャーレール等を設ける。 (カ) 外部建具は、耐風圧、気密、水密に配慮した性能とする。 (キ) 事務室、会議室及び休憩室にテレビ共同視聴設備（地上デジタル放送及びBS放送対応）を配線し端子を取り付ける。 (ク) 加入電話及び場内電話、場内放送は、複合機能を有した装置とする。また、非常時の通報連絡が可能となるよう、必要な箇所に場内電話及びスピーカーを設置する。 (ケ) 施設に靴洗いや作業用靴置き場を設ける。また、必要に応じて散水栓を設ける。 (コ) 湯沸室には、給湯器、流し台及び食器棚その他必要な設備を設ける。 (サ) トイレは、男女それぞれ利用者数（作業員数、施設見学者数等）を考慮し、余裕を持った計画とする。なお、多目的トイレを計画する。 (シ) 管理棟内は、下足での利用を可能とする。 ウ 外構工事（被覆施設、浸出水処理施設を含む。） (ア) 管理棟周辺に駐車場（来客用大型バス2台程度、来客用乗用車15台程度、職員用乗用車10台程度）を設ける。 (イ) 停電時における各種設備（漏水検知システム、浸出水揚水ポンプ、地下水揚水ポンプ等）の稼動に必要な自家発電設備及びその他付帯設備（配電盤、変圧器、燃料タンク等）を設置する。 エ バンフレット作成 (ア) 工事概要説明用バンフレット (イ) 施設概要説明用バンフレット（一般用及び児童用） オ 説明用機材等の配備 (ア) 工事記録及び本施設の概要説明用DVD（一般用及び小学生用） (イ) DVD再生機 (ウ) 液晶テレビ（50インチ以上） (エ) プロジェクター及びスクリーン又はスクリーン壁</p> <p>(3) 設計諸元 以下に示す設計諸元を基本とするが、実施設計時の技術的要件を達成した上で構造等の詳細は提案による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>管理棟の設計諸元</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ面積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要諸室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	諸元	延べ面積		必要諸室									
項目	諸元															
延べ面積																
必要諸室																
	<p style="text-align: center;"><b>管理棟の設計諸元(参考)【添付資料5】参照</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ面積</td> <td>540㎡程度</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">必要諸室</td> <td>管理事務室</td> <td>施設維持管理、職員の事務スペース</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>来訪者受付スペース、機器モニター（埋立作業、漏水検知システム、搬入車両等）設備等を配置</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>施設見学者への説明、会議、会合、講演、イベント等多目的に利用できるスペース</td> </tr> <tr> <td>学習コーナー・エントランスホール</td> <td>モニタリングの状況の表示や、来訪者に対し模型やパネル等による本施設の説明をするスペース</td> </tr> <tr> <td>作業員控室</td> <td>職員、作業員の控室、食堂、休憩スペース</td> </tr> </tbody> </table>	項目	諸元	延べ面積	540㎡程度	必要諸室	管理事務室	施設維持管理、職員の事務スペース	大会議室	来訪者受付スペース、機器モニター（埋立作業、漏水検知システム、搬入車両等）設備等を配置	小会議室	施設見学者への説明、会議、会合、講演、イベント等多目的に利用できるスペース	学習コーナー・エントランスホール	モニタリングの状況の表示や、来訪者に対し模型やパネル等による本施設の説明をするスペース	作業員控室	職員、作業員の控室、食堂、休憩スペース
項目	諸元															
延べ面積	540㎡程度															
必要諸室	管理事務室	施設維持管理、職員の事務スペース														
	大会議室	来訪者受付スペース、機器モニター（埋立作業、漏水検知システム、搬入車両等）設備等を配置														
	小会議室	施設見学者への説明、会議、会合、講演、イベント等多目的に利用できるスペース														
	学習コーナー・エントランスホール	モニタリングの状況の表示や、来訪者に対し模型やパネル等による本施設の説明をするスペース														
	作業員控室	職員、作業員の控室、食堂、休憩スペース														

2. 4. 11 覆土仮置場工事	要求水準書の内容	計画内容																				
2. 4. 11 覆土仮置場工事	<p>(1) 機能と目的 覆土仮置場は、工事で発生する土砂を覆土として使用するため、仮置き機能を持つものである。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件 ア 覆土仮置場は、施設エリア内南側の谷地形を利用する。 イ 覆土仮置場に必要な容量を確保する。</p> <p>(3) 設計諸元 以下に示す設計諸元を基本とするが、実施設計時の技術的要件を達成した上で詳細は提案による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>覆土仮置場容量</td> <td>必要容量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 施工時の技術的要件 「2. 4. 1 造成工事」と同等とする。</p>	項目	諸元	覆土仮置場容量	必要容量	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>覆土仮置場容量</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	諸元	覆土仮置場容量													
項目	諸元																					
覆土仮置場容量	必要容量																					
項目	諸元																					
覆土仮置場容量																						
2. 4. 12 搬入監視施設工事	<p>(1) 目的と機能 搬入監視施設は、本施設が受け入れる廃棄物の量と質を適切に管理し、埋立不適物を持ち込まれるリスクをその入り口で管制する機能を持つものである。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件 ア トラックスケールは、想定させる搬入車両が計量可能であること。なお、最小目盛りを10kg 以下とする。 イ 設置台数の決定に当たっては、廃棄物の搬入状況等を考慮し、適切な台数を設置する。 ウ トラックスケールは、清掃及び法定点検時を考慮し、維持管理が容易な設備とする。 エ トラックスケールは、屋根を設置した計量棟内に設置する。 オ 計量棟は、搬入監視室を設ける。 カ 搬入車両及び受付・検査作業員の動線に配慮した配置とする。 キ 放射性物質に汚染された廃棄物の搬入を監視するため、放射線測定装置を設ける。 ク 搬入車両に積載された廃棄物が、事前に承認されたものかどうか目視検査を行う屋根付きの荷台検査台を設ける。 ケ 搬入車両の天蓋シートを外すスペース及び搬入待ち車両の待機スペースを設ける。 コ 埋立地内に、展開検査場を設ける。</p> <p>(3) 設計諸元 以下に示す設計諸元を基本とするが、実施設計時の技術的要件を達成した上で構造等の詳細は提案による。</p> <p style="text-align: center;"><b>搬入監視施設の設計諸元(参考)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラックスケール</td> <td>想定最大搬入車両対応(最小目盛り10kg以下)×1基</td> </tr> <tr> <td>計量方式</td> <td>ロードセル方式(埋込みタイプ)</td> </tr> <tr> <td>計量棟</td> <td>計量室、搬入監視室、分析室</td> </tr> <tr> <td>放射線測定装置</td> <td>放射性物質濃度測定対応(放射性物質濃度換算機能)、 想定最大搬入車両対応、自動測定、全天候型</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 施工時の技術要件 ア トラックスケールのピットに雨水等が流入しないよう適切な勾配を確保する。 イ ピット内に流入した雨水などが自然排水できるよう必要な措置を講じる。 ウ トラックスケールは、計量法(平成4年法律第51号)に定める検査に合格しなければならない。</p>	項目	諸元	トラックスケール	想定最大搬入車両対応(最小目盛り10kg以下)×1基	計量方式	ロードセル方式(埋込みタイプ)	計量棟	計量室、搬入監視室、分析室	放射線測定装置	放射性物質濃度測定対応(放射性物質濃度換算機能)、 想定最大搬入車両対応、自動測定、全天候型	<p style="text-align: center;"><b>搬入監視施設の設計諸元</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラックスケール</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計量方式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計量棟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線測定装置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	諸元	トラックスケール		計量方式		計量棟		放射線測定装置	
項目	諸元																					
トラックスケール	想定最大搬入車両対応(最小目盛り10kg以下)×1基																					
計量方式	ロードセル方式(埋込みタイプ)																					
計量棟	計量室、搬入監視室、分析室																					
放射線測定装置	放射性物質濃度測定対応(放射性物質濃度換算機能)、 想定最大搬入車両対応、自動測定、全天候型																					
項目	諸元																					
トラックスケール																						
計量方式																						
計量棟																						
放射線測定装置																						



2. 4. 13 洗車施設工事	要求水準書の内容	計画内容																										
2. 4. 14 水質モニタリング施設工事	<p>(1) 機能と目的 埋立地内の走行により、タイヤや車体に埋立廃棄物等が付着した搬入車両を洗浄するための洗車施設を設ける。洗車施設は、外部への廃棄物や土等の持出しを防止するために、被覆施設内において搬入車両の洗浄を行う。洗浄に使用した水は、浸出水処理施設に送水し、適切に浄化処理する。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件 ア タイヤの汚れを自動で洗浄する高圧洗浄機2台（うち予備1台）を設置する。 イ 洗車排水は、浸出水と同様に処理する計画とし、埋立地外へ流れないようにする。 ウ 浸出水集排水管と接続して排水する場合、埋立地端高が高くなったときにも排水機能を十分に確保できるよう埋立地天端高より上の平場に設置する。 エ 洗車施設は、被覆施設内に配置する。 オ 洗車施設の清掃のための給水設備（給水栓を含む。）を設ける。なお、給水管が露出配管となる場合は、凍結対策を検討する。 カ 洗車時に洗浄水が洗車施設外へ流出しない（洗車施設内に戻る。）構造とする。</p> <p>(3) 設計諸元 以下に示す設計諸元を基本とするが、実施設計時の技術的要件を達成した上で構造等の詳細は提案による。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>洗車施設の設計諸元(参考)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形式</td> <td>高圧洗浄式×2台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 施工時の技術的要件 洗浄水が地下へ浸透しないよう考慮する。</p>	項目	諸元	形式	高圧洗浄式×2台	<p>洗車施設の設計諸元</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	諸元	形式																			
項目	諸元																											
形式	高圧洗浄式×2台																											
項目	諸元																											
形式																												
2. 4. 14 水質モニタリング施設工事	<p>(1) 機能と目的 周辺環境の汚染防止・監視を行うため、埋立開始時点から廃止までの期間を通じて地下水の環境項目を定期的に測定する。水質モニタリングとして、地下水観測井戸を計4箇所以上設置し、栃木県廃棄物処理に関する指導要綱に基づく頻度で水質検査を行うほか、地下水集排水施設の流末に検水ビットを設置し、pH、EC等を常時監視する。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件 ア 地下水観測井戸を計4箇所以上設置し、栃木県廃棄物処理に関する指導要綱に基づく頻度で水質検査を行う。観測井戸の設置箇所は、基本設計書【添付資料3】をもとに、上流側2か所、下流側2か所を設定する。 イ 地下水集排水施設の流末に検水ビットを設置し、pH、EC等を常時監視する。 ウ 施設には、鍵付きの蓋を設置する。また、雨水等の表流水が流入しない構造とする。なお、採水方法は、実施設計において県と協議する。 エ 地下水観測井戸及び地下水検水ビットは、採水が容易にできる構造とする。</p> <p>(3) 設計諸元 以下に示す設計諸元を基本とするが、実施設計時の技術的要件を達成した上で構造等の詳細は提案による。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>水質モニタリング施設の設計諸元（参考）【添付資料5】参照</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">地下水観測井戸</td> <td>設置位置</td> <td>埋立地周辺4か所以上</td> </tr> <tr> <td>掘進深度</td> <td>実施設計による</td> </tr> <tr> <td>内径</td> <td>φ100mm以上</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>添付図面参照</td> </tr> <tr> <td>検水ビット</td> <td>地下水集排水施設の流末</td> </tr> </tbody> </table>	項目	諸元	地下水観測井戸	設置位置	埋立地周辺4か所以上	掘進深度	実施設計による	内径	φ100mm以上	構造	添付図面参照	検水ビット	地下水集排水施設の流末	<p>水質モニタリング施設の設計諸元</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">地下水観測井戸</td> <td>設置位置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掘進深度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内径</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検水ビット</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	諸元	地下水観測井戸	設置位置		掘進深度		内径		構造		検水ビット	
項目	諸元																											
地下水観測井戸	設置位置	埋立地周辺4か所以上																										
	掘進深度	実施設計による																										
	内径	φ100mm以上																										
	構造	添付図面参照																										
検水ビット	地下水集排水施設の流末																											
項目	諸元																											
地下水観測井戸	設置位置																											
	掘進深度																											
	内径																											
	構造																											
検水ビット																												



2. 4. 15 場内監視システム工事	要求水準書の内容	計画内容																																		
2. 4. 15 場内監視システム工事	<p>(1) 機能と目的 管理棟内の事務室から、本施設の主要施設、管理施設、関連施設の状況、埋立状況等を遠隔で監視する。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件 ア 各種車両動線、運営・維持管理等を考慮し適切な位置に設置する。 イ 施工前に可視・不可視の範囲が分かる図面等を作成の上、県に提示する。</p> <p>(3) 設計諸元 以下に示す設計諸元を基本とするが、実施設計時の技術的要件を達成した上で形状及び規格等の詳細は提案による。</p> <p style="text-align: center;">場内監視システムの設計諸元（参考）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ITV 設置箇所数</td> <td>不可視部分が生じない数とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 施工時の技術的要件 I T Vカメラの基礎が門扉・囲障の基礎等と干渉しないよう留意する。 照明や太陽の直接光がレンズに入らないよう、位置と角度に留意する。</p>	項目	諸元	ITV 設置箇所数	不可視部分が生じない数とする。	<p style="text-align: center;">場内監視システムの設計諸元</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ITV 設置箇所数</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	諸元	ITV 設置箇所数																											
項目	諸元																																			
ITV 設置箇所数	不可視部分が生じない数とする。																																			
項目	諸元																																			
ITV 設置箇所数																																				
2. 4. 16 場内道路・管理道路工事	<p>(1) 機能と目的 本施設には、町道備中沢線から埋立地までの搬入道路、埋立地内部の場内道路、施設を管理する管理道路を有する。なお、搬入道路については、別途県が整備することとしており、本事業には含まれない。【添付資料5、13】参照</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件 ア 搬入道路のルートを中心に考慮し、場内道路及び管理道路の線形、幅員、舗装構成等を決定する。 イ 計量待搬入車両等が、公道に停滞しない計画とする。 ウ 搬入車両等の安全を考慮し、適切な位置に標識、カーブミラー、照明等を設置する。 エ 搬入車両、管理用車両、来場者車両（大型バス）等の規格及び交通量を十分に考慮し、各道路のルート、線形、幅員、舗装構成等を決定する。舗装構成は、CBR試験を行い、経済性を考慮して決定する。 オ 場内道路及び管理道路の縦断勾配は、12%以下とする。 カ 縦断勾配は、搬入車両等が滑らないよう必要に応じて滑り止めの処理を行う。 キ 場内道路及び管理道路は、埋立容量の確保に配慮し、必要最小限の規模にする。 ク 場内道路は、下部に設置される遮水工への影響を極力少なくするため十分に隔離を取る。</p> <p>(3) 設計諸元 以下に示す設計諸元を基本とするが、実施設計時の技術的要件を達成した上で構造等の詳細は提案による。</p> <p style="text-align: center;">場内道路・管理道路の設計諸元（参考）【添付資料5】参照</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 50%;">諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">場内道路</td> <td>車線</td> <td>2車線</td> </tr> <tr> <td>全体幅員</td> <td>7.0m（車道：5.5m）</td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td>コンクリート舗装</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">管理道路</td> <td>車線</td> <td>1車線</td> </tr> <tr> <td>全体幅員</td> <td>4.0m（車道：3.0m）</td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td>アスファルト舗装</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 施工時の技術的要件 舗装に先立ち、路床条件が同一と考えられる区間ごとに現場CBR試験を行う。</p>	項目	項目	諸元	場内道路	車線	2車線	全体幅員	7.0m（車道：5.5m）	舗装	コンクリート舗装	管理道路	車線	1車線	全体幅員	4.0m（車道：3.0m）	舗装	アスファルト舗装	<p style="text-align: center;">場内道路・管理道路の設計諸元</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 50%;">諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">場内道路</td> <td>車線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全体幅員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">管理道路</td> <td>車線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全体幅員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目	諸元	場内道路	車線		全体幅員		舗装		管理道路	車線		全体幅員		舗装	
項目	項目	諸元																																		
場内道路	車線	2車線																																		
	全体幅員	7.0m（車道：5.5m）																																		
	舗装	コンクリート舗装																																		
管理道路	車線	1車線																																		
	全体幅員	4.0m（車道：3.0m）																																		
	舗装	アスファルト舗装																																		
項目	項目	諸元																																		
場内道路	車線																																			
	全体幅員																																			
	舗装																																			
管理道路	車線																																			
	全体幅員																																			
	舗装																																			

2. 4. 17 立札・門扉・囲障設備工事	要求水準書の内容	計画内容																
2. 4. 18 防火設備工事	<p>(1) 機能と目的                      第三者がみだりに本施設へ立ち入ることを防止し、安全な運営管理を行うため、囲障設備を本施設の周囲に設置する。範囲については、県と協議する。                      立札は、その場所が本施設であることを明示するために設置が義務づけられているものである。                      なお、本施設は、クローズド型であるため飛散防止機能は求めない。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件                      ア 景観に配慮した門扉、囲障設備とする。                      イ 基準省令に基づく、本施設であることを明示するための立札を設置する。                      ウ 風荷重などによる転倒がないよう、安全な構造であること。なお、支持力・滑動・転倒に対する安全性は、構造計算等により確認する。                      エ 門扉には、外部からの侵入を防止するため、施錠を施す。                      オ 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠及び色彩とする。                      カ 凍結した場合でも門扉の開閉が可能な構造設計とする。                      キ 腐食を考慮した材質とする。</p> <p>(3) 設計諸元                      以下に示す設計諸元を基本とするが、実施設計時の技術的要件を達成した上で構造等の詳細は提案による。</p> <p style="text-align: center;"><b>立札・門扉・囲障設備の設計諸元（参考）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>門扉</td> <td>両開き門扉 (H=1.8m以上, W=6.0m以上) (搬入道路入り口に設置)</td> </tr> <tr> <td>囲障</td> <td>ネットフェンス (H=1.8m以上)</td> </tr> <tr> <td>立札</td> <td>基準省令 第1条第1項第2号、第2条第1項第1号</td> </tr> </tbody> </table>	項目	諸元	門扉	両開き門扉 (H=1.8m以上, W=6.0m以上) (搬入道路入り口に設置)	囲障	ネットフェンス (H=1.8m以上)	立札	基準省令 第1条第1項第2号、第2条第1項第1号	<p style="text-align: center;"><b>立札・門扉・囲障設備の設計諸元</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>門扉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>囲障</td> <td></td> </tr> <tr> <td>立札</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	諸元	門扉		囲障		立札	
項目	諸元																	
門扉	両開き門扉 (H=1.8m以上, W=6.0m以上) (搬入道路入り口に設置)																	
囲障	ネットフェンス (H=1.8m以上)																	
立札	基準省令 第1条第1項第2号、第2条第1項第1号																	
項目	諸元																	
門扉																		
囲障																		
立札																		
<p>(1) 機能と目的                      火災時の消防用水として防火水槽等を設置する。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件                      ア 消防署と協議の上、適切な位置に消防用水を設置する。                      イ 防火設備の使用水は、雨水を利用することを基本とする。雨水のない場合には、地下水又は上水から供給する。                      ウ 貯水量は、常時40m<sup>3</sup>以上とする。                      エ 取水点は、消防自動車容易に配置し、取水できる場所とする。なお、水利点と地表面の高さは0.5m以下とする。                      オ 安全対策及び保守点検のため、吸管投入孔の開口部から作業員が容易に水槽底に降りられるようタラップを設置する。                      カ 構造、材質、強度等の要領事項については、総務省消防庁「防火水槽の規格」に合致したものとする。                      キ 二次製品の防火水槽は、一般財団法人日本消防設備安全センターの認定を受けたものとする。</p> <p>(3) 設計諸元                      以下に示す設計諸元を基本とするが、実施設計時の技術的要件を達成した上で構造等の詳細は提案による。</p> <p style="text-align: center;"><b>防火設備の設計諸元（参考）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 10%;">設置箇所数</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">防火水槽</td> <td>設置箇所数</td> <td>消防署と協議により設定</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>40m<sup>3</sup>以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設置箇所数	諸元	防火水槽	設置箇所数	消防署と協議により設定	容量	40m <sup>3</sup> 以上	<p style="text-align: center;"><b>防火設備の設計諸元</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 10%;">設置箇所数</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">防火水槽</td> <td>設置箇所数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設置箇所数	諸元	防火水槽	設置箇所数		容量		
項目	設置箇所数	諸元																
防火水槽	設置箇所数	消防署と協議により設定																
	容量	40m <sup>3</sup> 以上																
項目	設置箇所数	諸元																
防火水槽	設置箇所数																	
	容量																	

2. 4. 19 植栽工事	要求水準書の内容	計画内容								
	<p>(1) 機能と目的 開発行為により損失する森林機能を回復し、周辺環境の保全や地域と調和した施設とするため必要に応じて植栽する。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件 ア 森林法第10条の2の規定に基づく森林率（概ね25%以上）を確保する。 イ 早期に森林機能の回復が図られるよう、必要に応じて表土の復元、客土等の措置を講じる。 ウ 樹種・樹高等を記載した植栽配置計画書を作成し、県に提出する。</p> <p>(3) 設計諸元 以下に示す設計諸元を基本とするが、実施設計時の技術的要件を達成した上で詳細は提案による。</p> <p style="text-align: center;">植栽の設計諸元（参考）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残置森林及び造成森林面積</td> <td>森林率 25%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 施工時の技術的要件 植栽工は、適期とされる時期に施工する。</p>	項目	諸元	残置森林及び造成森林面積	森林率 25%以上	<p style="text-align: center;">植栽の設計諸元（参考）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残置森林及び造成森林面積</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	諸元	残置森林及び造成森林面積	
項目	諸元									
残置森林及び造成森林面積	森林率 25%以上									
項目	諸元									
残置森林及び造成森林面積										

2. 5 完工確認	完工確認（参考）					完工確認（参考）																																																																																																																						
<p>事業者は、本施設完成後、県の完工確認を受けること。 事業者は、工事着手前に確認項目、確認内容、確認方法、評価基準等を記載した完工確認要領書を作成し、県の承認を得ること。確認の結果、所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、事業者の責任において速やかに改善す なお、浸出水処理施設の処理水の品質については、完成時には原水水质が計画水质と著しく異なり、性能試験の実施ができない場合等が考えられるため、原則として、工場検査等の検査結果及び性能指針に準拠する方法により確認する。また、施設供用後、浸出水原水水质が計画原水水质と同程度となった段階で、性能試験を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">完工確認（参考）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>確認項目</th> <th>確認内容</th> <th>確認方法</th> <th>評価基準</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>埋立容量</td> <td>埋立容量の確保</td> <td>測量検査</td> <td>所定の埋立容量が確保されていること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>貯留構造物</td> <td>形状 クラック、段差</td> <td>測量検査 目視検査</td> <td>国、県等の品質基準書による 確認されないこと</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">3</td> <td rowspan="7">遮水工</td> <td>遮水シート品質</td> <td>書類検査</td> <td>提案内容との整合</td> <td>室内検査を実施する</td> </tr> <tr> <td>遮水シート接合部（重ね幅）</td> <td>書類検査</td> <td>40mm 以上</td> <td>施工検査を実施する</td> </tr> <tr> <td>遮水シート接合部（接合性）</td> <td>書類検査</td> <td>全数の接合が確認されること</td> <td>施工検査を実施する</td> </tr> <tr> <td>保護マット品質</td> <td>書類検査</td> <td>提案内容との整合</td> <td>室内検査を実施する</td> </tr> <tr> <td>保護マット接合部（重ね幅）</td> <td>書類検査</td> <td>10cm 以上</td> <td>施工検査を実施する</td> </tr> <tr> <td>シート以外の遮水層品質</td> <td>書類検査</td> <td>提案内容との整合</td> <td>施工検査を実施する</td> </tr> <tr> <td>基盤との離反</td> <td>手・足で押さえ確認する</td> <td>著しい空隙・軟弱基盤が確認されないこと</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>浸出水集排水施設</td> <td>透水（廃止後の排水機能含む）</td> <td>透水検査</td> <td>透水が確認されること</td> <td>施工検査を実施する</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>埋立ガス抜き施設</td> <td>ガス流通</td> <td>目視検査</td> <td>傾き、目詰まり等が確認されないこと</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td rowspan="2">被覆施設 管理棟</td> <td>建物（屋根、壁等）</td> <td>目視検査 書類検査</td> <td>国、県等の品質基準書による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他設備</td> <td>動作確認</td> <td>安定稼働の確認</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7</td> <td rowspan="2">浸出水処理施設</td> <td>浸出水の導水</td> <td>ポンプ等導水設備の稼働</td> <td>所定の導水能力が確認されること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地理能力</td> <td>試運転</td> <td>安定稼働の確認</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8</td> <td rowspan="2">浸出水調整槽</td> <td>騒音・振動</td> <td>試運転</td> <td>環境保全対策を満足すること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>形状</td> <td>測量検査</td> <td>所定の容量が確保されていること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>計量設備</td> <td>貯留能力</td> <td>水量検査</td> <td>漏水のないこと</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>その他</td> <td>秤量精度</td> <td></td> <td>正しく計量できること 原則として、書類検査による</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					番号	確認項目	確認内容	確認方法	評価基準	備 考	1	埋立容量	埋立容量の確保	測量検査	所定の埋立容量が確保されていること		2	貯留構造物	形状 クラック、段差	測量検査 目視検査	国、県等の品質基準書による 確認されないこと		3	遮水工	遮水シート品質	書類検査	提案内容との整合	室内検査を実施する	遮水シート接合部（重ね幅）	書類検査	40mm 以上	施工検査を実施する	遮水シート接合部（接合性）	書類検査	全数の接合が確認されること	施工検査を実施する	保護マット品質	書類検査	提案内容との整合	室内検査を実施する	保護マット接合部（重ね幅）	書類検査	10cm 以上	施工検査を実施する	シート以外の遮水層品質	書類検査	提案内容との整合	施工検査を実施する	基盤との離反	手・足で押さえ確認する	著しい空隙・軟弱基盤が確認されないこと		4	浸出水集排水施設	透水（廃止後の排水機能含む）	透水検査	透水が確認されること	施工検査を実施する	5	埋立ガス抜き施設	ガス流通	目視検査	傾き、目詰まり等が確認されないこと		6	被覆施設 管理棟	建物（屋根、壁等）	目視検査 書類検査	国、県等の品質基準書による		その他設備	動作確認	安定稼働の確認		7	浸出水処理施設	浸出水の導水	ポンプ等導水設備の稼働	所定の導水能力が確認されること		地理能力	試運転	安定稼働の確認		8	浸出水調整槽	騒音・振動	試運転	環境保全対策を満足すること		形状	測量検査	所定の容量が確保されていること		9	計量設備	貯留能力	水量検査	漏水のないこと		10	その他	秤量精度		正しく計量できること 原則として、書類検査による		<p style="text-align: center;">完工確認（参考）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>確認項目</th> <th>確認内容</th> <th>確認方法</th> <th>評価基準</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					番号	確認項目	確認内容	確認方法	評価基準	備 考						
番号	確認項目	確認内容	確認方法	評価基準	備 考																																																																																																																							
1	埋立容量	埋立容量の確保	測量検査	所定の埋立容量が確保されていること																																																																																																																								
2	貯留構造物	形状 クラック、段差	測量検査 目視検査	国、県等の品質基準書による 確認されないこと																																																																																																																								
3	遮水工	遮水シート品質	書類検査	提案内容との整合	室内検査を実施する																																																																																																																							
		遮水シート接合部（重ね幅）	書類検査	40mm 以上	施工検査を実施する																																																																																																																							
		遮水シート接合部（接合性）	書類検査	全数の接合が確認されること	施工検査を実施する																																																																																																																							
		保護マット品質	書類検査	提案内容との整合	室内検査を実施する																																																																																																																							
		保護マット接合部（重ね幅）	書類検査	10cm 以上	施工検査を実施する																																																																																																																							
		シート以外の遮水層品質	書類検査	提案内容との整合	施工検査を実施する																																																																																																																							
		基盤との離反	手・足で押さえ確認する	著しい空隙・軟弱基盤が確認されないこと																																																																																																																								
4	浸出水集排水施設	透水（廃止後の排水機能含む）	透水検査	透水が確認されること	施工検査を実施する																																																																																																																							
5	埋立ガス抜き施設	ガス流通	目視検査	傾き、目詰まり等が確認されないこと																																																																																																																								
6	被覆施設 管理棟	建物（屋根、壁等）	目視検査 書類検査	国、県等の品質基準書による																																																																																																																								
		その他設備	動作確認	安定稼働の確認																																																																																																																								
7	浸出水処理施設	浸出水の導水	ポンプ等導水設備の稼働	所定の導水能力が確認されること																																																																																																																								
		地理能力	試運転	安定稼働の確認																																																																																																																								
8	浸出水調整槽	騒音・振動	試運転	環境保全対策を満足すること																																																																																																																								
		形状	測量検査	所定の容量が確保されていること																																																																																																																								
9	計量設備	貯留能力	水量検査	漏水のないこと																																																																																																																								
10	その他	秤量精度		正しく計量できること 原則として、書類検査による																																																																																																																								
番号	確認項目	確認内容	確認方法	評価基準	備 考																																																																																																																							

要求水準書の内容	計画内容
<p><b>2.6 工事監理業務</b></p> <p>事業者は、工事監理の状況を「監理業務報告書（月報）」にて毎月県に定期報告し、県の要請があったときには随時報告を行うこと。</p> <p>事業者は、供用開始後において円滑に業務を実施できるよう、施設作業員及び排出事業者等に対し、施設の稼動に必要な教育指導、事前広報活動など、供用開始日までの間に必要な準備を行う。</p>	
<p><b>2.7 施設の引渡し業務(県への所有権移転業務等)</b></p> <p>「2. 1. 1 3 (3) 県による完工確認」により、県の合格が得られた後、本施設を県に引渡す。</p>	

要求水準書の内容	計画内容																		
<b>第3章 運営・維持管理業務(埋立終了後の管理業務を含む。)に関する要件</b>																			
<b>3.1 基本的事項</b>																			
<b>3.1.4 緊急時対応</b>																			
<p>(1) 事業者は、地震・火災等の災害、機器の故障等の緊急時においては、来場者及び従業員等の安全確保を最優先するとともに、環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑え、二次災害の防止に努める。</p> <p>(2) 事業者は、緊急時における人身の安全確保、本施設の安全な停止、本施設の復旧、県への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、県に提出する。緊急時には緊急対応マニュアルに従った適切な対応を行う。</p> <p>(3) 事業者は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織及び警察、消防、県等への緊急連絡体制を整備し県に提出する。</p> <p>(4) 事業者は、緊急時に、緊急対応マニュアルに基づき、防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に訓練等を行う。</p> <p>(5) 緊急時に対応した場合、事業者は、直ちに対応状況、緊急時の本施設の運転記録等を県に報告する。報告後、速やかに今後の対策等を記した報告書を作成し、県に提出する。</p>																			
<b>3.1.6 リスク管理計画、運営・維持管理マニュアルの作成</b>																			
<p>事業者は、本施設の運営・維持管理について、廃棄物処理法及び関係規程、産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する基準(栃木県)を基本に行う。また、本施設の運営・維持管理に当たり、運営・維持管理マニュアルを作成し、県の確認を得る。なお、多重安全システムの観点から、運営・維持管理マニュアルの作成に当たり、本施設の供用に伴い想定されるリスクとその対策を整理したリスク管理計画を作成し、これに基づいた運営・維持管理マニュアルとする。</p>																			
<p><b>リスク管理計画の構成(参考)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①事前審査管理</td> <td>・検査証明書のチェックの徹底 等</td> </tr> <tr> <td>②運搬リスク管理</td> <td>・積載物の飛散防止 ・運搬車両の運行ルールの設定 ・運転者に対する教育 ・事故対策マニュアルの整備 等</td> </tr> <tr> <td>③搬入リスク管理</td> <td>・搬入管理の徹底 ・放射線測定 ・抜き打ち検査 等</td> </tr> <tr> <td>④埋立リスク管理</td> <td>・展開検査 ・廃棄物を展開しながらの埋立 ・バックアップ機能を備えた連水システム ・シート破損検知・修復システム</td> </tr> <tr> <td>⑤埋立終了後のリスク管理</td> <td>・浸出水処理施設における高度処理の採用 ・浸出水処理施設異常時の再処理 ・処理水質のリアルタイム監視 ・埋立地や浸出水処理施設の日常点検の実施 ・早期安定化対策</td> </tr> <tr> <td>⑥モニタリング</td> <td>・環境モニタリング ・情報公開 ・自然環境保全措置の事後モニタリング ・安全教育</td> </tr> </tbody> </table>	項目	記載内容	①事前審査管理	・検査証明書のチェックの徹底 等	②運搬リスク管理	・積載物の飛散防止 ・運搬車両の運行ルールの設定 ・運転者に対する教育 ・事故対策マニュアルの整備 等	③搬入リスク管理	・搬入管理の徹底 ・放射線測定 ・抜き打ち検査 等	④埋立リスク管理	・展開検査 ・廃棄物を展開しながらの埋立 ・バックアップ機能を備えた連水システム ・シート破損検知・修復システム	⑤埋立終了後のリスク管理	・浸出水処理施設における高度処理の採用 ・浸出水処理施設異常時の再処理 ・処理水質のリアルタイム監視 ・埋立地や浸出水処理施設の日常点検の実施 ・早期安定化対策	⑥モニタリング	・環境モニタリング ・情報公開 ・自然環境保全措置の事後モニタリング ・安全教育	<p><b>リスク管理計画の構成</b></p> <table border="1" style="width: 100%; height: 150px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	記載内容		
項目	記載内容																		
①事前審査管理	・検査証明書のチェックの徹底 等																		
②運搬リスク管理	・積載物の飛散防止 ・運搬車両の運行ルールの設定 ・運転者に対する教育 ・事故対策マニュアルの整備 等																		
③搬入リスク管理	・搬入管理の徹底 ・放射線測定 ・抜き打ち検査 等																		
④埋立リスク管理	・展開検査 ・廃棄物を展開しながらの埋立 ・バックアップ機能を備えた連水システム ・シート破損検知・修復システム																		
⑤埋立終了後のリスク管理	・浸出水処理施設における高度処理の採用 ・浸出水処理施設異常時の再処理 ・処理水質のリアルタイム監視 ・埋立地や浸出水処理施設の日常点検の実施 ・早期安定化対策																		
⑥モニタリング	・環境モニタリング ・情報公開 ・自然環境保全措置の事後モニタリング ・安全教育																		
項目	記載内容																		

要求水準書の内容	計画内容																														
<p style="text-align: center;"><b>運営・維持管理マニュアルの構成（参考）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 70%;">記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①受入管理業務マニュアル ・搬入管理マニュアル</td> <td>・契約時審査計画 ・搬入時管理計画（搬入管理項目、目視検査放射線測定等） ・基準外廃棄物の対応 等</td> </tr> <tr> <td>・運搬管理マニュアル</td> <td>・搬入車両計画 ・運行管理計画 ・事故対策 ・運転者教育 等</td> </tr> <tr> <td>②埋立管理マニュアル</td> <td>・埋立計画 ・展開検査条件 ・遮水管理計画 ・浸出水管理計画 ・作業環境管理計画 ・最終覆土計画 等</td> </tr> <tr> <td>③浸出水処理施設運転管理業務マニュアル</td> <td>・業務実施体制表 ・運転計画 ・運転管理マニュアル ・日報・月報・年報様式 等</td> </tr> <tr> <td>④維持管理業務マニュアル</td> <td>・業務実施体制表 ・調査計画 ・点検・検査計画 ・補修計画 ・更新計画 等</td> </tr> <tr> <td>⑤環境管理業務マニュアル</td> <td>・環境保全基準 ・環境管理計画 ・作業環境保全基準・作業環境保全計画 等</td> </tr> <tr> <td>⑥情報管理業務マニュアル</td> <td>・各種報告書提出要領 ・各種報告書様式 等</td> </tr> <tr> <td>⑦安全衛生管理業務マニュアル</td> <td>・作業環境保全基準・作業環境保全計画 等</td> </tr> <tr> <td>⑧啓発業務マニュアル</td> <td>・啓発業務計画 ・見学者対応要領・体制 等</td> </tr> <tr> <td>⑨その他関連業務</td> <td>・清掃要領 ・防火管理・防災管理要領 ・施設警備防災要領 ・近隣住民対応要領 等</td> </tr> <tr> <td>⑩埋立終了後の管理業務マニュアル</td> <td>・場内環境管理業務計画 ・浸出水処理施設等運転管理業務計画 ・維持管理計画 ・環境管理計画 等</td> </tr> <tr> <td>⑪その他</td> <td>・安全作業マニュアル ・緊急対応マニュアル ・急病人発生時対応マニュアル ・個人情報保護マニュアル ・その他県が指示するもの 等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	記載内容	①受入管理業務マニュアル ・搬入管理マニュアル	・契約時審査計画 ・搬入時管理計画（搬入管理項目、目視検査放射線測定等） ・基準外廃棄物の対応 等	・運搬管理マニュアル	・搬入車両計画 ・運行管理計画 ・事故対策 ・運転者教育 等	②埋立管理マニュアル	・埋立計画 ・展開検査条件 ・遮水管理計画 ・浸出水管理計画 ・作業環境管理計画 ・最終覆土計画 等	③浸出水処理施設運転管理業務マニュアル	・業務実施体制表 ・運転計画 ・運転管理マニュアル ・日報・月報・年報様式 等	④維持管理業務マニュアル	・業務実施体制表 ・調査計画 ・点検・検査計画 ・補修計画 ・更新計画 等	⑤環境管理業務マニュアル	・環境保全基準 ・環境管理計画 ・作業環境保全基準・作業環境保全計画 等	⑥情報管理業務マニュアル	・各種報告書提出要領 ・各種報告書様式 等	⑦安全衛生管理業務マニュアル	・作業環境保全基準・作業環境保全計画 等	⑧啓発業務マニュアル	・啓発業務計画 ・見学者対応要領・体制 等	⑨その他関連業務	・清掃要領 ・防火管理・防災管理要領 ・施設警備防災要領 ・近隣住民対応要領 等	⑩埋立終了後の管理業務マニュアル	・場内環境管理業務計画 ・浸出水処理施設等運転管理業務計画 ・維持管理計画 ・環境管理計画 等	⑪その他	・安全作業マニュアル ・緊急対応マニュアル ・急病人発生時対応マニュアル ・個人情報保護マニュアル ・その他県が指示するもの 等	<p style="text-align: center;"><b>運営・維持管理マニュアルの構成</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 70%;">記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	記載内容		
項目	記載内容																														
①受入管理業務マニュアル ・搬入管理マニュアル	・契約時審査計画 ・搬入時管理計画（搬入管理項目、目視検査放射線測定等） ・基準外廃棄物の対応 等																														
・運搬管理マニュアル	・搬入車両計画 ・運行管理計画 ・事故対策 ・運転者教育 等																														
②埋立管理マニュアル	・埋立計画 ・展開検査条件 ・遮水管理計画 ・浸出水管理計画 ・作業環境管理計画 ・最終覆土計画 等																														
③浸出水処理施設運転管理業務マニュアル	・業務実施体制表 ・運転計画 ・運転管理マニュアル ・日報・月報・年報様式 等																														
④維持管理業務マニュアル	・業務実施体制表 ・調査計画 ・点検・検査計画 ・補修計画 ・更新計画 等																														
⑤環境管理業務マニュアル	・環境保全基準 ・環境管理計画 ・作業環境保全基準・作業環境保全計画 等																														
⑥情報管理業務マニュアル	・各種報告書提出要領 ・各種報告書様式 等																														
⑦安全衛生管理業務マニュアル	・作業環境保全基準・作業環境保全計画 等																														
⑧啓発業務マニュアル	・啓発業務計画 ・見学者対応要領・体制 等																														
⑨その他関連業務	・清掃要領 ・防火管理・防災管理要領 ・施設警備防災要領 ・近隣住民対応要領 等																														
⑩埋立終了後の管理業務マニュアル	・場内環境管理業務計画 ・浸出水処理施設等運転管理業務計画 ・維持管理計画 ・環境管理計画 等																														
⑪その他	・安全作業マニュアル ・緊急対応マニュアル ・急病人発生時対応マニュアル ・個人情報保護マニュアル ・その他県が指示するもの 等																														
項目	記載内容																														
<p><b>3. 1. 7 業務実施計画書の作成</b></p> <p>事業者は、原則、各年度の業務が開始する30日前までに、「3. 4 運営・維持管理に関する要件」に該当する各業務について、当該年度の業務実施計画書を運営・維持管理マニュアルに基づき作成し、県の確認を得る。</p>																															
<p><b>3. 2 運営・維持管理に関する特記事項</b></p> <p>(1) 関係法令等を遵守し、適切な運営・維持管理を行う。                  (2) 定期的な施設管理及び予防保全を実施し、施設が有する機能、性能等を保つ。                  (3) 合理的かつ効率的な事業実施に努める。                  (4) 環境汚染の発生の未然防止に努める。                  (5) 施設の環境を安全かつ快適に保ち、作業員、見学者等の健康被害を未然に防止する。                  (6) 廃棄物の受入作業及び埋立作業並びに施設の運営・維持管理について、作業員への定期的な教育指導を行う。                  (7) 埋立地内を含めた施設全体の美観の保持に努める。                  (8) 現場環境状況に対応した適切な運営・維持管理を行う。                  (9) 県への報告を適切に行う。                  (10) 運営に必要な資格者を確保する。                  (11) 計画的な埋立を行う。                  (12) 埋立作業、重機走行等による遮水シート破損を防止する。                  (13) 廃棄物の取扱いに関しては、マニフェスト等法令を遵守し適切に行う。                  (14) 地下水等の周辺環境への汚染が確認された場合、その拡大を防止する措置をとるとともに、汚染の影響を把握し適切な措置を行う。                  (15) 県が行う見学者対応の支援を行う。                  (16) 受付管理において、搬入物の確認、展開検査の実施による埋立不適物の確認を確実に実施する。                  (17) 適切な防火管理を行う。                  (18) 埋立廃棄物の早期安定化を目指した埋立及び散水を行う。                  (19) 運営・維持管理期間内での埋立完了及び最終覆土を実施する。                  (20) 埋立終了後2年間は、継続して施設の維持管理、浸出水処理及び散水等業務を実施する。</p>																															

要求水準書の内容	計画内容
<p><b>3.4 運営・維持管理に関する要件</b></p>	
<p><b>3.4.1 営業業務</b></p> <p>事業者は、必要な廃棄物処分量を確保するため、適切な人員を配置するとともに、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物排出事業者等に必要な営業活動、宣伝及び広報・PR活動を行う。</p> <p>(1) 処理手数料 処理手数料については、事業者の提案によるものとするが、あらかじめ県の確認を受けること。なお、処理手数料の変更を行う場合についても、あらかじめ県の確認を受けること。</p> <p>(2) 排出事業者との契約等業務 ア 事業者は、廃棄物の受入れに当たり、排出事業者と処理委託契約を締結すること。排出事業者と処理委託契約を締結したときは、県に報告する。 イ 排出事業者との処理委託契約の手順は、運営・維持管理マニュアルを遵守し、受入れ事前審査等を行う。</p>	
<p><b>3.4.2 受付管理業務</b></p>	
<p>事業者は、本書、関係法令及び運営・維持管理マニュアルを遵守し、適切な受付管理業務を行う。</p> <p>(1) 事前審査 事業者は、排出事業者から埋立処分の依頼があった場合には、あらかじめ書類審査を行うとともに、排出事業場に立入検査を行い、廃棄物の排出状況、分析結果等を調査し、受入基準に適合していることを確認する。また、廃棄物を採取し、搬入管理の目視検査用サンプルとして持ち帰る。</p> <p>(2) 搬入管理 ア 事業者は、計量棟において、搬入車両の計量を行うこと。なお、日報、月報、年報として記録し、管理する。また、マニフェストとの整合を確認する。 イ 事業者は、電子マニフェストに対応可能な受付管理とする。 ウ 事業者は、本施設に搬入される廃棄物について、全搬入車両を対象に計量棟にて目視検査及び放射線測定、処分場内にて展開検査を行い、受入基準を満たしているか確認する。 エ 事業者は、本施設に搬入される廃棄物について、必要に応じて抜き取り検査を実施し、分析調査（種類、大きさ、単位体積重量等、受入れ基準に適合しているか）を行う。なお、これらの検査の詳細については、運営・維持管理マニュアルに記載し、それを遵守する。 オ 事業者は、搬入された廃棄物の中から搬入禁止物を発見した場合、搬入者に埋立不適物を返還する。なお、搬入者が帰った後に埋立不適物を発見した場合は、事業者の責任において、返還等適切な対応を行う。 カ 事業者は、廃棄物の受入基準を、県と協議の上、定める。 キ 事業者は、搬入時を除き、常時、搬入扉が閉まっていることを確認する。</p> <p>(3) 案内・指示 ア 事業者は、安全に搬入が行われるように、本施設内において、必要に応じて搬入車両を案内・指示する。 イ 事業者は、搬入車両が県指定の搬入ルート（【添付資料7】参照）を利用するよう指導する。 ウ 事業者は、運転者教育マニュアルを作成し、運転者への教育・指導を徹底する。 エ 事業者は、搬入車両が登校時間を避けた運行を行うよう指導する。 オ 事業者は、搬入車両が一定時間に集中しないよう、受入れ時間を調整する。 カ 事業者は、搬入車両から廃棄物が飛散しないよう、必要な措置を講じるよう指導する。</p> <p>(4) 料金請求に関する事務 事業者は、排出事業者に対して、料金の請求をする。</p> <p>(5) 受付時間 ア 事業者は、廃棄物の搬入が予定されている月曜日～金曜日（年末年始を除く。）において、受付管理を行う（受入可能時間は、県との協議による。）。また、ほかに県が必要と認める日は上記の搬入が予定されている時間以外（土曜日、日曜日等）であっても、県と協議の上、受付管理を行うことができる。 イ 事業者は、受付時間外であっても、受付時間内に待車した搬入車両の受付管理を行う。</p>	

要求水準書の内容	計画内容
<p><b>3.4.3 埋立管理業務</b></p> <p>事業者は、本書及び関係法令及び運営・維持管理マニュアルを遵守し、適切な埋立管理業務を行う。</p> <p>(1) 埋立作業</p> <p>ア 埋立廃棄物の減容に努めるとともに、環境汚染の未然防止、地盤の安定化を十分勘案すること。また、埋立廃棄物の早期安定化に努める。</p> <p>イ 廃棄物の飛散・流出防止、悪臭の発散防止、衛生害虫の発生防止及び火災の発生・延焼防止の対策を目的に、必要に応じ覆土等を施す。</p> <p>ウ 腐敗物を含む廃棄物の埋立処理を行う場合は、埋め立てる廃棄物の一層の厚さは概ね3m以下とし、かつ、一層毎にその表面を土砂で概ね50cm覆うこと。</p> <p>エ 埋立て状況を把握するため、年1回以上埋立地内の測量を実施する。</p> <p>オ 遮水工の損傷に配慮し、重機の走行、遮水シート近辺での埋立て作業に十分注意する。</p> <p>カ 廃棄物を計画的に順序良く埋立てし、埋立て作業場所の最小化に努める。</p> <p>キ 毎年度、埋立計画を作成（業務実施計画書を含む。）し、県に提出する。</p> <p>ク 廃棄物の安定化に当たり、毎年度、安定化計画書（散水計画等）を作成（業務実施計画書を含む。）し、県の確認を得る。</p> <p>ケ 埋立ガス抜き施設において、埋立ガスの温度、流量、組成を定期的（年1回以上）に測定する。</p> <p>(2) 最終覆土作業</p> <p>ア 事業者は、計画する埋立容量に達した後、跡地利用を考慮し厚さ1.0m以上の最終覆土を行う。なお、最終覆土を施工する際には、雨水の浸透を遮断するキャッピングを施し、キャッピングの下部には、給水（散水）設備を設置する。</p> <p>イ 事業者は、最終覆土業務に当たり、最終覆土計画を作成し、県の確認を得る。なお、最終覆土計画は、県により別途検討する跡地利用計画に配慮した計画とする。</p> <p>ウ 事業者は、最終覆土計画に基づき、最終覆土を行う。</p> <p>エ 最終覆土の施工は、12年間の埋立期間にかかわらず、計画する埋立容量に達した後、速やかに行う。</p> <p>オ 最終覆土には、降雨の侵食に対し抵抗が強く、透水性が小さくかつ植生に適した土を用いる。</p> <p>カ ガス抜き施設を設置する。</p>	
<p><b>3.4.4 浸出水処理施設等運転管理業務</b></p> <p>事業者は、本書及び関係法令及び運営・維持管理マニュアルを遵守し、以下のとおり適切な浸出水処理施設運転管理業務を行う。</p> <p>(1) 浸出水処理水質及び公害防止基準を遵守した水質を確保する。</p> <p>(2) 浸出水処理水は、無放流とし、埋立地内に散水用水として供給する。</p> <p>(3) 浸出水処理に伴って発生する塩類は、提案書に従い適切に有効利用を図る。</p> <p>(4) 浸出水原水水質及び処理水水質のモニタリングは、常時モニタリング（pH、EC、塩化物イオン濃度等）を実施する。</p> <p>(5) その他、浸出水原水水質及び処理水水質は、最終処分場基準省令の放流水と同様の測定項目、測定頻度以上とする。</p> <p>(6) 備品、什器、物品、用役を常に安全に保管し、必要の際には、支障なく使用できるよう適切に管理する。</p>	



要求水準書の内容	計画内容						
<p><b>3.4.5 維持管理業務</b></p> <p>事業者は、本書及び関係法令及び運営・維持管理マニュアルを遵守し、適切に維持管理業務を実施すること。</p> <p>(1) <b>備品・什器・物品・用役の調達・管理</b>                      ア 事業者は、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の調達計画を作成（運営・維持管理マニュアルを含む。）し、県に提出する。なお、備品・什器・物品の調達に当たり、「栃木県グリーン調達推進方針」に配慮する。                      イ 事業者は、調達計画に基づき、備品・什器・物品・用役の調達計画書（業務実施計画書を含む。）を毎年度作成し、県に提出する。                      ウ 調達した備品・什器・物品・用役を、常に安全に保管する。</p> <p>(2) <b>点検・検査計画の作成・実施</b>                      ア 事業者は、点検及び検査を、本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように、点検・検査計画を作成（運営・維持管理マニュアルを含む。）し、県に提出する。                      イ 事業者は、点検・検査計画に基づき、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（業務実施計画書を含む。）を毎年度作成し、県に提出する。                      ウ 事業者は、点検・検査を、点検・検査計画及び点検・検査計画書に基づき実施する。</p> <p>(3) <b>補修計画の作成・実施</b>                      ア 事業者は、運営期間を通じた補修計画（運営・維持管理マニュアルを含む。）を作成し、県に提出する。                      イ 運営・維持管理期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、県に提出する。                      ウ 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、補修計画書（業務実施計画書を含む）を毎年度作成し、県に提出する。                      エ 事業者は、補修計画及び補修計画書に基づき、本施設の性能を維持するために、補修を行う。ただし、法令改正や不可抗力によるものは、事業者による補修の対象外とする。                      オ 補修に際しては、補修工事施工計画書を県に提出し、県の確認を得る。                      カ 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は県との協議による年数保管する。                      キ 事業者が行うべき補修の範囲は、下記「補修の範囲（参考）」のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>補修の範囲</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">作業区分</th> <th style="width: 35%;">概 要</th> <th style="width: 50%;">作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">補修工事</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業区分	概 要	作業内容	補修工事		
作業区分	概 要	作業内容					
補修工事							

補修の範囲（参考）

作業区分	概 要	作業内容（例）
事前保全	定期的に点検・検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。）	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
予防保全	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
事後保全	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で見つけた不具合箇所の修理
緊急事故保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

要求水準書の内容	計画内容
<p><b>(4) 施設の保全</b></p> <p>ア 事業者は、土木・建築設備の主要構造部、一般構造部、意匠及び仕上げ、建築電気設備、建築機械設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行う。</p> <p>イ 事業者は、来場者等第三者が立ち入る箇所については、特に、美観や快適性、機能性を損なうことがないよう点検、修理、交換等を計画的に行う。</p> <p>ウ 本施設の保全に係る計画については、調達計画、点検・検査計画、補修計画、更新計画に含める。</p> <p>エ 事業者は、以下の項目について適切な点検・検査・修理等を行うことにより施設の機能を保全する。</p> <p>(ア) 貯留構造物等を定期的に点検し、損傷等が認められる場合には、速やかに必要な措置を講じる。</p> <p>(イ) 遮水工を定期的に点検し、その機能が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講じる。</p> <p>(ウ) 防災調整池を定期的に点検し、損傷等が認められる場合には、速やかに必要な措置を講じる。</p> <p>(エ) 理立てられた産業廃棄物の種類及び数量、本施設の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置については、点検・検査・補修等の記録を作成し、本施設の廃止までの間、保存する。</p> <p>(オ) 囲障等を定期的に点検し、みだりに人が立入できないようにしておく。</p> <p>(カ) 立札等は常に見やすい状態にしておき、表示事項変更の場合、速やかに書換え等必要な措置を講じる。</p> <p>(キ) 雨水集排水施設を定期的に点検し、土砂等が堆積した場合には除去その他の措置を行い、施設の機能を維持する。</p> <p><b>(5) 利用者・見学者の安全確保</b></p> <p>事業者は、本施設の利用者・見学者の安全が確保される体制を整備するとともに、事故等の緊急時に対応可能な体制を整備する。</p> <p><b>(6) 機器更新</b></p> <p>ア 事業者は、運営・維持管理期間内における本施設の基本性能を維持するために、機器の耐用年数を考慮した運営・維持管理期間における機器更新計画を作成（運営・維持管理マニュアルを含む。）し、県に提出する。</p> <p>イ 事業者は、機器更新計画に基づき、機器更新計画書（業務実施計画書を含む。）を毎年度作成し県に提出する。</p> <p>ウ 事業者は、機器更新計画の対象となる機器について、機器更新計画及び機器更新計画書を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、事業者の費用と責任において、機器の更新を行う。ただし、法令改正や不可抗力によるものは、事業者による機器更新の対象外とする。</p> <p>エ 機器更新に当たり、台帳等を整備し、保管する。</p>	

要求水準書の内容	計画内容																													
<p><b>3.4.6 環境管理業務</b></p> <p>事業者は、本書、関係法令、公害防止条件等及び維持管理マニュアルを遵守し、適切な環境管理業務を実施する。</p> <p>(1) 事業者は、公害防止条件、環境保全関係法令を遵守した環境保全基準を定める。</p> <p>(2) 事業者は、運営・維持管理に当たり設定した環境保全基準を遵守する。</p> <p>(3) 法改正等により環境保全基準を新たに設定・変更する場合には、県と協議し、県の承諾を得る。</p> <p>(4) 事業者は、運営期間中、本施設からの騒音、振動、悪臭、排水等による周辺環境に影響を及ぼすことがないように、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境管理計画を作成（運営・維持管理マニュアルを含む。）し、県の確認を得る。なお、本施設稼働中の騒音、振動、悪臭、水質調査は、下表に示す内容に従って実施する。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <caption>測定項目及び頻度</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>測定回数</th> <th>測定場所・項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">水質</td> <td>常時</td> <td>・地下水集水ピット 地下水水質 (pH, EC) ・浸出水処理施設 原水及び処理水水質 (pH, EC)</td> </tr> <tr> <td>1回/月以上</td> <td>・地下水集水ピット 地下水水質 (塩化物イオン濃度) ・浸出水処理施設 原水及び処理水水質 (塩化物イオン濃度)</td> </tr> <tr> <td>4回/年以上</td> <td>・地下水観測井戸 地下水水質 (環境基準項目)</td> </tr> <tr> <td>2回/年以上</td> <td>・浸出水処理施設 原水及び処理水水質 (健康項目、生活環境項目)</td> </tr> <tr> <td>1回/年以上</td> <td>・地下水集水ピット 地下水水質 (環境基準項目)</td> </tr> <tr> <td>騒音・振動</td> <td>1回/年以上</td> <td>・敷地境界 工事騒音・振動</td> </tr> <tr> <td>悪臭</td> <td>1回/年以上</td> <td>・敷地境界 悪臭 (臭気指数)</td> </tr> <tr> <td>動物 (生態系含)</td> <td>—</td> <td>・搬入道路 ロードキル等の発生状況の把握</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※測定内容については、県と協議する。</p> <p>(5) 事業者は、環境管理計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認する。特に、水質モニタリングについては、以下のとおりとする。</p> <p>ア 地下水集排水施設の流末に検水ピットを設置し、pH、EC等を常時監視する。</p> <p>イ モニタリング結果を基準値と比較し、異常がないこと。</p> <p>ウ 地下水観測井戸については、上流側と下流側のモニタリング結果を比較し、下流側の数値が異常値を示していないこと。</p> <p>エ 埋立開始前及び定期的なモニタリングを実施することで、各項目の数値が自然由来か本施設由来かを判断できるようにしておく。</p> <p>オ 地下水の水質の悪化が認められた場合には、速やかにその原因の調査を行い、生活環境の保全上必要な措置を講じる。</p> <p>(6) 事業者は、環境保全基準の遵守状況について、測定後、速やかに県に報告する。</p> <p>(7) 本施設 (被覆施設) 外に悪臭が発散しないよう必要な措置を講じる。</p> <p>(8) ねずみの生育、蚊、はえ等害虫の発生防止のため、薬剤散布等必要な措置を講じる。</p>	項目	測定回数	測定場所・項目	水質	常時	・地下水集水ピット 地下水水質 (pH, EC) ・浸出水処理施設 原水及び処理水水質 (pH, EC)	1回/月以上	・地下水集水ピット 地下水水質 (塩化物イオン濃度) ・浸出水処理施設 原水及び処理水水質 (塩化物イオン濃度)	4回/年以上	・地下水観測井戸 地下水水質 (環境基準項目)	2回/年以上	・浸出水処理施設 原水及び処理水水質 (健康項目、生活環境項目)	1回/年以上	・地下水集水ピット 地下水水質 (環境基準項目)	騒音・振動	1回/年以上	・敷地境界 工事騒音・振動	悪臭	1回/年以上	・敷地境界 悪臭 (臭気指数)	動物 (生態系含)	—	・搬入道路 ロードキル等の発生状況の把握	<table border="1" style="margin: 10px auto;"> <caption>測定項目及び頻度</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>測定回数</th> <th>測定場所・項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※測定内容については、県と協議する。</p>	項目	測定回数	測定場所・項目			
項目	測定回数	測定場所・項目																												
水質	常時	・地下水集水ピット 地下水水質 (pH, EC) ・浸出水処理施設 原水及び処理水水質 (pH, EC)																												
	1回/月以上	・地下水集水ピット 地下水水質 (塩化物イオン濃度) ・浸出水処理施設 原水及び処理水水質 (塩化物イオン濃度)																												
	4回/年以上	・地下水観測井戸 地下水水質 (環境基準項目)																												
	2回/年以上	・浸出水処理施設 原水及び処理水水質 (健康項目、生活環境項目)																												
	1回/年以上	・地下水集水ピット 地下水水質 (環境基準項目)																												
騒音・振動	1回/年以上	・敷地境界 工事騒音・振動																												
悪臭	1回/年以上	・敷地境界 悪臭 (臭気指数)																												
動物 (生態系含)	—	・搬入道路 ロードキル等の発生状況の把握																												
項目	測定回数	測定場所・項目																												

要求水準書の内容	計画内容
<p><b>3.4.7 情報管理業務</b></p> <p>事業者は、本書、関係法令及び運営・維持管理マニュアルを遵守し、適切な情報管理業務を実施する。</p> <p>(1) <b>運転計画の作成</b>                      ア 事業者は、本施設の安全と安定稼働の観点から運転計画を作成し、県に提出する。                      イ 事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成する。                      ウ 事業者は、自らが作成した年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成する。                      エ 作成した年間運転計画及び月間運転計画は、県の確認を得た上で実施する。</p> <p>(2) <b>運転管理記録報告</b>                      ア 事業者は、本施設への種類別搬入量、運転データ、用役データ、運転日誌の内容等を記載した日報、月報、年報等の運転管理に関する報告書を作成し、県に提出する。                      イ 報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの引渡方法を含む。）については、県と協議の上、決定する。                      ウ 運転記録に関するデータを法令等で定める年数又は県との協議による年数、保管する。</p> <p>(3) <b>業務報告</b>                      ア 事業者は、年度毎に作成した業務実施計画書に基づき、各種業務の実施結果を記載した業務報告書を作成し、県に提出する。                      イ 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの引渡方法を含む。）については、県と協議の上、決定する。                      ウ 各種業務に関するデータを法令等で定める年数又は県との協議による年数、保管する。</p> <p>(4) <b>財務状況の報告</b>                      ア 事業者は、その定時株主総会の会日から14日以内に、次の掲げる計算書類等を県に提出する。なお、事業者の決算期は、毎年3月31日とする。                      (ア) 当該定時株主総会に係る事業年度における公認会計士又は監査法人による監査済みの会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項に定める計算書類及び附属明細書                      (イ) 上記（ア）に係る監査報告書の写し                      (ウ) 当該事業年度におけるキャッシュフロー計算書                      (エ) その他、県が合理的に要求する書類                      イ 上半期に係る計算書類を毎年11月30日までに県に提出する。なお、当該計算書類は、上記ア（ア）に準ずるものとするが、監査役による監査も可能とする。</p> <p>(5) <b>施設情報管理</b>                      ア 事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を運営・維持管理期間にわたり適切に管理する。                      イ 事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更し、県に提出する。                      ウ 本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については、県と協議の上、決定する。</p> <p>(6) <b>その他管理記録報告</b>                      ア 事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目又は事業者が自主的に管理記録する項目で、県が要望するその他の管理記録について、その管理記録報告書を作成する。                      イ 報告書の詳細な内容については、県と協議の上決定する。                      ウ 県が要望する管理記録について、県との協議による年数、保管する。</p> <p>(7) <b>本施設の運営状況に関する情報の公表</b>                      ア 事業者は、本施設の運営状況に関する情報について、廃棄物処理法第15条の2の3第2項に基づき、公表する。なお、公表に当たっては、県の確認を得ること。                      イ 公表方法内容については、県の指示に従うこと。                      ウ 本施設の各種情報を県ホームページ上で随時更新を行うため、事業者は、必要な情報を県に提供する。                      エ 地域住民に対し、ケーブルテレビによる理立情報を提供する。                      オ 住民による監視システム（適正に運営されているかを住民が監視するための仕組み）への協力をする。詳細は、県との協議による。</p> <p>(8) <b>運転管理マニュアルの作成</b>                      ア 事業者は、本施設の運転操作に関して、運転管理上の目安として管理値を設定するとともに、操作手順、方法等を記載した運転管理マニュアルを作成し、県に提出する。                      イ 事業者は、作成した運転管理マニュアルに基づき運転を実施する。                      ウ 事業者は、本施設の運転計画や運転状況等に応じて、策定した運転管理マニュアルを随時改善する。</p>	

要求水準書の内容	計画内容
<p><b>3.4.8 安全衛生管理業務</b></p> <p>事業者は、本書、関係法令及び運営・維持管理マニュアルを遵守し、適切な安全衛生管理業務を実施する。</p> <p><b>安全衛生管理計画書の作成・実施</b></p> <p>本施設における埋立作業は、被覆施設内での作業となることから、被覆施設内部の温度管理や埋立ガス対策等に留意する。</p> <p>(1) 事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等を遵守した安全衛生管理計画を作成（運営・維持管理マニュアルを含む。）し、県に提出する。</p> <p>(2) 事業者は、運営に当たり、安全衛生管理計画を遵守する。</p> <p>(3) 法改正等により、安全衛生管理計画を新たに設定・変更する場合には、県と協議し、県の確認を得る。</p> <p>(4) 事業者は、運営・維持管理期間中、安全衛生管理計画の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた安全衛生管理計画書を毎年度作成し、県に提出する。</p> <p>(5) 事業者は、安全衛生管理計画及び安全衛生管理計画書に基づき、遵守状況を確認する。</p>	
<p><b>3.4.9 啓発業務</b></p> <p>事業者は、本書、関係法令及び運営・維持管理マニュアルを遵守し、適切な啓発業務を実施する。</p> <p><b>(1) 啓発業務計画の作成・実施</b></p> <p>ア 事業者は、運営・維持管理期間を通じた啓発業務計画（運営・維持管理マニュアルを含む。）を作成し、県に提出する。</p> <p>イ 運営・維持管理期間を通じた啓発業務計画は、前年度の利用状況等を踏まえ、毎年度見直し、県に提出する。</p> <p>ウ 事業者は、啓発業務に必要となる調度品（研修室の机や椅子等）を計画・リスト化し、県に提示する。また、啓発業務に必要となる調度品及び備品を、運営・維持管理期間中にわたり用意すること。</p> <p>エ 事業者は、利用状況等を踏まえ、啓発業務計画書（業務実施計画書を含む。）を毎年度作成し、県に提出するとともに、それに基づき啓発業務を実施する。</p> <p><b>(2) 見学者対応支援</b></p> <p>ア 事業者は、県が見学者の受付及び本施設の説明等を行うに当たり、本施設の稼働状況及び環境保全状況等の説明に協力する。</p> <p>イ 事業者は、説明用パンフレット（一般用、小学生用）を配布できるように作成・確保する。なお、建設時に作成した説明用パンフレットが残っている場合は、これを利用することを可とする。また、説明用パンフレットの内容については、運営・維持管理期間中、必要に応じて更新し、県の確認を得るとともに、電子データを県に提出する。</p>	

要求水準書の内容	計画内容																																																
<b>3.4.10 その他関連業務</b>																																																	
<p>事業者は、本書、関係法令及び運営・維持管理マニュアルを遵守し適切に関連業務を実施する。</p> <p>(1) 清掃                      ア 事業者は、本施設の清掃計画（運営・維持管理マニュアルを含む。）を作成し、県に提出する。                      イ 事業者は、本施設内を常に清掃し清潔に保つ。                      ウ 清掃計画には、日常清掃の他、定期清掃を含む。                      エ 清掃時に臭気が外部に漏洩しないように作業管理に十分な配慮を行う。</p> <p>(2) 植栽管理                      ア 事業者は、本施設の植栽について、植栽管理計画（運営・維持管理マニュアルを含む。）を作成し、県に提出する。                      イ 事業者は、剪定・薬剤散布・水撒き等を行い、本施設内の植栽を適切に管理する。</p> <p>(3) 防火管理                      ア 事業者は、本施設の防火管理について、防火管理計画（運営・維持管理マニュアルを含む。）を作成し、県に提出する。                      イ 事業者は消防法（昭和23年法律第186号）等関係法令に基づき、本施設の防火上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備する。                      ウ 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、県と協議の上、本施設の改善を行う。</p> <p>(4) 保安                      ア 事業者は、本施設の保安について、保安計画（運営・維持管理マニュアルを含む。）を作成し、県に提出する。                      イ 事業者は、本施設の保安体制（施設警備・防犯体制）を整備する。                      ウ 事業者は、本施設の警備を実施し、第三者の安全を確保する。                      エ 事業者は、本施設内への廃棄物の不法投棄が行われないように、適切に監視する。なお、不法投棄があった場合は、県に速やかに報告し、事業者が適切に対応（本施設での処理等）する。</p> <p>(5) 近隣住民対応                      ア 事業者は、常に適切な管理運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ることに努める。                      イ 本施設の運営に関して、住民等から意見等を得た場合は、初期対応を、誠意を持って対応し、速やかに県に報告する。</p>																																																	
<b>3.4.11 埋立終了後の管理業務</b>																																																	
<p>事業者は、12年間の埋立終了後、2年間の廃止に資する施設の運転及び維持管理を行う。埋立終了後の管理業務の要件を以下に示す。</p> <p>(1) 場内環境管理業務                      ア 事業者は、最終覆土の設置終了後も廃棄物の安定化の促進のため散水等を行う。                      イ 事業者は、場内環境管理業務に当たり、場内環境管理業務計画を作成し、県の確認を得る。                      ウ 事業者は、場内環境管理業務計画に基づき、場内環境管理業務計画書を毎年度作成し、県に提出する。                      エ 本施設（埋立地内）の作業に当たっては、「3.4.8 安全衛生管理業務」に準拠する。</p> <p>(2) 浸出水処理施設等運転管理業務                      ア 事業者は、埋立終了後も継続して浸出水処理施設等運転管理業務を行う。                      イ 浸出水処理施設等運転管理業務の実施に当たっては、「3.4.4 浸出水処理施設等運転管理業務」に準拠する。                      ウ 管理期間が終了するまでに、「エ 浸出水原水水質」が計画目標水質になるよう努めることとし、設計段階から管理する。                      エ 浸出水原水水質</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">水質項目</th> <th>計画目標水質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>pH</td> <td>—</td> <td>6.5～8.5</td> </tr> <tr> <td>BOD</td> <td>mg/l</td> <td>20 以下</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>mg/l</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>pg-TEQ/l</td> <td>1 以下</td> </tr> <tr> <td>有害物質</td> <td>—</td> <td>環境基準値以下</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン</td> <td>mg/l</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>カルシウムイオン</td> <td>mg/l</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">水質項目</th> <th>計画目標水質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>pH</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>BOD</td> <td>mg/l</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>mg/l</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>pg-TEQ/l</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有害物質</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン</td> <td>mg/l</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カルシウムイオン</td> <td>mg/l</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水質項目		計画目標水質	pH	—	6.5～8.5	BOD	mg/l	20 以下	SS	mg/l	10 以下	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1 以下	有害物質	—	環境基準値以下	塩化物イオン	mg/l	200	カルシウムイオン	mg/l	100	水質項目		計画目標水質	pH	—		BOD	mg/l		SS	mg/l		ダイオキシン類	pg-TEQ/l		有害物質	—		塩化物イオン	mg/l		カルシウムイオン	mg/l	
水質項目		計画目標水質																																															
pH	—	6.5～8.5																																															
BOD	mg/l	20 以下																																															
SS	mg/l	10 以下																																															
ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1 以下																																															
有害物質	—	環境基準値以下																																															
塩化物イオン	mg/l	200																																															
カルシウムイオン	mg/l	100																																															
水質項目		計画目標水質																																															
pH	—																																																
BOD	mg/l																																																
SS	mg/l																																																
ダイオキシン類	pg-TEQ/l																																																
有害物質	—																																																
塩化物イオン	mg/l																																																
カルシウムイオン	mg/l																																																
<p>※その他の項目は、基準省令及び水質汚濁防止法等に示された排水基準値以下</p>																																																	

要求水準書の内容	計画内容
<p>オ 事業者は、浸出水処理施設等運転管理業務計画に基づき、浸出水処理施設等運転管理業務計画書を毎年度作成し、県に提出する。</p> <p>(3) <b>維持管理業務</b>                      事業者は、埋立終了後2年間は継続して本施設の維持管理業務を行う。                      維持管理業務の実施に当たっては、「3.4.5 維持管理業務」に準拠する。</p> <p>(4) <b>環境管理業務</b>                      事業者は、埋立終了後2年間は継続して本施設の環境管理業務を行う。                      環境管理業務の実施に当たっては、「3.4.6 環境管理業務」に準拠する。</p> <p>(5) <b>その他関連業務</b>                      事業者は、埋立終了後2年間は継続して以下の業務を行う。</p> <p>ア 清掃                      「3.4.10 その他関連業務」の「(1) 清掃」に準拠する。</p> <p>イ 植栽管理                      「3.4.10 その他関連業務」の「(2) 植栽管理」に準拠する。</p> <p>ウ 防火管理                      「3.4.10 その他関連業務」の「(3) 防火管理」に準拠する。</p> <p>エ 保安                      「3.4.10 その他関連業務」の「(4) 保安」に準拠する。</p> <p>オ 近隣住民対応                      「3.4.10 その他関連業務」の「(5) 近隣住民対応」に準拠する。</p> <p>カ その他                      その他、必要な事項。</p>	

要求水準書の内容	計画内容														
<b>第4章 不法投棄物撤去業務に関する要件</b>															
<b>4.3 基本的事項</b>															
<b>4.3.1 事前調査</b>															
<p>事業契約成立後、事業者は、「平成12年度詳細調査」を参考に、実施設計に資する現地の地質調査・測量等を実施する。なお、事前に実施内容を県へ報告し、承諾を得る。</p> <p>事業者は、この事前調査結果を基に実施設計を行うものとするが、あらかじめ不法投棄物等の撤去範囲・量を特定し、県に報告する。県は、報告内容を基に撤去範囲・量を決定し、事業者に指示する。事業者は、県の指示に基づき実施設計を行う。</p>															
<b>4.4 施工に関する特記事項</b>															
<p>特段記載の無い項目については、「2.3 施工に関する特記事項」に準ずる。</p> <p>(1) 不法投棄物撤去業務により発生する粉じん、濁水、騒音、振動、交通障害等による地域住民との摩擦、トラブル等を防止するため、綿密な施工計画の検討を行う。特に、工事中の濁水等により周辺環境に重大な影響を及ぼさないよう濁水処理施設及び汚濁防止フェンス等を設置する。</p> <p>(2) 施工箇所へは、「県道那須・黒羽・茂木線」を利用する。</p> <p>(3) 工事用車両の待機は、原則、工事区域内で行い、周辺道路に駐停車しない。</p> <p>(4) 工事実施前、工事実施中、工事実施後に環境モニタリングを実施する。なお、環境モニタリングの測定内容は下表に示す内容を基本とし、測定項目・測定箇所・頻度等については提案とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p><b>環境モニタリングの測定内容</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>測定項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気質</td> <td>粉じん、有害ガス等</td> </tr> <tr> <td>水質</td> <td>下流河川水質等</td> </tr> <tr> <td>騒音・振動</td> <td>工事騒音・振動（主として運搬による道路交通騒音・振動）</td> </tr> <tr> <td>悪臭</td> <td>撤去工事・運搬に伴う臭気等</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(5) 汚染による周辺環境への影響を把握するため、不法投棄地の最下流部で地下水のpH、EC等の常時監視を行うとともに定期的に下流河川水及び河川底質の調査を実施する。</p>	項 目	測定項目	大気質	粉じん、有害ガス等	水質	下流河川水質等	騒音・振動	工事騒音・振動（主として運搬による道路交通騒音・振動）	悪臭	撤去工事・運搬に伴う臭気等	<div style="text-align: center;"> <p><b>環境モニタリングの測定内容</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>測定項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> </div>	項 目	測定項目		
項 目	測定項目														
大気質	粉じん、有害ガス等														
水質	下流河川水質等														
騒音・振動	工事騒音・振動（主として運搬による道路交通騒音・振動）														
悪臭	撤去工事・運搬に伴う臭気等														
項 目	測定項目														



要求水準書の内容	計画内容																																																				
4.5 不法投棄物撤去工事に関する技術的要件																																																					
4.5.1 汚染拡散防止対策工事業務																																																					
<p>(1) 目的と機能 不法投棄物撤去工事に先立ち、工事による周辺環境への汚染拡散を防止するための汚染拡散防止対策工事を実施する。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件 ア 実施設計に先立ち、事前調査を実施し、不法投棄物の撤去範囲・量を特定する。 イ 調査時及び調査完了時点で、さらに調査範囲、項目等の追加が必要となった場合、追加調査計画等、必要書類を県に提出し、県の指示に基づき実施する。 ウ 調査範囲の拡張、項目の追加に係る費用負担は、県負担とする。 エ 実施設計においては、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」のほか、地下水環境基準、土壌の汚染に係る環境基準等に準拠する。 オ 汚染拡散防止対策工法及び範囲は、事前調査を基に計画し、県の指示を受ける。事業者は、県の指示に基づき実施設計図書を作成し、県の決定を受ける。なお、「4.2.3 撤去量」に示す撤去量及び「4.2.4 対象範囲」に示す範囲を超えることによる費用負担は、県負担とする。 カ 県が決定した実施設計に起因する汚染拡散が発生した場合には、その処理方法について県の指示を受ける。なお、費用負担は、県負担とする。 キ 拡散防止対策工事後に新たな不法投棄物が見つかった場合には、県の指示に基づき追加工事を行う。追加工事に係る費用負担は、県負担とする。 ク 汚染拡散防止対策工事を実施するに当たり、場内整備を行うとともに、施工に伴う濁水の流出を防止するため、雨水調整池を整備する。 ケ 不法投棄地内の不法投棄物に触れた浸出水が、地下水として外部に流出することを防止するため、また、周辺の山林から雨水と同様に地下水の流入を防止するため、不法投棄地周囲に鉛直遮水工を設置する。 コ 雨水を不法投棄物に触れる前に場外に排水するため、不法投棄地の表面を遮水工で覆うとともに、周囲に雨水排水施設を整備する。 サ 雨水の浸透を防止し、浸出水量の削減とともに、汚染拡散リスクの低減を図る。 シ 不法投棄地内の浸出水を取水するため、上流部に浸出水貯留槽、投棄物埋設範囲に取水工を設ける。なお、浸出水貯留槽には、浸出水をろ過する機能を付ける。</p> <p>(3) 設計諸元 以下に示す設計諸元を基本とするが、実施設計時の技術的要件を達成した上で構造等の詳細は提案による。</p> <p style="text-align: center;">汚染拡散防止対策工事の設計諸元（参考）【添付資料5】参照</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染拡散防止対策</td> <td>鉛直遮水工 鋼矢板 L=3.0m</td> </tr> <tr> <td>雨水排水工</td> <td>W=600mm、H=600mm</td> </tr> <tr> <td>雨水調整池</td> <td>110m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>浸出水貯留槽</td> <td>50m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>表面遮水工</td> <td>8,000m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 完工確認 実施設計に基づく汚染拡散防止対策工事が完了した時点において、県の確認を受けること。</p> <p style="text-align: center;">完工確認（参考）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>確認項目</th> <th>確認内容</th> <th>確認方法</th> <th>評価基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 鉛直遮水工</td> <td>施工範囲</td> <td>測量検査</td> <td>所定の範囲に施工されていること</td> <td rowspan="2">施工検査を実施する</td> </tr> <tr> <td>施工深度</td> <td>書類検査</td> <td>所定の深度に到達していること</td> </tr> <tr> <td>2 その他</td> <td></td> <td></td> <td>原則として、書類検査による</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	諸元	汚染拡散防止対策	鉛直遮水工 鋼矢板 L=3.0m	雨水排水工	W=600mm、H=600mm	雨水調整池	110m <sup>3</sup>	浸出水貯留槽	50m <sup>3</sup>	表面遮水工	8,000m <sup>2</sup>	確認項目	確認内容	確認方法	評価基準	備考	1 鉛直遮水工	施工範囲	測量検査	所定の範囲に施工されていること	施工検査を実施する	施工深度	書類検査	所定の深度に到達していること	2 その他			原則として、書類検査による		<p style="text-align: center;">汚染拡散防止対策工事の設計諸元</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染拡散防止対策</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雨水排水工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雨水調整池</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浸出水貯留槽</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表面遮水工</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">完工確認（参考）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>確認項目</th> <th>確認内容</th> <th>確認方法</th> <th>評価基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	諸元	汚染拡散防止対策		雨水排水工		雨水調整池		浸出水貯留槽		表面遮水工		確認項目	確認内容	確認方法	評価基準	備考					
項目	諸元																																																				
汚染拡散防止対策	鉛直遮水工 鋼矢板 L=3.0m																																																				
雨水排水工	W=600mm、H=600mm																																																				
雨水調整池	110m <sup>3</sup>																																																				
浸出水貯留槽	50m <sup>3</sup>																																																				
表面遮水工	8,000m <sup>2</sup>																																																				
確認項目	確認内容	確認方法	評価基準	備考																																																	
1 鉛直遮水工	施工範囲	測量検査	所定の範囲に施工されていること	施工検査を実施する																																																	
	施工深度	書類検査	所定の深度に到達していること																																																		
2 その他			原則として、書類検査による																																																		
項目	諸元																																																				
汚染拡散防止対策																																																					
雨水排水工																																																					
雨水調整池																																																					
浸出水貯留槽																																																					
表面遮水工																																																					
確認項目	確認内容	確認方法	評価基準	備考																																																	

要求水準書の内容	計画内容																																				
<p><b>4.5.2 不法投棄物撤去・運搬業務</b></p> <p>(1) 目的と機能 汚染拡散防止対策工事業務の完了後、不法投棄物撤去・運搬業務を実施する。</p> <p>(2) 実施設計時の技術的要件 ア 汚染拡散防止対策工事業務完了後、及び本施設建設工事業務完了後、不法投棄物撤去・運搬業務を実施する。 イ 不法投棄物掘削工事時及び工事完了時点で、さらに工事範囲等の追加が必要となった場合は、県の指示に基づき追加工事を行う。 ウ 追加工事に係る費用負担は、県負担とする。 エ 実施設計においては、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」のほか、地下水環境基準、土壌の汚染に係る環境基準等に準拠する。</p> <p>(3) 施工時の技術的要件 ア 不法投棄物掘削工事後、場外搬出するまでの間、一時仮置きを行う場所を確保し、一時仮置場において埋立不適物の選別・不法投棄物に付着している浸出水の削減を行う。 イ 不法投棄地から、県道那須・黒羽・茂木線までの搬出道路の整備を行う。 ウ 不法投棄物掘削工事に使用する重機は、ブルドーザやスケルトンバックホウ等、不法投棄物に適した機種を選定する。 エ 不法投棄物掘削工事により発生する湧水は、釜場排水で浸出水貯留槽へ排水を行う。また、浸出水貯留槽の浸出水は、タンクローリー車で本施設の浸出水処理施設に運搬し、処理する。 オ 不法投棄地内では、簡易な道路や急勾配でも走行可能な特装車等により運搬を行う。 カ 一時仮置きした不法投棄物の性状を確認しながら運搬車両に積込みを行う。 キ 運搬作業は、水密性の高い車両を使用するなどの対策を行い、不法投棄物の流出、粉塵等の拡散防止、臭気等の漏洩防止の徹底を図る。 ク 運搬車両による汚染拡散を防止するため、洗車施設を不法投棄地内に設置する。 ケ 不法投棄地を出る際には、洗車施設で洗浄を行い運搬車両へ付着した不法投棄物等を落とす。 コ 不法投棄物撤去・運搬業務の完了後、鉛直遮水工、雨水排水工等の汚染拡散防止対策工事業務において設置した構造物・設備等を撤去する。 サ 不法投棄物及び鉛直遮水工等の撤去後の掘削面は、崩壊等が生じないよう措置を講じる。</p> <p>(4) 完工確認 ア 実施設計に基づく範囲の不法投棄物及び汚染土壌の撤去が完了した時点において、県の確認を受ける。確認の結果、県が追加工事が必要と判断した場合には、県の指示により追加工事を行う。追加工事に係る費用負担は、県負担とする。 イ 汚染拡散防止対策工事業務において設置した構造物・設備等の撤去後の現地状況について、県の確認を受ける。</p> <p style="text-align: center;"><b>完工確認（参考）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>確認項目</th> <th>確認内容</th> <th>確認方法</th> <th>評価基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>不法投棄物撤去後の状況</td> <td>不法投棄物の撤去確認</td> <td>測量検査</td> <td>所定の範囲を撤去していること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>現地状況</td> <td>掘削面、構造物・設備等の撤去確認</td> <td>目視検査</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td>原則として、書類検査による</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	確認項目	確認内容	確認方法	評価基準	備考	1	不法投棄物撤去後の状況	不法投棄物の撤去確認	測量検査	所定の範囲を撤去していること		2	現地状況	掘削面、構造物・設備等の撤去確認	目視検査			3	その他			原則として、書類検査による		<p style="text-align: center;"><b>完工確認（参考）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>確認項目</th> <th>確認内容</th> <th>確認方法</th> <th>評価基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	確認項目	確認内容	確認方法	評価基準	備考						
番号	確認項目	確認内容	確認方法	評価基準	備考																																
1	不法投棄物撤去後の状況	不法投棄物の撤去確認	測量検査	所定の範囲を撤去していること																																	
2	現地状況	掘削面、構造物・設備等の撤去確認	目視検査																																		
3	その他			原則として、書類検査による																																	
番号	確認項目	確認内容	確認方法	評価基準	備考																																



様式 7

# 馬頭最終処分場整備運営事業

## 事業計画に関する提案書

様式 7-1 ( / )

審査項目	事業計画に関する提案書
	1. 事業の取組方針及び実施体制
<p>※落札者決定基準の評価項目「事業の取組方針及び実施体制」の「評価の主な視点」の項目ごとに提案内容を記載してください。その他特筆すべき点がある場合、別途項目立てて記載をしてください。</p> <p>【制限枚数：2枚】</p>	
A 4 判・縦	受付番号

様式 7-2 ( / )

審査項目	事業計画に関する提案書
	2. 資金調達及び長期収支の安定性

※落札者決定基準の評価項目「資金調達及び長期収支の安定性」の「評価の主な視点」の項目ごとに提案内容を記載してください。その他特筆すべき点がある場合、別途項目立てて記載をしてください。【制限枚数：3枚】

※以下に示す表については必ず記載してください。

表 資金調達計画

調達 総額	(合計)	円	→ア+イ+ウ	
内訳	出資金(計)…ア	円	出資者名	割合(%)
	うち	円		
	うち	円		
	うち	円		
	借入金(計)…イ	円	調達方法	割合(%)
	うち	円		
	うち	円		
	劣後ローン等(計)…ウ	円	調達方法	割合(%)
	うち	円		
	うち	円		

表 外部調達その他

①外部調達計画の概要

金融機関の名称	調達予定金額	条件 (実行予定時期・ 返済方法・金利等)	直近10年間のPFIプロジェクトファイナンス融資実績(事業名等)
	円		
	円		
合計	円	=イ	

② 資金調達計画の表中、「劣後ローン等」の欄に記載した調達についての条件及び条件設定の考え方

※記入欄が足りない場合は本様式に準じて追加してください。

※提案内容は、長期収支計画表との整合に留意してください。

※金融機関の融資確約書、関心表明書等を本様式とは別途添付してください。

様式7-3 (その1)

長期収支計画表

事業年度		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	事業期間累計		
損益計	営業収入																							
	処理手数料収入																							
	サービス購入料収入計																							
	サービス購入料A																							
	うち割戻元金相当分																							
	うち割戻金利益相当分																							
	サービス購入料B																							
	営業費用																							
	運営・維持管理費																							
	補修・更新費																							
	不法投棄物撤去費																							
	埋立完了後の管理費																							
	割戻原価																							
	償却費																							
	票への納付額(プロフィットシェアリング)																							
	営業損益																							
	営業外収入																							
	営業外費用																							
	支払金利																							
	長期借入金金利																							
	短期借入金金利																							
	営業外損益																							
	当期利益(税引前)																							
税務調整																								
課税損益																								
法人税等																								
うち法人県民税＝県税収																								
当期利益(税引後)																								

事業年度		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	事業期間累計		
資金計画	資金調達																							
	当期利益(税引後)																							
	国庫補助金																							
	県の補助金																							
	割戻原価戻入																							
	償却費戻入																							
	出資金																							
	短期借入金																							
	長期借入金																							
	資金需要																							
	当期損失(税引後)																							
	投資																							
	調査・設計費																							
	工事費																							
	雑中金利																							
	借入金償還 合計																							
	短期借入金償還																							
	長期借入金償還																							
	配当前資金残高																							
	法定準備金																							
	法定準備金清算																							
	内部留保金清算																							
	配当																							
未処分金(内部留保金)																								

事業年度		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	
償還	借入金残高																					
	法定準備金残高																					
	未処分金残高																					
評価	PIRR(%)																					
	EIRR(%)																					
	DSCR(各年)																					
指標	LLCR																					

- ※1 様式で求めている以外の算出根拠については、別シートにて算出根拠を明記してください。
- ※2 処理手数料収入の算出根拠（品目等毎の単次受入廃棄物量や処理手数料単価が記載されたもの）を別途提出してください。
- ※3 A3横版で作成しA4に折り込んでください。
- ※4 税抜き、千円単位で記入してください。
- ※5 可能な範囲で詳細に記入し、項目の追加・削除・変更が必要な場合には適宜行ってください。
- ※6 P I R R は初期投資に対するフリーキャッシュフロー、E I R R は出資金に対する配当の内部収益率とします。
- ※7 全ての提案書における内容及び数値について整合を保つよう注意してください。
- ※8 間数、計算式等を載した状態で記入してください。

受付番号

様式7-3 (その2)  
 <県の支払うサービス購入料>

(単位:円)

事業年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	事業期間累計	
サービス購入料A																						
サービス購入料B																						
県の支払うサービス購入料(=サービス購入料収入計)																						[A]
現在価値係数(割引率1.35%)	1.000	0.987	0.974	0.961	0.948	0.935	0.923	0.910	0.898	0.886	0.875	0.863	0.851	0.840	0.829	0.818	0.807	0.796	0.786	0.775		
県の支払うサービス購入料(現在価値換算後)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	[B]

- ※1 A3横版で作成しA4に折り込んでください。
- ※2 税抜き、円単位で記入してください。
- ※3 全ての提案書における内容及び数値について整合を保つよう注意してください。
- ※4 実際に県がサービス購入料を支払う年度に計上してください。(例)平成32年度の汚染拡散防止対策工事の出来高に対するサービス購入料は、当該年度終了後の請求により平成33年度に支払われるため、平成33年度に計上する。
- ※5 県の支払うサービス購入料の事業期間合計〔[A]欄〕は入札価格と整合させてください。
- ※6 サービス購入料に係る価格審査は、県の支払うサービス購入料(現在価値換算後)の事業期間合計〔[B]欄〕の価格で行います。
- ※7 関数、計算式等を残した状態で記入してください。

受付番号	
------	--



様式 7-4 ( / )

審査項目	事業計画に関する提案書
	3. リスク管理

※落札者決定基準の評価項目「リスク管理」の「評価の主な視点」の項目ごとに提案内容を記載してください。その他特筆すべき点がある場合、別途項目立てて記載をしてください。  
 ※以下に示す表については必ず記載してください。

【制限枚数：2枚】

表 本事業に効果的と考えられる保険の付保について

対象期間	保険の種類 (名称)	保険契約者	被保険者	付保内容	付保金額	免責事項
設計・建設期間中						
維持管理 ・運営期間中						

表 セルフモニタリングの考え方、実施内容、頻度等について

【設計・建設期間】

セルフモニタリング項目	実施主体	モニタリング内容	頻度

【運営・維持管理期間】

セルフモニタリング項目	実施主体	モニタリング内容	頻度

様式 7-5 ( / )

審査項目	事業計画に関する提案書
	4. 地域経済・地域コミュニティとの関わり方

※落札者決定基準の評価項目「地域経済・地域コミュニティとの関わり方」の「評価の主な視点」の項目ごとに提案内容を記載してください。その他特筆すべき点がある場合、別途項目立てて記載をしてください。

※以下に示す表については必ず記載してください。

【制限枚数：2枚】

表 県内企業への発注割合

	A	B		C
	事業費(事業期間)	地元企業への発注件数及び発注額(円)		事業費(A)における、地元企業への発注額(B)の割合(%)
	金額	件数	金額	金額(%)
初期投資費				
運営・維持管理費				
埋立完了後の管理費				
不法投棄物撤去費				
合計				

※事業費(A)は、初期投資内訳書、運営・維持管理費内訳書、埋立終了後の管理費内訳書、不法投棄物撤去費内訳書と整合に留意すること。

※地元企業への発注件数及び発注額は、SPCからの構成員、協力企業その他への直接発注若しくは構成員又は協力企業からの1次下請け又は受託者への発注を対象とする。

※必要に応じて行数は適宜追加すること。

※地元企業から関心表明書等(様式任意)を受領している場合は、写しを添付すること。写しは2ページ以内の枚数には含まない。

様式 8

# 馬頭最終処分場整備運営事業

設計・建設に関する提案書

様式 8-1 ( / )

審査項目	設計・建設に関する提案書
	1. 遮水対策
<p>※落札者決定基準の評価項目「遮水対策」の「評価の主な視点」の項目ごとに提案内容を記載してください。その他特筆すべき点がある場合、別途項目立てて記載をしてください。</p> <p>※以下の内容については必ず記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遮水機能のモニタリング方法、破損箇所検知の正確性、破損時の修復対応、修復期間</li> </ul> <p>【制限枚数：3枚】</p>	

様式 8-2 ( / )

審査項目	設計・建設に関する提案書
	2. 浸出水処理施設の性能
<p>※落札者決定基準の評価項目「浸出水処理施設の性能」の「評価の主な視点」の項目ごとに提案内容を記載してください。その他特筆すべき点がある場合、別途項目立てて記載をしてください。</p> <p>※以下については必ず記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸出水原水水質および処理水水質の測定項目・方法・頻度</li> </ul> <p>※浸出水処理に伴う発生塩類の有効利用先等の関心表明書等（様式任意）がある場合には本様式とは別途写しを添付してください。</p> <p>【制限枚数：3枚】</p>	

様式 8-3 ( / )

審査項目	設計・建設に関する提案書
	3. 被覆施設
<p>※落札者決定基準の評価項目「被覆施設」の「評価の主な視点」の項目ごとに提案内容を記載してください。その他特筆すべき点がある場合、別途項目立てて記載をしてください。 【制限枚数：3枚】</p>	
A 4 判・縦	受付番号

様式 8-4 ( / )

審査項目	設計・建設に関する提案書
	4. 環境への負荷低減及び自然との調和
<p>※落札者決定基準の評価項目「環境への負荷低減及び自然との調和」の「評価の主な視点」の項目ごとに提案内容を記載してください。その他特筆すべき点がある場合、別途項目立てて記載をしてください。</p> <p>※省エネルギー対策及び再生可能エネルギー利用による温室効果ガス削減率や削減量を記載する場合は、算定根拠資料を別途添付してください。</p> <p>【制限枚数：2枚】</p>	
A 4 判・縦	受付番号

様式 8-5 ( / )

審査項目	設計・建設に関する提案書			
	5. 配置・動線計画、施工計画			
<p>※落札者決定基準の評価項目「配置・動線計画、施工計画」の「評価の主な視点」の項目ごとに提案内容を記載してください。その他特筆すべき点がある場合、別途項目立てて記載をしてください。</p> <p>※以下については「要求水準書 2. 5 完工確認」を参考に記載してください。</p> <p>・主要施設の県の完工確認の内容</p>				
確認項目	確認内容	確認方法	評価基準	
<p>※以下については「要求水準書 3. 4. 6 環境管理業務」を参考に記載してください。</p> <p>・工事期間中の大気質、水質、騒音・振動等の自主基準値及び測定頻度</p>				
測定項目	測定箇所	自主基準値	法令基準値 (参考)	測定頻度
<p>【制限枚数：2枚】</p>				



初期投資費内訳書

単位：円

費目	金額							合計	合計のうち 補助対象事業費
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度			
本工事費(処分場本体)	0	0	0	0	0	0	0	0	
直接工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	
造成工事							0		
擁壁工事							0		
地下水集排水施設工事							0		
遮水工事							0		
雨水集排水施設工事							0		
浸出水集排水施設工事							0		
浸出水処理施設工事							0		
埋立ガス処理施設工事							0		
被覆施設工事							0		
搬入管理施設							0		
モニタリング設備工事							0		
管理棟工事							0		
道路工事							0		
洗車設備工事							0		
門扉・囲障設備工事							0		
防火設備工事							0		
防災調整池築造工事							0		
諸経費	0	0	0	0	0	0	0	0	
諸経費							0		
設計・調査費(処分場本体)	0	0	0	0	0	0	0		
関連調査							0		
実施設計							0		
工事監理							0		
その他							0		
その他費用	0	0	0	0	0	0	0		
建中金利							0		
融資組成関連費用							0		
その他( )							0		
初期投資費合計	0	0	0	0	0	0	0	0	

※ 消費税は含まないで記載してください。

※ 項目の追加・削除・変更が必要な場合には適宜行ってください。

(特定施設整備費内訳書)

【特定施設】

- ① 遮水工のうち多重バックアップ機能に関するもの
- ② 被覆施設
- ③ 浸出水処理施設のうち高度処理に関する次のもの
  - ・凝集膜分離(浸漬型膜処理)
  - ・電気透析処理

単位：円

費目	金額							合計	合計のうち 補助対象事業費	補助対象事業費のうち サービス購入料A (割賦金利除く)
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度				
特定施設整備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
土木・建築工事費(直接工事費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
遮水工事							0			
浸出水処理施設工事							0			
被覆施設工事							0			
設備工事費(直接工事費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
遮水工事							0			
浸出水処理施設工事							0			
被覆施設工事							0			
諸経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
諸経費							0			
サービス購入料A(割賦金利除く)合計									0	

※ 特定施設整備費のうち土木・建築工事費と設備工事費の合計(直接工事費)は、初期投資費内訳書に記載の特定施設に係る直接工事費の合計と整合させてください。

※ サービス購入料A(割賦金利除く)合計は、様式4-2「入札価格内訳書」のサービス購入料A(ア)割賦元金と整合させてください。

※ 消費税は含まないで記載してください。

※ 項目の追加・削除・変更が必要な場合には適宜行ってください。

受付番号

様式 9

# 馬頭最終処分場整備運営事業

運営・維持管理に関する提案書

様式 9-1 ( / )

審査項目	運営・維持管理に関する提案書
	1. 施設管理

※落札者決定基準の評価項目「施設管理」の「評価の主な視点」の項目ごとに提案内容を記載してください。その他特筆すべき点がある場合、別途項目立てて記載をしてください。

※以下については必ず記載してください。

- ・運営・維持管理における人員体制

人員 (会社名)	業務内容	経験年数	保有資格等

【制限枚数：3枚】

補修・更新計画書

■本事業期間

(単位：円)

分類	項目	内容等	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	H42年度	H43年度	H44年度	H45年度	H46年度	H47年度	H48年度	合計
土木																		
建築	例：外壁塗装	例：○年毎に△、○年毎に◇を想定																
設備																		
合計																		

■本事業期間終了以降【参考】

(単位：円)

分類	項目	内容等	H48年度	H49年度	H50年度	H51年度	H52年度	H53年度	H54年度	H55年度	H56年度	合計
土木												
建築	例：外壁塗装	例：○年毎に△、○年毎に◇を想定										
設備												
合計												

- ※1 A3横版で作成しA4に折り込んでください。
- ※2 円単位で記載してください。
- ※3 項目の追加・削除・変更が必要な場合には適宜行ってください。
- ※4 消費税は含めないで記載してください。

受付番号

様式 9-3 ( / )

審査項目	運営・維持管理に関する提案書
	2. 埋立計画
<p>※落札者決定基準の評価項目「埋立計画」の「評価の主な視点」の項目ごとに提案内容を記載してください。その他特筆すべき点がある場合、別途項目立てて記載をしてください。 【制限枚数：3枚】</p>	

様式 9-4 ( / )

審査項目	運営・維持管理に関する提案書
	3. 環境保全対策及び環境への負荷低減

※落札者決定基準の評価項目「環境保全対策及び環境への負荷低減」の「評価の主な視点」の項目ごとに提案内容を記載してください。その他特筆すべき点がある場合、別途項目立てて記載をしてください。

※以下については必ず記載してください。

- ・運営・維持管理期間及び埋立終了後の管理期間における環境保全基準（測定項目、自主基準値、測定箇所および頻度）

測定項目	測定箇所	自主基準値	法令基準値（参考）	測定頻度

【制限枚数：2枚】

様式 9-5 ( / )

審査項目	運営・維持管理に関する提案書
	4. 見学者対応・情報発信
<p>※落札者決定基準の評価項目「見学者対応・情報発信」の「評価の主な視点」の項目ごとに提案内容を記載してください。その他特筆すべき点がある場合、別途項目立てて記載をしてください。 【制限枚数：2枚】</p>	

様式 9-6 ( / )

審査項目	運営・維持管理に関する提案書
	5. 営業活動・顧客創出
<p>※落札者決定基準の評価項目「営業活動・顧客創出」の「評価の主な視点」の項目ごとに提案内容を記載してください。その他特筆すべき点がある場合、別途項目立てて記載をしてください。</p> <p>※受入廃棄物の確保については、品目や排出事業者等の観点から考え方を記載してください。</p> <p>※産業廃棄物の排出企業から関心表明書等（様式任意）を受領している場合は、本様式とは別途写しを添付してください。</p> <p>【制限枚数：3枚】</p>	



## 運営・維持管理費内訳書

単位：円

費 目	年間の費用	内容説明（又は考え方）
人件費		
委託費		
ユーティリティ費		
薬剤費		
点検費		
分析費		
販売費及び一般管理費		
合 計	0	—

- ※ 消費税は含めないで記載してください。
- ※ 補修・更新費は含めないで記載してください。
- ※ 運営・維持管理期間における各年度の代表的な費用を記載してください。
- ※ 項目の追加・削除・変更が必要な場合には適宜行ってください。

受付番号	
------	--

## 埋立終了後の管理費内訳書

単位：円

費 目	2年間の費用	内容説明（又は考え方）
人件費		
委託費		
ユーティリティ費		
薬剤費		
点検費		
分析費		
最終覆土業務費		
販売費及び一般管理費		
合 計	0	—

- ※ 消費税は含めないで記載してください。
- ※ 補修・更新費は含めないで記載してください。
- ※ 項目の追加・削除・変更が必要な場合には適宜行ってください。

受付番号	
------	--

様式 10

## 馬頭最終処分場整備運営事業

不法投棄物撤去に関する提案書

様式 10-1 ( / )

審査項目	不法投棄物撤去に関する提案書
	1. 事前調査及び環境対策
<p>※落札者決定基準の評価項目「事前調査及び環境対策」の「評価の主な視点」の項目ごとに提案内容を記載してください。その他特筆すべき点がある場合、別途項目立てて記載をしてください。</p> <p>※以下については必ず記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・不法投棄物撤去範囲の事前調査項目、調査方法数量</li></ul> <p>【制限枚数：2枚】</p>	

様式 10-2 ( / )

審査項目	不法投棄物撤去に関する提案書
	2. 汚染拡散防止対策及び不法投棄物撤去・運搬

※落札者決定基準の評価項目「汚染拡散防止対策及び不法投棄物撤去・運搬」の「評価の主な視点」の項目ごとに提案内容を記載してください。その他特筆すべき点がある場合、別途項目立てて記載をしてください。

※以下については必ず記載してください。

・汚染拡散防止対策工事の完工確認の内容

確認項目	箇所	確認方法	評価基準

・不法投棄物撤去工事の完工確認の内容

確認項目	箇所	確認方法	評価基準

【制限枚数：3枚】

不法投棄物撤去費内訳書

単位：円

費目	金額								
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	合計
汚染拡散防止対策工事 (サービス購入料B-1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
設計・調査費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関連調査									0
実施設計									0
工事監理									0
工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚染拡散対策工事									0
諸経費									0
不法投棄物撤去・運搬・処分 (サービス購入料B-2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
撤去・運搬・処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸経費									0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- ※ サービス購入料B-1、B-2は、様式4-2「入札価格内訳書」のサービス購入料B-1、B-2と整合させてください。
- ※ 消費税は含めないで記載してください。
- ※ 項目の追加・削除・変更が必要な場合には適宜行ってください。

受付番号	
------	--

様式 11

## 馬頭最終処分場整備運営事業

自由提案事業に関する提案書

様式 11-1 ( / )

自由提案事業に関する提案書	
1. 自由提案事業	
<p>※自由提案事業について提案がある場合は記載してください。 ※施設整備を行う自由提案については、整備概要のわかる設計概要書（建築面積、床面積、構造、階数、高さ等）や平面図等の図面を別途添付してください。 【制限枚数：2枚】</p>	
A 4 判・縦	受付番号



様式 12

## 馬頭最終処分場整備運営事業

プロフィットシェアリングに関する提案書

様式 12-1

審査項目	プロフィットシェアリングに関する提案書																
	1. プロフィットシェアリング																
<p>※落札者決定基準の価格審査「プロフィットシェアリング」及び入札説明書別紙1「処理手数料収入の考え方」を踏まえ以下に示す項目について記載してください。</p> <p>【制限枚数：1枚】</p> <p>(1) 提案単価</p> <p>プロフィットシェアリングを行うための提案基準単価について提案してください。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">基準単価※1</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>一</td> <td rowspan="2">円/t</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※1：基準単価は16,200円/t以下（100円未満切り捨て）で提案してください。</p>						基準単価※1	万	千	百	十	一	円/t					
基準単価※1	万	千	百	十	一		円/t										